

第六十七回国会 衆議院 沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第四号

昭和四十六年十一月十三日(土曜日)

午前十時五分開議

出席委員

委員長 床次 徳二君

理事 金丸 信君 理事 國場 幸昌君

理事 二階堂 進君 理事 漢 徹郎君

理事 毛利 松平君 理事 久保 三郎君

理事 細谷 治嘉君 理事 中川 嘉美君

理事 門司 亮君

池田 清志君 石井 一君

宇田 國榮君 小淵 恵三君

大石 八治君 大野 明君

大村 襄治君 奥田 敬和君

加藤 陽三君 木野 晴夫君

佐藤 守良君 正示 啓次郎君

關谷 勝利君 田中 伊三次君

田中 龍夫君 谷垣 專一君

谷川 和穂君 西銘 順治君

藤波 孝生君 三ツ林 弥太郎君

武藤 嘉文君 村田 敬次郎君

森 喜朗君 森下 元晴君

山下 徳夫君 豊 永光君

井上 普方君 石川 次夫君

川俣 健二郎君 木島 喜兵衛君

武部 文君 美濃 政市君

山口 鶴男君 伊藤 惣助丸君

桑名 義治君 斎藤 実君

二見 仲明君 小平 忠君

田畑 金光君 東中 光雄君

米原 昶君

出席國務大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君

法務大臣 前尾 繁三郎君

外務大臣 福田 赳夫君

大蔵大臣 水田 三喜男君

出席政府委員

内閣法制局長官 高辻 正巳君

人事院事務総局長 茨木 広君

管理局長 砂田 重民君

官 總理府総務副官 鶴崎 敏君

防衛庁参事官 久保 卓也君

防衛庁防衛局長 島田 豊君

防衛施設庁長官 長坂 強君

防衛施設庁総務部長 銅崎 富司君

防衛施設庁総務部長 岡部 秀一君

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策 岡田 純夫君

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策 田辺 博通君

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策 吉野 文六君

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策 井川 克一君

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策 伊藤 宗一郎君

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策 藤木 栄君

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策

沖繩・北方対策 沖繩・北方対策

沖繩及び北方問題に関する特別委員会議録第四号

委員の異動

十一月十三日

辞任

天野 光晴君

木野 晴夫君

佐藤 文生君

笑輪 登君

同日

奥田 敬和君

西銘 順治君

村田 敬次郎君

森下 元晴君

同日

奥田 敬和君

西銘 順治君

村田 敬次郎君

森下 元晴君

同日

奥田 敬和君

西銘 順治君

村田 敬次郎君

森下 元晴君

同日

奥田 敬和君

西銘 順治君

村田 敬次郎君

森下 元晴君

同日

奥田 敬和君

西銘 順治君

村田 敬次郎君

森下 元晴君

同日

本日の会議に付した案件

沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案(内閣提出第一号)

沖繩の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案(内閣提出第二号)

沖繩振興開発特別措置法案(内閣提出第三号)

沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案(内閣提出第六号)

国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件(内閣提出、承認第一号)

沖繩平和開発基本法案(細谷治嘉君外十六名提出、衆法第一号)

○床次委員長 これより会議を開きます。

内閣提出にかかる沖繩の復帰に伴う特別措置に関する法律案、沖繩振興開発特別措置法案、沖繩における公用地等の暫定使用に関する法律案、国家公務員法第十三条第五項および地方自治法第五十六條第六項の規定に基づき、人事院の地方の事務所設置に關し承認を求めの件及び細谷治嘉君外十六名提出にかかる沖繩平和開発基本法案、以上の各案件を一括して議題といたします。

質疑を続行いたします。中川嘉美君。

○中川(嘉)委員 七二年に沖繩が本土に復帰するといふことはたいへんに喜ばしいことでありますけれども、返還協定の中身を見ると、やはり日米間に多くの問題が残されておる、このことは隠しきれない事実だと思ひます。沖繩・北方問題に關する特別委員会としては、やはり沖繩の特別措置法をはじめとする関係法案の慎重審議を行なう場でありまうけれども、これらの土台である、返還協定といふものを抜きにしては考えられないといふこともまた事実ではないかと思ひます。

そこで、私はきょうは、この返還協定にも関連をしつつ質問を進めてまいりたいと思ひます。

まずお聞きしたいことは、返還協定で政府が目玉商品である、このようにいっておるその那覇空港のことですけれども、この那覇空港は、はたして間違ひなく日本に全面返還されますかどうか。きょうは総理も御出席をされておりますので、この第一問、総理にひとつこの点を伺つておきたいと思ひます。

○福田國務大臣 私がかわつてお答えを申し上げますが、那覇空港は返還時には間違ひなくわがほうに復帰されると信じております。

○中川(嘉)委員 いま外務大臣の御答弁をいただいたわけでありまうけれども、先ほど私が申し上げ

げたように、那覇空港というのは全面返還、私はそういうふうな表現をさつき使いましたけれども、これは間違いありませんか、どうでしょう。

○福田国務大臣 申すまでもなく全面返還でございます。

○中川(嘉)委員 これは外務大臣がそのようにおっしゃるわけですから、いまのところはそういうことを前提としてお話を進める以外にないと思いますけれども、それではさうすぐ具体的な質問に入りたいと思いますが、返還協定の七条に「この協定の効力発生の日から五年の期間にわたり、合衆国ドルでアメリカ合衆国政府に対し総額三億二千万合衆国ドルを支払う」というふうに出ておりますけれども、この三億二千万ドルの中に、対潜哨戒機の移転費用がはたして含まれておるかどうかが、この問題が私にまっ先に突いてお聞きをしたい点でございます。先ほど申したように、もうここからすぐ具体的な質問に入るようでありまして、この点に關して、はたして含まれておるかどうかが、御答弁願いたいと思っております。

○福田国務大臣 それは含まれておりませんでございます。

○中川(嘉)委員 含まれていない、こういう御答弁でありまして、含まれてないということとであれば、これはそれでは、はたして何年度の予算でこの分を支出するのか、この点どうでしょう。

○福田国務大臣 これは大蔵大臣の分野でございますが、三億二千万ドルというのは、これはアメリカ政府に対して日本国が支払うという額でありまして、その中にはP3の撤去費は入っておりません。それじゃその撤去費はどうするのかといいますが、地位協定の精神に従いましてわが国において支払う、こういうことになりました。

そこで、その支払い方につきましては、あるいは四十七年度予算でお願いをするということになりますか、あるいは場合によりましてはまた他の

支出方法をとるか、その辺はまだきめておりませんけれども、いずれにいたしましても、わが国においてこの支払いをするという手続をとりまします。

○中川(嘉)委員 いま大臣は、四十七年度予算という形で御答弁されたわけですが、これは、それじゃ本年度じゃないということですが、これからこの質問を展開する前に、本年度でないということをやっと大臣確認していただけたらいいか。いま四十七年度からとおっしゃった。本年度の予算の中に入っていないということですね。

○福田国務大臣 たいはいの、本年度予算には入っておりません。ですから、四十七年度予算として支出をお願いしますが、あるいは予備費を使用するというような事態が起こりますが、まだ大蔵当局で検討中でありまして。

○中川(嘉)委員 ここに、愛知元外務大臣の背景説明が私の手元にありますけれども、これは御承知のとおり、六月十七日の夜、いわゆる沖縄返還協定調印式のあとで、愛知外務大臣がこの背景説明というものを言っている。その中でP3の移転の問題につきましても述べておられるわけですが、この中を見ますと、「P3の完全撤去に必要な経費は三億二千万ドルには含まれておらず」、これはもうおっしゃる通りです。ところが、「日本国政府の本年度予算から経費を支出することになる。」はつきりとここにうたわております。

これは、ちょっと外務大臣、その辺の連絡がどうなっているのやら、いまの御答弁では、これは全く食い違った。愛知元外務大臣は四十六年度、これはもう背景説明できちんと言っておる。それに対して、四十七年度というふうな御答弁が返ってきたわけですが、私は、これはすんなり通ってしまふかと思つたけれども、まずこゝでつまづいてしまふかと思つた気がする。

そういうわけで、外務大臣福田さんがおっしゃりたいのの御答弁からしますと、この愛知外務大臣のこの背景説明というものは、これは何で

すか、訂正されるわけですか、この場所。○福田国務大臣 その支出は、ことしの補正で実は組むかどうかということについて検討したんです。ところが、そのときはまだどのくらいの費用が必要なのかということが補正に間に合いません。したがって、補正予算には組み入れなかつたのでありますから、したがって次の他の対策をとらなければならぬ。他の対策とすると、いま重ねて補正というのを考えておられませんものですか。四十七年度予算になるかあるいは四十六年度予算の予備費支出ということになるか、いま大蔵当局で検討中である、こういうふうにお聞き上げているのであります。趣旨は愛知外務大臣の背景説明と変わっておりませんでございます。

○中川(嘉)委員 まあ、変わっていないというふうにおっしゃるわけですが、これは結果的に、まあ今年度というものは無理であれば、これは来年度という答弁が出るを得ないけれども、こゝでもって、私がひょっとつづいたところだけで、もうこういう変更が出てきている、こういうことになると思うのですが、この中には、愛知さんはこういうふうにおっしゃっている。「那覇空港については、復帰までに懸案の対潜しょう戒機P3も完全に撤去され、同空港は完全復帰となる。」そして、この次は先ほど私が読んだところで、三億二千万ドルになつていくわけですが、こういうふうになつたん背景説明が時の外務大臣によつてきちんとなされたことが、もうこういうことでぐらぐらつとできておるといふことは、私はただ単にこの予算面だけではない、このほかいろいろいろいろ米請求の問題、あるいは協定全体の評価、あるいは基地自由使用の否定、VOAの問題、いろいろこう出てきておられますけれども、前外務大臣といふまの福田さんとの間でもうすでにそういうふうな予算面における食い違いが出てきておる。こういうことで非常に、私にまっここでこういふことが心配されるわけですが、まあこのままですぐ次へ進んでみます。

先ほどからP3ということをお聞き上げておりますけれども、このP3が撤去されるための必要経費というものは、いま四十七年度というふうなことでしたけれども、これはどのくらいの額になりますか。その撤去費用、どのくらいの金額になるか、お答えをいただきたいと思つた。

○福田国務大臣 その額はまだわかつていないのです。つまり、その額がわかつていないというために補正予算に計上することができなかった、こういうことで、いま鋭意その額を見積もつておるといふ最中でございます。

○中川(嘉)委員 額がわからないとおっしゃるのは、それは私はおかしいと思つた。私も沖縄へ行つて現に見てきた、あのP3の施設関係。私はしろろとですから、はたして、そういう建物なりいわゆる施設関係とか宿舎とか格納庫とか、そういうもののどのくらいあるものか、これはしろろとで判断できません。しかしながら、少なくとも外務省あるいは防衛庁なり、調査された専門家であるならば、そういう施設がはたしてどのくらいあるものか、これは当然もうこの段階にわかつてなければならぬと私は思つた。

それじゃ、これと関連してお聞きしますけれども、那覇空港にあるようなP3の施設を移転するわけですから、別につくるとなると、それはどのくらいかかるか、費用は。

○福田国務大臣 大体二千万ドル以下というふうには踏んでおるのです。しかし、具体的にまだ、そのP3が嘉手納の飛行場に移転するのか、あるいは他の飛行場に移転するのか、そういうふうな基本的なことがきまつておりませんので、したがって、まだ精細な見積もりをするのができない。補正予算をいやくともお願いをするというところになれば、これは精細な内容を持たなければならぬ。それができなかったものですからお願いすることができなかった、そういうのが実情でございます。鋭意いまそれを詰めておるといふ最中でございます。

○中川(嘉)委員 そうすると、まあ二千万ドルとおっしゃったのですが、この金額、このくらいは

とれるのですね、そうすると二千万ドル。これはどうですか。

○福田外務大臣 せいぜいまあ二千万ドルぐらいだろう、こういうふうに通つておるのですが、これは米政府に支払うんじゃないのです。わが国がそれだけの金を使って施設を建ててやる、こういう性格のものであります。米政府に支払う金額は三億二千万ドル、これ以上のものはございません。

○中川(嘉)委員 これはまあ当然そんなことはもうわかってなければならぬということですが、けれども、そうでないと、結局、いわばアメリカの言うなりになってしまう。したがって、こんなことは、いわゆる米側との交渉とか何とかいって、現時点でまだそういう段階であるということ、これはもうおそろしい以外の何ものでもないと思ひますけれども、先ほど二千万ドルとおっしゃったこの金額というのは、円に直せば七十二億円。この七十二億円といつても、結局は国民の税金からこれは払わざるを得ないという、そういうものじゃないですか。これは結局、実際の査定もしないで——先ほどよく詳しく調べておりましたとおっしゃったのですが、査定もしないでアメリカに支払うと、これはもう重大問題だと私は思ひます。

そういうことであると、これはもう最初から、もう少しあとで、私はずつといろいろとこまかいところをお聞きしようと思つたが、初めのところでも突つかかつてしまつたような感じがしますけれども、きょうはやはりテレビとかラジオで皆さん聞いたり見たりしていらつしやる。こういう国民の皆さんが、こういうことではやはりどうも信頼できないというところになってくるのじゃないか。まあ来年の七月に、どんなにおそくとも沖繩は返つてくるとなれば、こんなことはもうとくにきつちと金額なんというものはわかつていなければならぬと私は思ひます。

そういう意味で伺いますけれども、はつきりとしたこの移転経費、これはいつごろわかりますか。さつき二千万ドル程度あるはそれ以下とおっしゃつたのですが、どうでしょうか。

○福田外務大臣 中川さんのことばじりというわけではございませんけれども、二千万ドル以内という額は、アメリカ政府に対して支払うんじゃないのです。これはわが国が精細に見積りまして、そしてわが国においてその施設を築造する事業を取り行なう、それに二千万ドル、つまり七十億ぐらい、あるいはそれ以内の金額がかかるんじゃないか、こういうふうに通つておるのです。が、どういふ施設をつくる、またそれをどこにするんだというふうなことになりますと、まだその行く先がきまらぬという前提もありまして、精細な見積もりができない。そこで四十七年度予算になりますかあるいは本年度の予備支出ということになりますか、そういうふうに通つておると思ひます。これは鋭意いまその調査を進めておるといふ最中でございます。

○中川(嘉)委員 先ほどから申し上げておるP3ですけれども、これは米海軍の対潜哨戒機であるというところは御承知のとおりですけれども、二十四時間体制でもつて沖繩一帯の海上を哨戒している、こういう哨戒機ですけれども、これについて撤退させるための必要経費として二千万ドル、七十二億円をアメリカが日本側に要求してきた、このようにいわれておるわけですか。これはどうでしょうか。事実関係はどうなつておるのですか。

私が別に入手した情報によりますと、アメリカ側が要求してきた、ほんとうに要求してきたのかどうか、この辺をひとつこまかさに正直に答えていただきたいと思います。

○福田外務大臣 率直に申し上げますが、これは、アメリカの要求というよりはむしろ日本の要求なんです。P3をのけてくれ、これはわが国の要求であります。そうしますと、そういう際には、地位協定からいいますと、わが国がその代替施設をつくるということになつておるのです。まだ那覇飛行場は、今日は米国の施政権下にありますが、ありますが、返還協定発効後におきましては

当然そうしなければならぬ、そういうことになら。しかし、発効前ではありますけれども、発効後に準じてわが国が支払う。そしてその支払いをして、どうかひとつP3は撤去してくださう、こういう要請をし、これにアメリカ政府が同意した、これが真相でございます。

○中川(嘉)委員 今度は私が外務大臣のことばじりをとるようすけれども、アメリカ側にお願ひをした、このような意味のお話がありましたけれども、そうすると、どいてくれということは、これはあまりきつたくないんだけれどもどいてくれ、こういうことも考えられますね。どいてくれと言つて、それで、おっしゃるとおりどきましよう、私も実はきのうからどきまかつたんだ、そんなことはないと思ひます。やはりその裏にはあまりきつた意図がなくて、そういうんだから、一応それは表面上といひますか、同意せざるを得ないだろうというふうな政治論から、そういう判断を下さざるを得ないというふうになるかもしれない。これは、私はそういうふうに通つておると思つたわけですが、

となると、アメリカは実際問題としてこの移転を渡つておるんじゃないか、移転そのものを渡つておるんじゃないか、このように思つたわけですが、けれども、どうですか。アメリカ側としてはほんとうに移転する意思があるのかどうか、それとも、もともとそんなものはさらさらないので、いまここにきて渡つておるのかどうか、この辺の事実関係がどうもはつきりしない。こういうわけなんですけれども、外務大臣として何かその辺、アメリカからその後のいきさつなり、正直にこゝで答えていただいたほうがいいと思ひます。これからずっと私は質問を続けてまいりますけれども、どうでしょうか。

○福田外務大臣 当初、交渉過程では、P3の撤去についてはアメリカは消極的な態度を示したわけですが、しかし、沖繩の本土復帰だ、その中でも那覇空港、これは目玉商品です。それがP3が存在するといふままに日本に返還をされるというこ

とになると、わが国の那覇空港、民間航空等の使用計画に支障がある。そこで、強くP3の撤去を要求し、そして完全無欠なものとして那覇空港を返還したい、こういうことを主張したわけなんです。これに対して、なかなか米政府は応諾をしませんでしたが、われわれは、それではわれわれで代替の施設はつくりましょう、ですからひとつ了承せられた、こういう経過を踏まして、アメリカ政府はP3の撤去を了承し、そのかわり日本で代替施設をつくる、こういうことになつたわけでありまして、そういうことになりました以上は、返還日までは必ずP3は撤去され、完全無欠な那覇空港の返還が実現されるのだ、こういうふうに通つておるわけですが、これは、その協定が締結になりました以後において情勢の変化は全然ございません。

○中川(嘉)委員 これは那覇空港が目玉商品といふことをはつきりと、やはり外務大臣もいまお口にされたわけですが、目玉といひましても、まあ目玉焼きを言うわけではないですけれども、あまり大きな目玉焼きではない。卵焼きもあれば、オムレツもあるんじゃないか、沖繩には。私はそう思ひます。

そういうわけで、いまの御答弁からして、それはどのくらいの移転期間——そのまますつかりすんなり受けて私はお聞きするのですが、そのための移転期間はどのくらい必要なのか。そしてまたどこへ移転するのか。これはもうこの辺の時点ではつきりとわかつておられていいのじゃないですか。

○福田外務大臣 いま鋭意アメリカと話をしておる。そしてアメリカ側が嘉手納に移るのか、その他の飛行場に移るのか、それが決定しますと早速に計画ができるわけでありまして、計画ができれば今日の工事技術、そういうものを考えますとそういう時間はいくらも、返還日にはP3がない状態、これができる。またそれをさせなければならぬ、そういうふうに通つておる。

○中川(嘉)委員 嘉手納という例も出てまいりましたが、これは移転先として確かに嘉手納が非常に有利視されているけれども、アメリカ空軍はP3が移ってくるというに対して空港が狭く、なつて危険である。嘉手納のほうです、そういうふうになっている。これは強く反対しているわけですよ。それで、那覇空港なら、それでは逆にいえば危険であつてもかまわないのか、このように正直に言つて反論したくなつてくる。そんなことになれば、将来さらに民間の日本人たちもどんどんそこへ出入するが、そこでもつていつまでもどかなくて、しかも、自衛隊の飛行機とアメリカのP3と、それからいわれる日本の日本航空、JAL、こういったものが飛びかつて、こんなことではニアミスが続出してしまふ。このように、それこそこつちが危険を感じるわけですから、この辺はどうか先ほどの御答弁によりますと、嘉手納基地のアメリカ空軍のそういうような反対意向というものが、外務大臣はまだもう一つおわかりになつておられないのじゃないか、このように思うわけですよ。

それから、できるだけ早く返還時までは必ず撤去いたしますという確信にあつた外務大臣の御答弁がありましたけれども、これは、そんな簡単な甘いものではないと私は思います。対潜哨戒機の代替施設をつくるだけでも、これは十カ月以上かかるというわけでおる。この十カ月以上かかる——これは特殊ないわゆる電子機器を積載しているわけですね。したがって、そういう関係のものも全部一切を移転することになるわけですよ。これは十カ月以上かかる、こういうふうにいわれております。そういう意味で、先ほど外務大臣がおっしゃつたのは、きつとこれらの航空設備の建設ですか、これは確かに半年くらいであるいはできるかもしれない。しかしながら、そのものずばりどこかに移して、もとの同様の機能というものを発揮するためには、やはり十カ月以上かかるのであれば、来年七月——政府がおっしゃっている四月なんというのは問題になりません。期間という点から言えば、とてもじゃないけど間に合わない。それじゃ、アメリカが言つていてところの来年の七月と踏んでも、十カ月かかるのですから、これは工事を十月から始めていなければならぬ。いまもう十一月ですよ。こんなことで、やはりこの移転問題について、大臣、非常に申しわけないのですけれども、まだまだ御答弁の中に私は甘さが感じられてならない。ほんとうに返還のときに、そのような対潜哨戒機の設備関係は一切間違ひなく移転するのかどうか。このことに対して、私は非常にこの時点でまたもう一つ不安が出てくるわけですよ。

ここに一度、先ほどのアメリカがどかどかないかという問題に戻るようだけれども、どうですか、はつきりおっしゃつていただきたいのですが、アメリカとしては、何となく、現時点において、もうちょっと待つてくれなかつたというふうなニュアンス、そういうような表現がはたしてこちらのほうにぶつかつてきているのかですね。私が聞いた情報では、先ほどの外務大臣の御答弁とは確かに違ひます。移転先についてアメリカ政府が決定を保留していると言われております。保留しているのです。ですから、私たちはこのことをずつと調査して申し上げているわけなんです、一つ一つやはり慎重に——総理がよくお使いになる、慎重に御答弁いただかないと、これからずつと質問が続いていきますから、ひとつこれから質問についてもお答えをいただきたいと思ひます。どうですか、これはアメリカは決つていないのですか。

○福田田務大臣 先ほどるる申し上げましたように、初めはP3のくというところについては消極的な態度だったのです。しかし、もう返還協定の付属表において約束はできたのです。できた今日において、アメリカが決つていふようなことはあり得ないし、またそういうような接合はありませぬ。いま一生懸命になつてアメリカは、どこに移すか、またどう施設をつくるかということを検討している。それで、いま中川さんの御指摘の

ように、これがおくれますと、返還時期に影響してきますので、私もあせつておるのです。これはアメリカに対しては督促をいたしておる、そういうような状態でありませぬ。結論をいたしましては、返還日までには必ずこれを撤去せしめる、こういうことをはつきりと申し上げさせていただきます。

○中川(嘉)委員 返還時までははつきりと撤去せしめる、このように御答弁をいただいたわけですから、これはあくまでもこつちが、日本側がはつきりおっしゃるに判断し、決定しているのかと言えませぬ。私は、いろいろほかの情報も聞いておるけれども、一つ一つここで言う必要もないと思ひますけれども、要するに、対米折衝を続けておられますというこつちの中から、私は、それじゃ、P3ならP3を一日も早く撤退してしまふなければ、この返還協定のあれにも反して、返つてくる期日がおくれたらたへんだという先ほどの御答弁ですね、確かにそのとおりだと思ふのですが、その対米折衝とおっしゃつた、こつちからそういうふうな要望を出した、それに対して、どういう返事がアメリカから返つてきておるか。続けておる以上は、一回だけやりましたというのじゃない、続けておる以上は、何かそこに往復のことばの交換なり文書の交換なり、何かそういう——こういう大きな問題です。ただ、あまりやつていらつしやらないというのを私は言つちやいけなかつたけれども、やつていらつしやらないにかかわらず、もしそういうふうな続けておるという表現をされている——まあこのように思いたくないけれども、先ほどのようにおっしゃつた以上は、何か向こう側の意思表示、いや、それはもうおくれおつておる申しわけない、大体いつ幾日ぐらいいまでは一つの見通しをつけたのか、こういうものは何か返つてきてなければならぬと思ひますが、どうでしょうか。外務省として、何かそういう見解を受け取つておられますか。

○福田田務大臣 その種の折衝は、文書の往復なんかいりませぬです。これはもうじき向き向うのひと話し合う、そういうことです。文書はございませぬ。しかし、いまアメリカ側の反応は、行き先がまだ確定をしないんだ、そこで弱つてゐるんだ、こういうことなんです。しかし、これはもう約束は約束でありまして、返還日までにはわが日本に対して、P3の撤去を約束しておる。この約束を踏まえて、アメリカ軍も行動しておる、こういうことには間違ひはございませぬですから、その辺は御安心願ひたい、かように存じます。

○中川(嘉)委員 それでは、これはもうあんまり続けませぬ。最後にもう一つだけこのことについて……

そうしますと、政府は、撤去が返還までに間に合うというに自信があるんですね。これが最後、この問題について聞いておきたいと思ひます。ありますね。

○福田田務大臣 確信を持って取り組んでおります。

○中川(嘉)委員 確信を持って取り組んでおります——私はあんまりこつちをとりえたくないのですが、私が聞いているのは、間に合いますねと聞いているのです。取り組むことはもうあたりのまへのことなんで、政府は、その返還までにP3がどいていく、そこに何もなくなる、そのことは、びつとその時点に間に合いますねと伺つてゐるわけですよ。

○福田田務大臣 返還日までにはP3が撤去されます。これには間違ひはございませぬです。

○中川(嘉)委員 くだいようでありますけれども、P3が撤去される。飛行機だけどこかへ行つてしまつた。あのときP3が撤去されると申しましたといつて、あとになつて、あのときは施設と最終的には申し上げませんでした、それでは困るわけですね。どうですか、私がいまお伺ひしているのは、間に合うかどうか、全部その施設が完

べきに撤去されるかどうか、この点を伺つておるわけですよ。

○福田田務大臣 撤去されるかどうか、この点を伺つておるわけですよ。

○中川(嘉)委員 撤去されるかどうか、この点を伺つておるわけですよ。

○福田田務大臣 撤去されるかどうか、この点を伺つておるわけですよ。

○中川(嘉)委員 撤去されるかどうか、この点を伺つておるわけですよ。

○福田田務大臣 撤去されるかどうか、この点を伺つておるわけですよ。

○中川(嘉)委員 撤去されるかどうか、この点を伺つておるわけですよ。

せん。

○中川(嘉)委員　それでは、どうも私は、この六十一と六十六がこんなにくっついている、同じリストで、非常に苦しい御答弁をなさっているの
で、この辺でこんなことをしておつたら全然進まないの、ちょっと伺いたいのですが、来年七二年ですね。返還協定の六条二項、これでもって

「施設及び区域の外にあるものは、同日に日本國政府に移転する。」かういふようなことが書いてありますけれども、この規定に従つて、日本國政府に移転される財産、これは出ていますけれども、この表の中に出ておるこの財産、一番初めに

「那覇空港施設」が載っているわけです。そしてまた当然これはC表にも「那覇空港」が出ております。そういうわけで、私たちが理解しておつても、先ほど来申し上げているようないまの施設は、すなわちA表の六十六の那覇空軍それから海

軍、こう出ているわけですけれども、間違ひなく軍閥係ですよ。こういうものがあるじゃないですか。どうですか。これはどういふことか私もさっぱりわからない。この点を説明をしていただきたいと思っています。

○吉野政府委員　那覇空港はそれ自体、現在民間も使っておりますし、復帰後は全部日本の民間空港及び自衛隊の使うところになるわけでございますが、それ自体非常に財産的価値がある。たとえば、滑走路の舗装とか、管制塔とか、いろいろ

の意味でそれ自体財産的価値がある。したがってわれわれとしては、基地としての面と——それがC表に出ておりますが、それから財産の面と、そういう二つの面からこれを考えている次第でございます。

も聞いていません。私が聞いているのは、いわゆる日本国政府に移転される財産、ことばの中にはこういう形で出てくるけれども、この返還されてくる空港施設とC表に出てくるこの二つは当然こ

こに出でているわけですね。そのいわけを那覇空港に、先ほど御答弁のあったとおり、こういう

軍の施設——住宅だつて何だつて軍関係ですからね。別にその機関砲がどこかへ持っていけたとかいうこと、これは、軍施設がそこにあるというところは、これは危険なものじゃないと思ひます。明らかに返還されてくるC表の那覇空港の中に、こういうA表の六十六がびしゃつと入ってきているわけですよ。こんなに詳しく説明しなくとも、当然外務省は、アメリカ局長ですからよくおわかりだと思ひます。この辺のことを私は聞いていたわけなんです、これは一体どういうことですかと伺っているわけなんです。私の質問をはぐらかさないでください。どういふことですかと聞いているのです。

○吉野政府委員 お答えいたします。

元米側は、那覇空港地域一体を大きな米軍の基地として持つておたつたわけでございます。われわれは交渉の結果、飛行場に当たる部分を返してもらったわけでございます。したがって、まだその那覇基地の一部には、すなわち空港の後背地域には、先ほど先生の御指摘されたいわゆる「那覇空軍・海軍補助施設」こういうようなものが残っているわけでございます。したがって、その部分は今後、将来の問題としてあるいは返ってくるかもわかりませんが、当面はわれわれとしては空港及びこれに属する施設、これを返還してもらつたわけです。

○中川(嘉)委員 これはやはり御答弁の中でよほど注意されて、ずっと——非常によいことかもしれないけれども、答弁されたほうがいいのじゃないかと思ひますね。おかしいじゃないですか。那覇空港は返ってくるのだ、いまもその中に含まれておりますけれども、それは将来きつと返るでしょう。こんな返還協定なんです。アメリカ局長はいつもすばらしい御答弁をされるのだけれども、どうもこれに引かかちやうたみたいですね。どうですか、もう一回何か言うことがあります。

○吉野政府委員 結局もう一度いままでお答えしたことを繰返すことになりましたが、先方は、この交渉当時は那覇空軍基地といひまして、那覇空港及びその後背地一般を含む大きな地域を彼らは基地として使用し、またこれを保持することを主張していたわけでございます。それに対して、ともかく空港の部分だけはわれわれと必要だ、こういう意味でいろいろ交渉した結果、結局空港に当たる部分は返還される、こういうことになったわけでありまして。

○中川(嘉)委員 空港に当たる部分というところで御説明がありましたけれども、先ほど私がちよつと聞いた空港施設、こういうものも当然入ってきているわけですよ。空港施設として当然入ってきています。「那覇空港」ばつとC表にあらだけ載っているのならば、いまでもほかに問題に進んでいってしまふのですけれども、空港施設、そしてこのA表の六十六やはり施設関係ですからね。そういうことで、これは私は、このところは一番問題だと思ひます。聞いたところによりますと、外務省もこれで一番頭を悩ましておられるというのを私ははつきり聞いております。それを、このように何とかうまくこう逃げられれば、いづゆるこの質疑でもつてするつといふことか、あまりごまかさないほうがいいと思ひますね、この点は。これは何もやり込めたり、こつちが一本取つたとか、そんな問題ではない。やはり私たちは、日本の国の立場に立つて、こういう問題が起きてきたときには、はたしてどういふふうにするべきかという、これはやはり考えていかなければならない、答弁をかわすとか、ごまかすとか、そういうことが、別にいままであったとは申しません。そういうことがこれからあつては断じてならないと思ひます。一般論としてこれからはどういふべきか。一般論として、このような三者が共同をして、いわゆる民間と自衛隊と、そしてまた米軍が使用して——ちよつと沖縄のことをはずしてくだされ、

一般論ですから。こういう状態になった場合です、これはどうでしょう。私もよくわからない。地位協定上、何条の何項でやることのできるわけですか。

○井川政府委員 那覇空港につきましては、先ほど外務大臣がお答えいたしましたとおり、三者が使うというところはあり得ないわけでございます。それから一般論といたしまして、三者が使うというおことばでございますが、いづれにいたしましても、日本とアメリカが使うという関係ならば、地位協定の二条四項(イ)ないしは二条四項(ロ)という形が行なわれておるわけでございます。

○中川(嘉)委員 条約局長いままでの議論をどういふふうに聞いておられたのですかね。これは、那覇空港がそういう三者の姿になるわけですよ、これでいけば。だから私は、一般論として条約局長に伺っているもので、これは、那覇空港というものは確かに返るでしょう。しかしながら、その空港の施設として米軍は、あのいわゆる海軍とか空軍の施設として残っている、A表の六十六をこちらに持つていこうと思ひますがね。そういう意味では、三者がそのように共同使用する場合に、こつち一度答えていただく。

○井川政府委員 わかりました。那覇空港という、先ほど吉野局長が御説明申し上げておりましたけれども、その中で、いま先生がおっしゃいます、われわれが申しております那覇空港と申しますのは、返還される部分でございます。地位協定二条によりまして提供部分ではございません。そのほかの部分の、その後背地の部分を二条によりまして提供部分でございます。二条によりまして提供部分、アメリカの施設、区域でございます。そして那覇空港はアメリカの施設、区域でございます。したがって、その那覇空港部分においては民間航空場になるわけでございますけれども、自衛隊も入ると聞いておりますが、その部分は提供部分の施設、区域ではございませんので、二条の問題は起こらないわけ

でございます。

○中川(嘉)委員 それでは、条約局長を言つて御答弁あつたので、私は一応それは尊重すると思ひます。最悪のそういう事態が、いわゆる三者共同使用というふうなことが考えられない、その証拠を出せますか、証拠を。

○井川政府委員 条約的に申しますと、地位協定二条によりまして提供しないということによつて、三者というふうなことが起こらないわけでございます。

○中川(嘉)委員 提供しないと言ひましたが、A表の六十六にはつきり——これはもう調印したので、調印してありますね。

○井川政府委員 その点につきましては、吉野局長の御説明申し上げておりますが、C表にございます那覇空港及び返還協定第六条の合意議事録にございます那覇空港は、日本側に返還される部分でございます。アメリカに對しまして、施設、区域として提供する部分ではございません。(「全面じゃないじゃないか」と呼ぶ者あり)全面的に、つまり提供しないのでございますから、アメリカ軍とは関係がないわけでございます。

○中川(嘉)委員 それでは、ここで先ほどのP3の、いわゆる対潜哨戒機の移転問題にちよつと最後にもう一回だけ戻つておきたいのですが、このP3が、ちよつとさつき御説明したように、十カ月くらいかかるわけですから、移転するために、技術的に見てもどうしても十カ月かかる。そうすると、もう先月から次の移転場所に対して、工事を始めていなければならぬ、こういうことですね。さつきの施設の問題、わかりました、一応ここに置きましよう。ですから、P3の対潜哨戒機がどうしても来年七月までに間に合わないという事態というものは、いわゆる施設の工事期間、これから十カ月かかるという期間から考へて、七月一日に撤去できないのではないかと、当然これはP3が移転できない場合が考えられるわけですね。この場合どうなりますか。

○井川政府委員 私、条約屋でございますので、その建設がどうなるかということとはよく存じませんけれども、先ほど外務大臣もおっしゃいましたとおり、返還日には完全に撤去されて、完全な日本側のものとなって、二条によって提供する地域にならない、こういうふうな外務大臣が仰せられておるわけでございます。したがって、私どももいたしましては、条約屋でございますので、その後工事をおくれているというふうなことをいまま想像して何らの作業をいたしております。全部日本の施設になる、日本のものになるというつもりでやっております。

○中川(憲)委員 条約屋さんですから、私はその専門です。ですから、したがって私は何ておるのですけれども、P3が、私が先ほど外務大臣がおっしゃったこと、あれはあれでもう終わっているわけですから、そのようにおっしゃった、わかりました。しかし、いま仮定として、条約の立場からだか聞いておるわけですよ。万が一ということばがある、P3が撤去されなかったという形態、そういうときにははたして条約上どういうふうになるか、だから条約屋さんに聞いておるわけですね。どうでしょうかね。

○井川政府委員 私、そういう事態を予想して作業をするような命令は全く受けておりません。完全に日本側に返るといふこととございますので、そこまで考えておりません。

○中川(憲)委員 いずれにしましても、この工事関係の問題、これはやはり工事屋さん、建築屋さんに聞かなければわからない問題でしょう。

それでは、その次に移転しなければならぬ場所建物に建て、施設をつくる、そういうことに對して、いつから工事をして、いつまでにそれが完了するとか、そういうもののこまかい見積もりであるとか、そういうものは全くこの段階ではどうなっているのか私わからないけれども、これ

は条約局長にお伺いするのは無理かと思うのですが、これはどうでしょうね。この点については私は非常に疑問に思う。こんなこと言つてたつて、実際にその施設をつくるためには、半年やそこらではできないでしょう。かりに半年くらいでできるとしたつて、もうこの時点でいろいろと図面が引かれ、場所が設定され、予算金額が出てこなければならぬ、そういうような作業がずっと進められていかぬ、何で来年の七月の一日に間違いないとか、返るとか、そういうことが断言できるかといふことですね、裏づけがなくて。こういうことを私は非常に疑問に思うし、また非常に大きな矛盾じゃないか、こう思うのですけれども、ひとつこの点答えていただきたいと思うのですね、そういうこまかいことを。どこまで進んでいるのか。

○福田國務大臣 中川さんの御心配、よく私もわかります。実は私もやきもきとしておるのです。そこで、いま米軍に早く移転先の決定をしてもらいたい、移転地域の指定をしてもらいたい、移転の計画、施設の計画をしてもらいたい、このことを要請しているのですが、まだ肝心な移転の決定というものが行なわれていない、こういう状況でありますので、よい私もあせっております、こういう状態でありまして、いづれにいたしましても、返還時にはP3は完全に撤去させていただきます、こういうことにつきましては、これはもう一点の間違いはないといふことをはっきりと申し上げさせていただきます。

○中川(憲)委員 それでは、この問題はあまり詰めておりまして、次のほうに移れませんか、いまの外務大臣の御答弁、一応それは受け取っておきたいと思つてます。

しかしながら、最後にやはりこれは条約の立場からも聞いていかなければならぬし、私たちがそれだけ心配しているわけですから、万が一、先ほどから申しておりますけれども、事実上それが撤去できないという事態が発生してきた。起きてきた。いまこの時点では、もう私は外務大臣の

おっしゃるとおり信じましょう。しかしながら、そのような事態が起きてしまったといふときには、これは二(4)(b)なり——二(4)(b)としましようか。こういうふうなケースが当然考えられてきますね。これに對して、イエスかノーかでちよつと答えていただきたい。

○福田國務大臣 そういう事態は全然予想しておりません。しかし万一、これはほんとうの頭の中の問題として、万一、三者が共同使用というふうなことになる場合の法的解釈いかんということになると、先ほど条約局長が御説明したとおりの根拠に基づくこととなります。これはあり得ないことではありますが、念のため申し添えたわけでありまして。

○中川(憲)委員 そうしますと、官報にもあるように、合衆国軍隊の使用期間中は地位協定の必要な全事項が適用されることとなるわけですから、そのような事態が発生した場合はたいへんな問題になる、こういうことが言えてくると思つてます。このいわゆる返還協定の中をながめてみて、これはたいへんな問題が発生してくるという、こういうことだけはこの場所ではつきり申し上げておきたいと思つてます。

それでは議題を変えまして、私、ちようどいま一時間たちまちたけれども、次に、これまた非常に沖繩返還ということに際して、あるいは返還といふことだけではない、もう戦後の、いわゆる講和前の対米請求権といふところから話がはじまるわけですが、この請求権についてしばらく御質問をしたいと思います。

対米請求権については、アメリカの政府は、これはもう御承知のとおり平和条約十九条の(4)項において、この規定から沖繩県民のいわゆる講和前の対米請求権といふものは日本によって放棄されたのだ、このようにアメリカは言つておりますし、したがって、米政府が行なつたところの講和前のいわゆる補償といふものは、これは施政権のあくまでも恩恵的なものなんだ、このようにア

メリカの政府は見ておるわけでありましてけれども、それに対してわが国の政府はどうか、日本政府は平和条約十九条(4)項によつて、講和前の対米請求、この請求は対米折衝をいまや行ない得ない。しかしながら、沖繩県民の個々の請求権は消滅してないといふ、そういう態度をとつておるわけですね。この件について外務大臣どうですか。そういうふうなこの解釈、私がずっと言つていたわけですが、日本政府の解釈として間違いないかどうか、ちよつとお答えをいただきたいと思つてます。

○福田國務大臣 対米請求権問題、これは種々雑多といふか、数えきれないほどの問題があると思つてます。その中で、アメリカの法令に基づく根拠を持つもの、そういうものにつきましてはアメリカがこれを補償する、こういうことであります。それから法令の根拠はないけれども、あるいは復元補償漏れの問題、あるいは海没地の問題、そういうものにつきましてはアメリカがこれを補償を行なう、こういうことになつておるわけでありまして。

しかし、それだけで全部請求権問題が解決されたとは思わない。そこで、請求権をよく調べてみまして、そしてそれに漏れたものでこれは補償しなければならぬといふような問題につきましまして、これは国内措置としてこれを片づけた、こういうふうなことを考へておるわけでありまして、特に協定締結時においてはつきりしておりますのは、講和条約前の人身傷害に対する補償漏れ、この問題があるわけでありまして、これは当然わが国は、政府として国内措置をとらなければならぬといふふうな考へまして、いま皆さんにその法案についての御審議をお願いをして、こういうところとございます。

その他の問題につきましてもかなりいろいろの問題があると思つて、これは早急に調査をいたしまして、もしこれが補償を要するといふ性格のものであるとすれば、国内措置としてこれを解決する、そういう基本方針をとつております。

個の、とか何とか全然出てきていない。これがやはりずらっと出てまして、英語で書かれておりますけれども、この一番のポイントとなるところ、十九条の関係のところ、これはこういうふうになっております。「ザトリビューナルオールソールークスジュディシャルノーティスザッオールクレームスアゲインストザユナイ

テッドステーツウアウエーブドバイアー
ティクルナインティーン オブザビースト
リーティーウイズジャパン、エフエクトイブ
ントエンティーンエイトエーブルナインティ
ンファイフティーン。こうなっております。いま
「オール」ということが出てきたでしょう。す
べてです。個々とか何とか、そんな問題では
ない。はつきり出ている。これは全部却下され
ております。そうじゃないですか。こういうふうな
実際の例があるのに、いまだに政府は個々の請求
権は生きているんだ、消滅してないんだとか、
県民をまどわすようなことをするように言つては
私は断じてならないのじゃないかという立場か
ら、いまここで二、三確認したわけです。

次に進んでまいります。個々の請求権を放棄さ
れたことに対して、では沖縄県民はどのように解
釈しているか、この問題について二、三読み上げ
てみたいと思つたのです。「日本は一九四五年以
後、ニミツ布告及び行政分断覚書により、沖縄
住民に対する統治権を完全に停止されていて、平
和条約締結当時、沖縄住民の請求権については全
くあずかり知らぬ立場にあった。」ということ
です。「かかる地位にある日本国に沖縄住民の請求
権を放棄する権限はない。」このようにはつきり
と断言しております。

第二番目、「平和条約締結当時、沖縄県民
は、日本から全く切り離され、米国の直接占領下
に置かれていた」ということ、このところが太
事だと思つた。すなわち、「平和条約締結につ
いての意思表示をする道を形式的にも実質的にも
全く奪われていたのであるから、日本国の請求権
放棄は沖縄県民に及び得ないものである。」県民
の知らないうちに、意見が反映されずに、勝手に
放棄されてしまった、このように叫んでいるわけ
です。

第三番目、「請求権の放棄とは、敵国と講和す
るための対価条件であるから、講和する条件とし
て本土国民の請求権を放棄することの妥当性は、
あるいは認められるとしても、沖縄を引き続き米

国の占領下に置きながら、なおも沖縄県民が、請
求権の放棄という犠牲を負わねばならない理由は
ない。」これが第三番目です。

四番目、これは最後ですけれども「奄美返還協
定に、講和前の請求権を放棄する旨の規定があ
らためて存在」しております。条約局長、この点
中ですけれどもこれは間違いないですね。

○井川政府委員 確認規定として奄美協定に入
っております。小笠原協定には入っておりませ
ん、今度の協定にも入っております。

○中川(嘉)委員 私は確認規定というのとはあ
ら出てきたような気がしてならない。この平和条
約十九条(四)項が奄美住民の米國に対する請求
権を放棄してはなかつたというものを物語るの
ではないか、このように私たちは解釈するわけ
です。

したがって、当時の奄美住民と同一の法的地位に
あつたところの沖縄の県民の皆さんの米國に対
する請求権というものを、これも放棄されずに存
続しているんだ、このように見なければならな
い。私は思ふのですけれども、おそらくこれを聞
いても同じ答弁が返つてくると思つた。

要するに、さういふ、いままで述べたとおりの
大きな矛盾が存在してゐるんだ。四つ読みま
した。ずっとこの県民の叫び声をいま読んだわけ
ですけれども、そういうわけで結局は個々の請求
権がどうだこうだというふうなことでごまか
されてしまつたのではどうにもならない。そうい
うわけで、せっかく総理もこうやって御出願さ
れておるわけですから、私は総理にお聞きした
と思つたけれども、この放棄させられてしまつた
請求権、これは間違いなく國が補償すべきであ
る、法的な措置をはつきりと講ずるべきであ
る、このように思ふのですけれども、一度確認
していただいた。総理大臣、お願いします。

○福田外務大臣 先ほどから、請求権は存続
する、こういうふうな受知外務大臣が言つてお
るというお話ですが、まさに法的にはそういうこ
となるわけなんです。ただ、わが國が外交交渉
権を放棄するということになつた結果、実問題と

すると、実体は請求権の放棄、実体的放棄、そ
ういふことになつてくる、こういうふうな思
ひます。

さあそこで、放棄された請求権は一体どう
するのかというの、いま最後の中川さんのお尋ね
でございますが、これはいろいろな請求権があり
ます。これを琉球政府その他の現地の御協力を
得まして精細に調査いたしまして、ほんとうに
これは補償を要するといふようなものでありま
すれば、国内的に適正な措置を講ずる、こうい
う方針であり、これは大抵予算措置で片づくとい
うふうなものが多いかと思ひますけれども、また、
立法を必要とするといふものがありますれば、
立法をしなければならぬ、さういふことを考
へております。

○中川(嘉)委員 それじゃ講和後を主体として、
沖縄現地の対米請求を便宜上分けてみますと、
一から十番まであるわけですが、講和前の人身
損害補償、あるいは軍用地復元補償、米軍演習等
による漁業補償、軍用地の接収に伴う通損補償、
軍用地借賃増額請求、軍用地立ち入り制限に伴
う入会制限による損失補償、あるいは講和後の
人身損害に関する補償、つづいて地補償、滅失補
償、そして基地公害に関する補償、この十項目
になるというわけなんです。これは政府の説明
であつたわけなんですけれども、協定締結にあ
つたところの沖縄の対米請求の取り扱いにつ
いて、またこれは先ほど総理に実は伺いたかつた
のは、ああいったことも結局沖縄県民として、
ここで総理がどういふふうな言ひだるうかと
耳を傾けておられると思ふのです。そういう
わけで、日本政府はどのような基本姿勢で
対米交渉を行なわれたのか。これは総理さ
まに答へ願ひたいと思ふのです。——総理、
答へなさい。

○佐藤内閣総理大臣 先ほど外務大臣から
詳細にお答えをいたしました。もちろん私は、
沖縄の方々がずいぶん苦勞されたことについて
は心情的に非常に同情してゐるその一人でござ
います。私

は、皆さんに負けないような、心情的には心
から御同情申し上げております。しかし、た
だいまのような問題になると、これを包括的に
直ちに、よし引き受けた、かように申し上
げかねます。したがって、十分調査して、そ
れに適切な処置をとる、これだけは申し上
げておきます。

○中川(嘉)委員 私がいま、どういふ基本
姿勢で対米交渉に臨んだか、まずどういふ
一たとは先ほど申し上げたけれども、理由
あるものは向こうに請求するとか、それか
ら今度はこの返還協定の中でどういふふう
な形で約束してあります。何条でしようか。
非常に基本的なことで恐縮ですけれども、
何条にあらわして、要するに対米交渉の結
果それが出てきたかということですね、この
請求は。

○佐藤内閣総理大臣 条約の問題は条約局長
から説明させますが、どういふ気持ちで対
米折衝をしたか、こう言われたその事柄に、
私ぜひ理解していただきたいと思つたのです。
國民の皆さんにもぜひ理解してもらいたい。
われわれはできるだけ対等の気持ちで沖
縄交渉、返還、祖国復帰、その交渉をいた
すけれども、現実には何といつてもさきの
戦争によつて占領された、こういう現実の
事実がございます。そのもとに於いての折衝
でございますから、そこらにいわゆる対等
でないか、あるいはやや弱いじゃないか、こ
ういふようなおしかりを受けるのではない
か、かように思ひますが、私はそういう現実
を十分踏まえて、わが國の利益を守る、こ
ういふ立場で対米折衝した、その気持ち
だけははつきりこの場を通じまして國民の
皆さん方に訴えたいと思ひます。

○中川(嘉)委員 総理がさういふおし
やるなら、私のほうも國民の皆さんにこれ
から申し上げる形で訴えてまいりたい。こ
の返還協定四條一項で放棄したところの
請求権、これについては、もちろんこれも
現地の皆さんの意見、考え方、これは戦
争状態に終止符を打つという、いわゆる
平和条約、これとは今度は異なつてゐる
わけですよ、四條一項。すなわち本協定は、
あくまでも施政権の

返還の取りきめにすぎないじゃないか。戦争状態に終止符を打つという意味ならこれはわかるけれども、今回の場合は、四條一項にあらわれているのはあくまでも施政権の返還じゃないか。この点はこの前も委員会でも議論されておたようだけれども、ここは大事だと思えます。この協定の締結にあたって、アメリカのほうが施政権者として当然なすべき補償でありながら、そのまはつたらかして置いて、そしてそういうことから生じた沖縄県民の請求権というものをアメリカが日本国に放棄させてしまふ、こういうことです。これではあくまでも国際信義上許せない。断じて許せない。総理はよく国際信義、国際信義とおっしゃるけれども、この問題こそ断じて許せないと思はれます。こういう意味で、平和条約締結にあたって、いわゆる広く行なわれているところの請求権の放棄という問題、これは実質的には、国民の財産を戦争処理の賠償に充当するというと同じ性格を持っているわけですから、そういう意味で私はこの施政権返還という問題については断じて違ふんだ。

ところが、政府の説明は、平和条約十九條の「日本国」に沖縄は含まれないと解釈することは困難である、あるいはいわゆる日本国民に沖縄県民が含まれないと解釈することも困難である、これはちゃんと出ています。愛知外務大臣の答弁に出てきております。したがって、沖縄については平和条約によってそのような処理は済んでいるはずである、こういうことです。沖縄の人たちにしてみれば、とんでもない。いわゆる沖縄住民の財産について、いまだ賠償の責任に充てなければならぬ根拠はどこにもないじゃないか、この返還に際してですよ。そこを総理もよくひとつつかみしめて——沖縄の人たちは言っております。二十七年四月二十八日までには済むものは済んだじゃないか。にもかかわらず、また二度までもそのような放棄をさせられてしまふ、こういうふうな声を大にして叫んでいるわけです。そういうふうな、対等にアメリカと交渉しました、そこはわかってい

ただきたいと総理はおっしゃるけれども、実際面にもこのようにあらわれてきておる姿は、やはり問題は現実にあらわれていかなければならぬと私は思います。

そういう意味で外務大臣に次に伺いたいのですが、日本は本協定の第四條によって、施政権下で生じた沖縄県民の請求権というものを何の代償もなく放棄する、ここですよ。何の代償もなく放棄する、こういうことでありますけれども、これは最近の国際法上の先例に反しているんじゃないかと私は思いますけれども、この点はどうでしょうか。

○福田外務大臣 政府委員から先例についてお答え申し上げます。

○井川政府委員 この種の施政権の返還の先例と申しますものがほとんどないわけでございますが、したがって、なかなか申し上げにくいわけでございますけれども、非常に似たものを申し上げますならば、非常に古いところで、いわゆる山東懸案解決でありますとか、イギリスと中国の威海衛でありますとか、イタリアと中国の天津租界還付というふうなものについては、請求権放棄の規定がございます。またそれがどうなつたかということはわからないわけでございます。

一般的に申しまして、普通の場合におきましては、やがて最近のものといつたしましては、インドにおけるシャンドルナガルとか、あるいはボンダイシェリをフランスがインドに返したというときには、請求権放棄ということが明確に書いてございせんけれども、いずれにいたしましてはフランスが施政権の行使として行なつた行為からくるすべての権利義務を、インド政府が引き継ぐというふうなかつこうになつておりました、フランス政府の責任は解除されておると思ひます。

○中川(嘉)委員 先ほど御自分で条約屋さんと表現されて、私、そういう表現はしたくない。しかしながら、それにしても、いまの御答弁は、あれ以上もう出ないだろうと思つて、私はあきらめたんですけれども、要するに国際法上の先

例に反しておるといわざるを得ない。ということ、要するに一方的な放棄と——よろしいですか、聞いてください。一方的な放棄、それと補償と両方を定めておるこの条約です。だから私はその条約はあるかということ、出てくるだろうと思つたんですけれども、御承知のとおりだと思ふのです。イタリア、ブルガリア、あるいはルーマニア、ハンガリー各平和条約、これは両方きつと定めております。あるいはまたオーストリア国家条約、ボン条約、こういったものは、いまここの条約局長の口から出てこなければならぬと私は思うのですけれども、両方定めておるわけですね。ところで、じゃ、日本の各平和条約はどうか、そしてまた奄美はどうか、小笠原はどうかというこゝになつていきますと、これは補償じゃないのです。一方的な放棄だけなんです。だから私は、国際法上の先例に反しているんじゃないかと、何の代償もなく放棄してしまふということとは、このように申し上げた。

それでは協定の第四條というものは、アメリカの施政期間中、沖縄において生じたところの沖縄県民の請求権というものを、日本国が放棄した規定であるわけですから、沖縄県民の請求権と請求権というものが、この四條においてどのように処理されるのか、どういふ姿で処理されるのか、この点をひとつ並べてみてもらいたいと思ひます。

○井川政府委員 先生の御質問の最初の部分につきまして申し上げさせていただきますならば、私、先ほどあげましたのは、できるだけこの沖縄返還という事態に似たようなものをさがし出して申し上げたつもりでございます。先生のお聞きになりましたのはすべて平和条約だとおもうわけでございます。平和条約にはほとんどあらゆる条約に放棄規定がございます。一方的放棄でございます。その一方の放棄の中で、戦敗国に補償義務を課しているかどうかという点については相違がございます。これは平和条約のごときでございますので、ほとんど、もっぱら戦勝国の意思によつて、

戦敗国に補償義務を課しているかないかということになるわけでございます。

第二点の、今度の第四條がどういふふうな規定になつておるか申しますと、まず第四條二項に従つて特に認められておる請求権はそのまま、未解決のものをそのまゝアメリカが処理するということになつておりました、合意議事録にその点がまた詳しく述べられておるわけでございます。そしてその後段におきまして、一種のアメリカの行為を日本国内において認めますので、その職員についての規定があるわけでございます。その前に申し上げなければならぬのは、これは平和条約十九條とは関係ございません。講和前のものは平和条約十九條で放棄されておりますので、先ほどから申し上げておるものはいわゆる第三條、施政権下における問題でございます。そして、そのような法令で認められておるものが二項でございますが、二項で、法令にないものであつても、四條三項におきましていわゆる講和前補償漏れの原状回復を特にアメリカに認めさせたわけでございます。また海没地の問題についても同様でございます。そして、そのようにして残りましたものを、私どもはこれによりまして法律的にはほんとうに全力を尽くしたつもりでございますけれども、しかしながら、やはり施政権が返つて日本の全面的な領土となるということになりますならば、ここにございまして第一項を設けて、その他のものについては放棄して、これにて日米間の決着をつけるといふことがどうしても必要だつたわけでございます。

それから国内措置につきましては、すでに福田大臣が申されておりましたとおり、また第三次復興要綱にも出ておりますし、また本国会に提出されております防衛庁関係の法令の中で、第三條におきまして、講和前の人身損害のお見舞いにつきまして、実情調査の上善処するといふことがうたわれておるわけでございます。

○中川(嘉)委員 それではもう時間も詰まっていますので、次の、いまのに関連してはいますけれども、ちょっと一つだけ伺います。講和後の人身傷害に関する補償請求というものが、これは外国人損害賠償法に基づいて米政府が支払うという、こういうことですね。

○井川政府委員 仰せのとおりでございます。

○中川(嘉)委員 外国人損害賠償法の制定趣旨とその概要について、簡単にいいですからちょっと述べていただけますか。

○井川政府委員 いわゆる外国補償請求法、外賠法と普通呼んでおりますけれども、外賠法によりますと、同法は外国にある米国の軍人、軍属、国防省の文官職員を含むものでございますが、それらの作為、不作為または軍の非戦闘行動に関連して当該外国の住民に生じた死亡、人身傷害及び財産上の損害につき、これを迅速に解決し、もって住民との友好関係を維持することを目的として制定されたものでございまして、米施政下の沖縄におきましても、先ほど申し上げましたとおり、この法律によりまして、不法行為に対する、人身、財産に対する損害賠償が支払われているわけでございます。

○中川(嘉)委員 そうしますと、これはどんな人がそういうものを払ってもらう資格があるかという問題なんですが、沖縄県民であればみんなに適用されるのかどうか、この点はどうか。

○井川政府委員 請求権者でございますね。請求権者は、損害の発生した外国、その地方行政区画またはその住民、法人を含む、というところになっております。「外国」とは、外国内で合衆国の管轄下にある場所を含む、ということになっております。それから、この請求権者になり得ない者というしましては、米軍軍人、軍属、それらの家族、外国に住所を有しない米市民というふうになっております。

○中川(嘉)委員 請求権者には当然それは考えられるでしょう。しかしながら、私が伺ったのは、請求権者であればすべてに支払われるのかどうか

ということですね。請求されれば全部に払ってあげますよ、外賠法というのはそうですか。

○井川政府委員 これはすべての法律がそうであるかと思えますけれども、請求があればすべてに支払うというわけではございません。法律の系統に従って、法律の要件に従って支払われるものでございまして。

○中川(嘉)委員 外国補償請求法ですね。この中に、これは御承知のように琉球政府の誤の場合にはどうなります。外賠法と同じですけれども、二千七百三十四条、ここで一つのことをいわれているわけですよ。請求者であれば全部に払いますな、ということ条約局長がもしもおっしゃると、非常に次が読めないのですが、請求者であればみんなに米側から支払われるのだということなんです。さっきの答弁はよくわかりました。あの答弁はわかりました。しかしながら全部に支払われるのかどうか、これは非常に大きな問題がここにあるのです。二千七百三十四条、これは続きますけれども、「外国において生ずる考慮する価値のある補償請求を早期に解決することにより友好関係を増進し、維持するために、」云々と、こう書いてあるわけですね。そうですね。そのところをちょっと確認してください。

○井川政府委員 私ども、通常外国人損害賠償法と申しておりますのは、正式には米連邦法第十号の二千七百三十四条、この二千七百三十四条全体がわれわれのいう外賠法でございます。それから法令の趣旨といたしまして、一番先に、いま先生がおっしゃったものがそう書いてございます。○中川(嘉)委員 それじゃ、友好的である者に対してのみ支払うということがまたその下に書いてあるのです。「合衆国と交戦中の国又はその国と同盟関係にある国の国民にあつては、補償請求委員会又は現地司令官が、請求者が合衆国に対し友好的であると決定した場合、」友好的であると決定した場合、言いかえれば占領政策を批判するような者には支払わない、こういうふうな当然考えなければならぬと私は思うのですけれども、こ

れはそういうことですね。

○井川政府委員 私はそういう意味ではないと思えますけれども、これはアメリカの法律でございまして、いずれにいたしましてもただいま問題となっておりましては沖縄との関係でございます。沖縄との関係におきましては、講和後は、すなわち三条施政期間にはいわゆるビートル書簡というものがございまして、沖縄人にはこれを全面的に適用するという声明がございまして。

○中川(嘉)委員 要するに、友好的でない者に対しては、これを見たら、どうしても払ってもらえませんか。そうすると大きな矛盾がまたもう一つここへ出てきた。総理が言われるように、口先だけの、平和で豊かな沖縄には断じてならないと私は思うのです。こういう問題がいろいろある。実際に支払われるものとそれからそうでない場合、歴然とこの法律が出てきてしまふ、いやがおうでも友好的でないというふうな判断されてしまったときに、それはそれで、ものすごい勢いで米軍のトラックにはねられて一人の子供を失った親が何で米軍に友好的にできるかというところ。やはりいつまでもそのような状態を続けることがどうかということとはまた別問題としても、どうしてもこのような占領政策に対しては賛成できない。かわいいわが子を奪われた親にしてみれば、向こうからそういうふうな判断されてもしょうがない。それには払われたい。こういうような事態が絶対に起こってこないとは、この条文からいったら絶対に言い切れないわけですね。そこで私はこの矛盾を一つ提起したわけです。

こんなことを言っています。非常に時間が少なくなってきましたけれども、具体例として二、三伺ってみたいと思ふのですが、ここに「沖縄における米合衆国軍隊、軍人及び軍属の不法行為に基く賠償事故の主な例」一九六三年二月二十八日から七〇年二月二日、つい最近までです。これはずうっと何件か出ております。一番最初に、国場君という十三歳の少年ですけれども、この少年は米軍のGMCトラックにひき

殺されているわけですね。そういう事故があったわけですね。これが、総理、ちょっと私参考までに伺いたんですが、一万二千九百三十八ドル五十二セント、これが国場君というなくなった少年の請求額です。これに対してどの程度の賠償額がここに「解決済」と書いてある、リストの中に、どの程度の賠償がなされたとお考えになりますか。大体このくらいだろうか、総理、一言でいいですから、総理の感覚、総理がどの程度に受け取っておられるか。

○佐藤内閣総理大臣 私はわかりません。

○中川(嘉)委員 わかりませんが、あと二つ聞こうと思つたけれども、同じことが返ってこざるを得ない。これは請求権を議題にして、とにかく沖縄の方々が平和で豊かになつてしまつても、何にも実態がわかつておられない。総務長官、そこにもちようど資料を持っておられるようですから、ひとつぜひ答えていただきたいと思ふます。どうでしょうか。

○山田中国務大臣 私は個々の一々の請求額と、落着あるいは決定した金額個々についてはつまびらかにいたしません。しかし資料その他で調べればわかると思ふますが、しかし、先ほど来の外国人損害賠償法の賠償額の限度というのが同法に定められております。すなわち、現地限りで処理できる賠償額の最高限度額は一万五千ドルまで、さらに一万五千ドル以上の賠償額は議会の承認が必要である、こうなっておりますので、おそらく現地限りで処理される一万五千ドルの枠内において、いわゆる外国賠償委員会というものが決定をしていであるかと思ふます。したがって、また別な例でありますけれども、燃える井戸事件等がこの法律を適用されて、一応このワケの中で示されたものについて、なおかつその人は、議会の承認を得る金額であっても、自分は要求を引き下げないといつてがなばつておられるという話も承知をいたしておるわけですが、現実においては、ただいまの国場少年の話のケースについて具体的につまびらかにいたしておりますが、このよう

制限の中で行なわれているであろうことは想像に
かたくないところであります。

○中川(嘉)委員 それじゃ参考までに、燃える井戸の事件が出ましたので、これはきょうやるつもりは何にもなかったのですが、燃える井戸、これは井戸が燃えていますよ。要するに、くみ上げてそれを道路へばあつとばらまいてマッパをつけたらぼろっといつてしまふ。沖縄というところはこれを見てほんとにたいへんだと、持って帰ってきたあとで、この東京の方はおっしゃってしましたけれどもね。これが十五カ所の井戸があるんです。ちやうどいま長官が井戸のことをおっしゃったので言いますけれども、これが請求総額が十二万六千余ドル、これは請求していませんね。ところがこれに対してたった一万六千ドルしか払われていない、こういう実態ですね。

國場少年のことに戻りますけれども、一万二千九百三十八ドル五十二セント。これに対して賠償額はたった四分の一ですよ。三千二百三十三ドル。

そしてまた次の問題については、我喜屋良元さんという方です。四十五歳。これはアメリカ兵に刺殺されているんですね。請求額が十六万九千三百九十七ドル五十三セント。これが賠償額が一萬四千二百ドル。これは十分の一以下ですね。

これはあまりあげてもしょうがないが、もう一つだけあげましょう。上原シズさん三十四歳。これは米軍人に絞殺されています。絞め殺されています。これが請求額九千六百七十四ドル八十二セント。これに対してたった三千五百三十ドル。

ずらつとありますが、ここでやめておきますけれども、要するにこのような実態というものについて、総理、私は知りません、こういう御答弁であつたということ——これはまあ数字を、総理に何十何セントとか、そんなことを私は何も聞くつもりはありません。しかしながら、総理が、よくわからぬが、しかし請求額に対して実際に賠償されているのが、まだまだ非常に少ないのじやなからうかといううな、その点に関して何とかしな

きやならぬといううな、そういううな答弁が何としてもきょうは返つてきてはしなかった。しかしながら、わかりませんとおっしゃてすぐにおすわりになったわけですから、いまの死亡事件に関連して、これはけがしたほうなんですかね。これもくみ上げておすわれば、講和前で、先ほどの死亡のほうが百六十六件、傷害のほうが百七十六件、全部で三百四十二件、ずらつと並んでいます。

そして一、二をあげてみますと、ここに、幸地さんというんですね。これは傷害事件ですけれども、昭和二十三年の問題です。車にひかれまして、要求額三千四百三十八ドル八十八セント。この方がいまだに——この方は「子供が八人で夫婦入れて家族構成は十名、従つて子供達の教育も中卒で辛抱して貰ひ、長男は生活難のために高校進学もさせることが出来ず、直ぐ軍作業にやつてその収入で一家を支えて来た。子供に対して相済まな」と思っています。「これはもうちゃんと政府に來ているはずですよ。」

それから新垣さんという方、これも傷害。昭和二十四年。暴行です。要求額二千二百九十九ドル四十六セント。これは「傷害をうけてから無収入で生活が苦しく、役所にお願ひして、現在も生活保護をうけている。」「家族は六名で子供達がかわいそうである。」「農協より相当の借金をしている。」「後遺症のため、現在でも労働にたえられない。」「

柴野川さんという方、これは傷害。昭和二十年。トラックに突き飛ばされた。千四百五十六ドルを請求しておりますが、「その後時々精神発作をおこす。」「頭を打つたため、廃人同様で労働が出来ない。従つて家族の世話になっている。」「後遺症で歩行困難である。」「三十五歳になった今日。」「——ですからこの人はおそろしく二十歳前後でこいう事故にあつたのでしょう。いま三十五歳、結婚も出来ず、子供達とぶらぶらあそぶ位がせきのやまである。」「遊ぶといつても、これは精神発作を起こしたり非常に危険がありま

す。「母親は精神的に重荷を背負っている。」「これは三十五歳ですからもう働き盛りですよ。こいう方がおかあさんにそのような心配をかけて、現在まだ何ら解決されてない。」「

こいう問題がたくさんあるんだということ、ひとつ総理、ぜひともこれはきょうを契機として認識を深めていただきたいと私は思います。なぜこいうことを言うか、総理は何にも先ほど答弁が出てなかった。このことは私は非常に残念に思つておきたいと思ひます。ですから、こいうですけれども、総理があの所信表明のときにおっしゃつた、この上は沖縄県民の方々のことを思つてという、あの非常に名調子の文がありましたけれども——ここに書いてありますね。「この上は、その御苦労に報いるために、一日も早く円滑な復帰を実現し、明るく豊かでそして平和な沖縄県を建設することが、われわれに課せられた使命である」と信ずるものであります。この「使命である」とおっしゃつておられるけれども、こいう人々傷害に対する、損害に対する補償等について、どのような使命を感じられておられるかということを実は私はききようは聞きたかつた。しかしこれは私は御答弁は要りません。要するに、言っていることと、そして現実に行なわんとしていることがすべて、ずうつときこいうふうな運に運んできた中で、あまりにも矛盾が多いのではないかと、このことを痛感せざるを得ないわけでありま

す。次に、あと二、三お聞きしたいのですが、演習に伴う漁業補償ですね。この演習に伴う漁業補償、これはどういふふうになりますか。条約局長でもいいですが、ひとつ演習に伴う漁業補償について……

○井川政府委員 土地裁判所に提訴されました、土地裁判所の裁決があるわけでございます。

○中川(嘉)委員 先ほど私が読み上げた英文があれが、あれがいわゆる土地裁判所です。却下されたわけですね。それに対してここに上訴

す。「母親は精神的に重荷を背負っている。」「これは三十五歳ですからもう働き盛りですよ。こいう方がおかあさんにそのような心配をかけて、現在まだ何ら解決されてない。」「

申立書、上訴人のこいう申立書が来ております。却下されてしまつた分ですね。これは読谷漁協ですね、読谷の漁業協同組合、四万二千六百九十四ドル七十七セント、これが年間の損失額で、この件はいま申し上げたとおり、土地裁判所で却下されて、いま現在国防長官へ上訴中である、このような状態にいま置かれております。これだけじゃないんです。まだまだ審理中のものがたくさん並んでいます。全部読み上げるのも何ですか、数だけ申し上げますと十八、いまこだけだけで十八、ずらつと漁業協同組合が並んでおりますけれども、こいういったものが結局先ほどの一例に見るやうに却下されていくのであれば、全部これは、せつかくこいうやつてがなばつても、却下されるのは明らかでないからわかつておられますけれども、こいうところから、四の二で処理するとか何とか言つておられても、実質的に放棄したのと同じじゃないか、私はこように思ひます。実際の請求権は放棄されてしまふけれども、その場合、こいういった問題について、日本としては全面的にこの法的措置で救済するかどうか。先ほどからこの問題、何度も出てきております。漁業問題についてほんとうに法的措置で救つていくかどうか。この件をひとつお答えいただきたいと思ひます。

○島田(豊)政府委員 講和後におきます漁業補償の請求につきましては先ほど条約局長から御答弁がありましたように、今回の返還協定の中で、土地裁判所に訴願されている分については米軍が処理をするということになるわけでございます。そこで、これは各種の補償についてもさうですが、漁業補償につきましても、権利関係そのものの存在の確認が非常にむずかしいということ、米側においてそれを拒否しているという事例が相当あるようございまして、したがいましては、今後、復帰後の時点におきまして、私どもとしても十分その実態を調査いたしまして、そしてその却下そのものが正当な理由がないという

土地裁判所の裁決があるわけでございます。

○中川(嘉)委員 先ほど私が読み上げた英文があれが、あれがいわゆる土地裁判所です。却下されたわけですね。それに対してここに上訴

す。「母親は精神的に重荷を背負っている。」「これは三十五歳ですからもう働き盛りですよ。こいう方がおかあさんにそのような心配をかけて、現在まだ何ら解決されてない。」「

ふうなことでありますれば、これはやはり米側に
対して何らかのあつせん行為をする必要があるの
ではなからうかというふうに考へておるわけでござ
いまして、その辺は、漁業補償に対する米側の
解決のしかたというものが、どういうふうになつ
ておるかということについての事態をまず十分把
握したい、かように考へておるわけでございま
す。

○中川(嘉)委員 それもいろいろ問題があります
よ。ありますけれども、これはそこで突っ込んで
いたら間に合わないの、いまその御答弁として
一応ここでは受け取っておきたいと思ひます。

次に、軍用地の復元補償について伺いたいの
ですが、日米両国でどのようにこれが合意され
たか。わかり切つたようなことを聞くようですけ
れども、これは次のことに関連します、どうい
う形で合意されたか。

○井川政府委員 講和前補償漏れのものにつぎま
しては四三三項でございます。講和後のものにつ
きましては四三二項でございます。

○中川(嘉)委員 基地の復元補償のことですけれ
ども、久場サイトというのがありますね。この二
つの村で、米側が基地の復元補償というものの放
棄を要求してきた。ところが、村側がこの要求を
受け入れるならば、向こうとしては七一年の十二
月三十一日までに返還する、このように説明して
きているわけですね。もちろんこれは村のほうで
は今後も強く復元補償を求めるとともに、協定
どおり復元補償の実現を求めていく、こういうふう
に、これは大ざっぱに説明すればそういうことで
す。そういう記事がここにあります。このことに
ついてどうでしょうか、実際にどういう調査をさ
れましたか。

○吉野政府委員 そのようなことはわれわれも聞
いておりまして、米側に対して照会しましたところ
ろ、米側の返答は、これらの久場サイトの一部に
つきその住民と下相談を行なつた。その際、地主
側が復元補償を要求しなければ本年末までに返還
することができると、御存じのとおり、その上の

地上物件等を土地所有者にはその際は贈与する。

しかしながら、復元補償を要求するというこ
であれば、地上物件の処分、復元に要する費用の見
積もり等について米側としても相当の目がかか
る。したがってそう簡単に返せないというふうな
ことを言つた様子でございます。しかしながら、
御存じのとおり、いずれにせよ久場サイトは返つ
てまいりますし、したがってその際には、先ほど
井川条約局長が説明したとおり、返還協定の第四
条第三項に示されているとおり、米側が自発的に
補償することになつておりますから、いずれにせ
よこの問題は日米間ではつきりしております。

このようにな下相談ということ、当然いつでも場
合によつてはあり得ることでありまして、これを
ことさらに重大視する必要はないとわれわれは考
へております。

○中川(嘉)委員 ことばじりをとらえてたいへん
申しわけないのでありますけれども、いつでもあ
り得るといふそういう表現は、やっぱりあまりお
使いにならないほうがいいのではないかと思ひま
す。これは米側が返還協定調印の後にこういう
ことをどんどんやってくる。こういう実例をあげ
たごとく、協定に調印したあとにこういうことを
要請してきて、十二月三十一日に早目に返してや
るぞとか交換条件みたいなことをいって、返還協
定後にどんなんぞういふことをやるとすればとい
う意味ですが、実際的には返還協定と内容が変
わつてくるということ、実態がもしこんなこと
が可能であれば——せんだつて佐藤総理が、こう
いったいろんな問題に関する再交渉は政府として
は行ないません、せんというところを大きな声で
おっしゃつたのですが、こういうことがもし可能
ならば、日本政府としてもい問題になつてゐる、

いわゆる新しく琉球政府が政府に要求してきたよ
うな、あるいは二、三日前に同僚議員がやりまし
た海没地の問題とか、いろんな問題が出てきてお
るわけですね。こういう問題について直ちに調査を
進めて、少しでも日本側によき条件に近づけるた
めにも、これは再交渉ができるのではないかと

うことを切り返したいような気持ちになつてきま
す。もしもいま御答弁いただいたように、こうい
うことはあろうかと思ひますというふうな程度に
考へたらとんでもない話だと私は思ひます。そう
いった意味で慎重に発言していただかなければ困
ると思ひます。こういうことで米軍がかつてに村
長さんのところに来て、交換条件みたいなことを
いって、もしそういう復元補償を放棄すれば早い
ところ返してやるぞというふうな、そういうやり
口に対して賛成できない、このように思つたわけ
ですけれども、これは一応私の強い意見として申し
上げておきたいと思ひます。

それでは最後に入っていきますが、講和前人身
傷害補償あるいは通損補償、つづれ地補償、入り
会い補償等ありますけれども、これについては愛
知元大臣も、国内施策によつて救済することを考
へなければならぬ、このように言われておりま
すけれども、これらの請求権については国内措置
ということで、法的措置、これはもちろんします
ね。この点どうでしょうか。

○島田(豊)政府委員 御承知のとおりに布令六十
号によりまして、米國は人身被害その他各般の請
求につきまして補償いたしておるわけでございます
が、その中の人身被害の補償につきましては、
御承知のとおりに講和前の補償をやつておるわけ
でございます。しかしながらこれは当時、昭和三十
四年ごろでございますが、この補償をやります
につきましての前提となります各種の調査をいた
します場合に、その調査の指導、徹底を欠いて
おつたということもございまして、その後人身被
害に対する補償をいたしますにつぎましての請求
の時期について、ある過去の時点にさかのぼりま
して、それまでの間に請求をしたものと、こうい
うふうな限定が行なわれなかつたために、一部補償
漏れという現象が出ておるわけでございます。そ
その補償漏れに対しまして、今般の法案におきま
して、これに対する見舞い金の支給措置を講じよ
うということ、これによりまして見舞い金を支
給することによつてこの問題の処理をしたい、か

ように考へておるわけでございます。

○中川(嘉)委員 総務長官に一つだけ伺ひした
いのですが、人身、通損、つづれ地あるいは入り
会い補償等についてどういうふうな予算措置をし
ておられるか、概算要求だけでもひとつお答え
いただきたいと思います。

○水田國務大臣 ただいま出ている概算要求は、
二億五千九百万というところでございまして。

○中川(嘉)委員 これは一つ一つわかりませ
んか。全体でいふふうにおつしやつたので
すが、この人身、通損、つづれ地、入り会い補償
等について、これはぜひここで——全体でそれだ
けとよくわかりますけれども、これはどういうぐ
あいになつておりますか。

○島田(豊)政府委員 来年度の概算要求におきま
して、各種の補償関係の経費につきまして、いろ
いろ私どもとしても処理したいと考へておりま
すが、先ほどの人身被害に対する補償につきま
しては、来年度の予算要求におきまして約二億六千
万程度の概算要求をいたしております。それ以外
の各種の中間補償、あるいは農業、漁業の被害補
償、こういうものにつきましては、まずその実態
の把握が必要でございますので、総体におきま
して約二千二百万程度の調査費を組みまして、調査
の上ある程度の計画を立てまして計画的にこの処
理をしたい、かように考へております。

○中川(嘉)委員 私がいま聞いてゐるのは通損補
償とか、いま四つだけたとへば例をあげました
ね。これは一つ一つ全部予算措置がちゃんとでき
ていますかということですね。これはどうです
か。そういうふうにはあんと一べんに答えられて
しまふと——一つ一つできていますかということ
です。これは大事なところですから。

○島田(豊)政府委員 通損補償並びに入り会い補
償につきましては、これは琉球政府のほうからも
そういう項目についての請求がございまして、し
たが、具体的な請求額が出ておりません。したが
いまして、これにつきましてはまず実態の調査をす
る必要がございまして。

それから、先ほど申しましたように、具体的に農業の阻害あるいは漁業の阻害につきましても、これも具体的な請求の状況がございせんので、これにつきましてもやはりまず実態を十分調査するという必要があるわけでございます。

それ以外につきましては、これは主として周辺対策上の問題として、いろんな予算を要求いたしたところでございます。

○中川(嘉)委員 そうすると、要請があれば、たとえば補正予算とかあるいは予備費を流用してでもやるわけですね。その点、ひとつ確認だけ。

○島田(豊)政府委員 沖縄の現地の方々から要求がございすれば、それに基づきまして十分まず実態の把握をいたしまして、その請求が合理的に必要であるというふうに認められれば、私どもとしましては予算措置を講じたい、かように考えておるわけでありませう。

○中川(嘉)委員 それでは、最後に結論だけお聞きして終わりたいと思うのですが、総務長官にお伺いしたいのですが、いままでずっとこういっていろんなことを長々と二時間述べさせていたいただいわけですが、こういう点を非常に私は心配するわけです。

長官は、第三の琉球処分にならないように大いに努力をするということをおっしゃっているわけですが、本土とのいわゆる格差というんでしょうか、あるいはもしもそういうことが現実にあるということになれば、憲法十四条のいわゆる法のものと平等にこれは当然反してきてしまうことですね、そういう意味で、こういう協定でやるやると言っても、なかなかできない面もあるうし、またいろいろな矛盾点も出てくるし、そういうところを非常に私は心配するものですが、国内措置でやれるように担当大臣として特にこれは努力をしていただく、またしていただいできたとは思いますが、これから返還を目ざし、またほんとうにその後の沖縄の平和な島というものを建設するために、ひとつ長官の覚悟のほどを――何回も私はそれは聞いております。しか

し、この場でやはりきちっと聞いておきたいと思えますので、結論的にお話しを願いたいと思えます。

○山中国務大臣 すべての沖縄が日本憲法の庇護のもとになかったためにこのような状態が残っているわけでありませうから、現在の時点でまだ実態も明らかでないもの等も残っておりますこともやむを得ない事態であらうと思えますが、アメリカに対する問題は別として、日本本土政府に対する請求権という法律上のものが存在しようとは思いませんけれども、しかしながら、日本国の責任において、日本国憲法が沖縄に及んでいなかった責任をとって、そうして祖国がそれに対して、法律が必要ならば法律ももちろん準備をしなければならせんが、本土政府の立場において、責任を持つて解決をすべきであると考えておりますので、今後さらに現地の人々の具体的な声、そしてまた調査に伴う遺漏のないように、私も担当大臣として協力をして、防衛施設庁を通じての予算のあり方等について、人ごとと思わない努力をしてまいりたいと思存します。

○中川(嘉)委員 それでは最後に、総理大臣に結論をしていただきたいと思います、次のことを聞いてみたいと思います。

要するに、戦後二十六年にわたって米国の施政権下にあった沖縄県民、これはもう私たちもしよつちゅう口にしてのことですけれども、米軍等の存在によってこうむった多岐多様の、ずっといまさっきあげたようなあいつた損害ですね、ばく大なものがあるわけですが、被害者である沖縄県民にとつてみれば、その賠償請求そのものが、裁判上主張し得る権利としては認められてないという現状ですね。恩恵として米国のいわゆる恣意的な裁定による不当に低い賠償、こういうことで片づけられてきたというか、なされたわけですが、ここで総理に伺いたいことは、本協定の四条によるような取り扱いは、また政府が措置しようとしておられるような国内措置で――両方ですよ、四条におけるもの、それ

からまた国内措置、そういったものでもって沖縄県民のほんとうに納得のいくようなそういう措置といえるかどうか、この点が非常に私は大事だと思えます。何とかやりますよとか、何とかがんばりますよというのはいくわかりますけれども、ほんとうに現実に沖縄県民の方々が納得のいくような措置といえるかどうかということですね。そういうわけで、これらにまた総理がどのように取り組んでいかれるか、その所感と決意のほどを最後に述べていただきたいと思います。

○佐藤内閣総理大臣 結局、私の答弁も抽象的に終わるだらうと思いますが、しかしこの際は、ただいま御指摘になりましたような占領下あるいはまた施政権下にあつて非常な苦難、苦痛をなめている、またたいへん人的にも人権が尊重されてないという非常な不平等な状況下に生活をしてこられたこれらの方々を、あたたかく迎えるということとが何よりも私は大事なことでないか、かように思っております。したがって、ただいま御審議を願っております返還協定、同時にまたそれに関連する各種法案、これをひとつできるだけ早く成立させていたいただきたいと思うのでございませう。そうして、一日も早くあたかく祖国復帰を実現すること、これが何よりも大事なことでないだらうかと思ひます。その際に、ただいま言われたような各種の具体的な点について、またそれぞれの具体的な事例について、私どものできるだけの処置、処遇をすること、これはもう当然のことだろうと思ひますので、私は、そういう点であらゆる努力をする、その決意であることをこの際御披露いたします。同時にまた、御審議をいただきましたまま皆さす方にも、どうか沖縄祖国復帰、これが早期に実現するようにこの上ともよろしくお願ひしたい、かように思ひます。

○中川(嘉)委員 それでは、いまのあたかく迎えるということをお話を基本にして、いままでの問題点とか矛盾点、あるいはまたほんとうに現地の要望等を体して、この間おっしゃったように、再交渉はいたしませんというように割り切る

ことなく、何とかここでならぬものかということとで、総理が対米のいわゆる再交渉ということをするを強く要望し、そしてまた沖縄の県民の方々が、ほんとうに帰ってきてよかった、本土に復帰してよかった、このように言い切れるような返還を目ざして、総理、ひとつ大いにがんばっていただきたい。このことを要望いたしまして、質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○床次委員長 午後一時二十分、委員会を再開することとし、この際暫時休憩いたします。

午後零時十分休憩

午後一時二十九分開議

○床次委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。小平忠君。

○小平(忠)委員 総理大臣がまだお見えでないやうであります。時間の都合もありませうので、委員長宣告のように質問をいたしたいと思ひます。総理がお見えになりましたら、直ちに総理を中心に質問をいたしたい事項に切りかえたいと思ひます。

そこで、長期にわたつてたいへん御苦勞されてきました山中総務長官にお尋ねいたします。沖縄の本土復帰に伴いますわが国の多くの法律のいわゆる改廃を必要といたしておりますが、総務長官の手元で現在この法律の改正を要しなればならない案件は幾つありますか。並びにいわゆる関係法令等につきまして、大体大まかに、できましたら各省別にお聞かせいただければ幸いです。と思ひます。

○山中国務大臣 きょう細谷委員からその点で質問を受けましたのですが、きのう答弁いたしましたとおり、特別措置に関する法律あるいは改廃法、こういうものの数多くの法律を扱いますので、その本数は六百一本のほります。各省庁ごとの内訳まではちよつと御説明するに、必要ならば事務当局にいたさせますが、きのう緊急に答弁

を保留いたしました政令関係は、沖縄の復帰に伴う特別措置に関する法律案で百七十二件です。これは個別委任、包括委任を含みます。それから沖縄の復帰に伴う関係法令の改廃に関する法律案で九件、これも同じく個別委任、包括委任を含みます。さらに沖縄振興開発特別措置法案の中で五十二あります。

以上でございます。

○小平(忠)委員 たいま総務長官御指摘のように、わが国の行政面においてはきわめて重大な影響を及ぼす事であり、私は、その中でも今国会に提案され、たゞいま審議に入っております振興開発計画についてであります。まず最初に総務長官にお伺いいたします。

沖縄の復帰をあと数カ月に控えておるのであります。しかし政府の振興開発計画が確定してないことはまことに遺憾であると私は思うのであります。

今回上程されております振興開発特別措置法により、沖縄県の意向を尊重しつつ特別の審議会を設け、それにかけて、しかる後に決定するという事になっております。そこでお尋ねいたしますが、振興開発計画はいつをめぐりにおきめるお考えか、お伺いいたします。

○山中国務大臣 これは、むしろ現時点において、十年計画の内容を昭和四十七年度を初年度として定めてかかることが、むしろ議論されております。すなわち法律に明示されておらず、これが、この開発計画を定めるにあたっては、沖縄県知事に原案の作成提出権を認めております。したがって、復帰後行なわれる現在の行政主席にかわる新知事の選挙において定められた、沖縄の新しい知事の手元において原案が作成をされて提出された後、議院に上り、審議会において沖縄側の知事はじめ、議長あるいは市町村長あるいは議長あるいは学識経験者に、沖縄側の意向を数多く反映したメンバーの審議会に十分に検討した上、それを決定すべきが正しい手続であると考えます。ただ

しその際に、来年度の予算編成にあたって特に留意しなければならぬことは、これが十年計画の初年度に置きかえられるわけであり、少なからず、少くとも現在の琉球政府側と十分の協調連絡をとりながら、新しい予算の方向あるいは規模づけ、その内容の質等の問題等について、十年計画の予想されるべき初年度の実体にあわしものに仕上げていかなければならぬと考える次第でございます。

○小平(忠)委員 もとより民主的に、しかも時間をかけてきめるといふことは最善でありましょう。しかし政府がいま言うような考え方では、たとえ、復帰の日をかりに来年四月一日と定めるならば、あとわずかの期間しかないものであります。しかも、すでに労働力の本土への流出がもう始まっております。他方、本土資本による土地の買いあさりなどが行なわれつつある現状です。そこで、労働力の本土への流出状況あるいは今後の見通し、まずこの点についてどのような把握、掌握をされておるか、お伺いいたします。

○山中国務大臣 昭和四十五年度の人口調査、国勢調査を沖縄にも実施いたしましたところ、私どもの予想したとおりになりました。やや少ない感じの九十四万五千という数字になりました。その裏については、本土への人口の流出というものが明らかに存在しておるものと考えますが、その具体的な数字は、必要ならば事務当局で御説明をさせていただきます。

○小平(忠)委員 数字は私のほうでもある程度つかまえておりますから、よろしいです。これは決して軽視のできない問題であります。私はそのような状況から見まして、このりっぱな計画をつくる、さらに労働力の流出とかあるいは土地、本土資本の買い占め、こういうことを前提条件として、いろいろ実行しようと思ひましても、計画を立てた、それを実行する段階には大きなハンディキャップができる、こういうようなことになりかねぬかと思うのであります。これらはいまから十分心して政府当局においても慎重なそして敏

速な計画の樹立、これを私は特に要求する次第であります。

次に、今後の沖縄づくりの目標を政府が一日も早く示すことが必要だと考えますがために、私はこの際、その基本的な目標、ビジョンを端的に申し上げまして、この振興計画策定以前に明らかにすべき問題、こういう点から考えまして、われわれはすでに昭和四十四年に豊かな沖縄を建設する、沖縄経済福祉開発の構想を発表いたしましたのであります。

その中で、今後の沖縄づくりの基本目標としたしましては、第一番に基地依存経済からの脱却、第二番目は本土並み生活水準の保障、第三番目は過疎化の防止という、三原則を提唱してまいりました。しかるに、われわれはすでに昭和四十四年にこのような豊かな沖縄を建設する基本目標を提唱したしておるものであります。この基本的な考え方について政府はいかようにお考えでございますか。

○山中国務大臣 大体いまの基本的な考え方は私たちが同感であります。その過程において、あるいは若干の、基地経済の依存からの脱却度のスピード等において、あるいは現時点において御期待に沿わない点もあるかと存じますが、しかしながら、基本的な方向はそのような方向から進んでいかなければならぬことはもちろんであります。

さらにまた、今後の目標としては、それらのことに伴って起こる問題をどのように処理していくか、すなわち基地依存の経済からの脱却は、そこに失業あるいは失業等の事態も生まれるのであります。よし、それらの人々を本土流出に結びつけるようなことななくして、地元において再雇用され、あるいは新しい職場へ転換ができる、あるいは新しい企業に転換できるというようなことについて、財政あるいは訓練手当その他の諸労働立法によるめんどろを見ることによって最大限に防ぎつつ、そして沖縄のあるべき未来に方向を定めていかなければなりません。

その際において、沖縄においては一次産業の基盤が非常に弱うございしますが、これは亜熱帯地方にございしますから、キビとバイン、そしてやがては計画された、結びつけられた有機的な畜産、食肉牛というふうなもの育成を前提とした、ことに離島の農村づくりというものが考えられていかなければなりません。これに努力を惜しんではならないと思ひます。

さらにいま一つの大きな柱は、やはり沖縄の美しい自然を保つていく、すなわち今後二次産業等を振興して、わりあい豊富な労働力を吸収して、現地でそのまま新しい職場を得るためにも、企業の進出等について積極的でなければなりません。が、かといって、数少ない日本の美しい沖縄の環境をよごしてはならない、そういうことを考えつつ、今回、十一月に開かれる国際博覧会条約の理事会に、日本において昭和五十年に海洋博覧会を開きたい、その決定を閣議決定をいたしました。理事会への折衝を具体的に開始いたしました。これのためには相当大規模な投資と、その後大阪の万博と違った形で、今回の沖縄海洋博に投資されたものは、これが後世長く沖縄の観光立県の柱になり得るよう、そういうものに企画を定めていきたい、このように考えておる次第であります。が、そのような自然をどうしても守っていくことを念願しなければなりません。またあまりにも中部、南部に密集した、地域の基地経済とも関係があるわけであり、全島七三％に達する第三次産業の実態というものについて、正常な新しい沖縄の未来の産業分野に逐次展開していくように努力をしたいと考える次第でございます。

○小平(忠)委員 総理がお見えになりましたので、総理にお伺いしたいと思ひます。

沖縄の本土復帰は、長年にわたる国民的悲願でありました。この歴史的な課題は、いよいよわれわれ国民の手によって結論を出さなければならぬときがまいったのであります。わが党は、いまはなき西村委員長の手によって、沖縄返還につい

ては早期、核抜き、完全本土並み返還を打ち出し、これを内外に強く主張してまいったのであります。このことは、一昨日の沖縄返還協定特別委員会において、わが党の曾根賢問に対して佐藤総理より、核抜き本土並みの返還は、なくなられた民社党西村委員長の提唱によるものであり、政府もいろいろ鞭撻され協力を受けたことを総理は率直にお認めになっておられました。私は、いまはなき西村委員長も、草案の陰でさぞかし喜んでおられるのであります。そこで、いま国会は、核抜き本土並みということで、沖縄返還の批准を得んとしているのであります。その前提として、総理大臣にその基本的姿勢についてお伺いしたいのであります。

すなわち、沖縄返還に際しての日米両国の立場は対等である。それは、戦中戦後に主要諸国首脳者によって確立された諸原則及び国連憲章などの国際法によっても、日米両国の立場は対等でないければならないと思うのであります。総理大臣いかがでございますか。

○佐藤内閣総理大臣 過日も民社党の曾根君に私がお答えいたしましたのであります。私が各党首と会談をし、そしてアメリカに出かけます際に、特に非常にはつきりと、なき西村委員長は、早期、核抜き本土並み、こういうことを口に言われました。そして私は非常に鞭撻を受けた。これは心から感謝しておる次第でございます。私も、別に沖縄返還を、政権をとつておる党がやるんだ、かように思いますが、しかし、これは何といても国民の悲願を達成する、たまたま政局を担当しておるから、その立場にあって国民の悲願達成に努力をしている、かように考えておりますので、同じ思いをされる方、これはやはり私は政府を鞭撻したのだと思ひます。

しかして、ただいまは本土一億の国民の念願だということをお申しましたが、私は、祖国復帰の問題は沖縄県民が一番熱願し、これこそ一悲願ということばはできないときによく使うことばです。私は、熱願している、かように思ひます。

が、その県民の心と本土の国民の心が一本となつて、ただいまこれが実現しようとしておられる、その審議がただいま行なわれておるわけであります。

日米間においていろいろな問題が提起されております。一つは、何といひしても日米安保条約と云うものがある。この安保条約が負い目になつてゐるのかどうか、こういう問題が、いま御指摘になつた対等な立場で話ができるかどうか、こういう問題だと思ひます。私は、いまでも数回アメリカに出かけました。また、前総理である池田総理も、いまやよく対等のパートナーだ、これが日本に与えられた地位だ、こういうことを申しましたが、私はアメリカに参りまして、なるほど日米安保条約といふものはある、その意味においては、われわれはいかに負い目を感じておるようだけれども、いまや負い目は感じておらない、今日の経済成長しておる日本の国力をもつてすれば、アメリカもまた日本の協力を心から必要としておる、そういうような考え方にたゞいまは立っております。おそろく国民の皆さん方も全部同じように負い目を感じないで対等の立場で——ただいまのベトナム出兵等があつて、沖縄の駐留についてはいろいろな議論があつたけれども、いまや祖国に帰ろうとしてゐる、その復帰協定が実現する、調印ができた。そして復帰の暁は、申すまでもないことですが、安保条約の取りきめ、条約そのものが本土並みにこれは適用される、こういうことでございますから、そこらにいわゆる負い目があるわけはございません。われわれ、どこまでも対等の立場でこれは交渉を進めたというふうに確信いたしております。

たいへん長くなりまして失礼いたしました。○小平(忠)委員 これからお伺いする前提として、きわめて重要な問題でありますから、私は伺つたのであります。総理は率直に、自由民主の総裁であると同時に日本国の総理大臣、そういう立場においてこのたびの対米折衝も、対等の立場で行なつたし、そういう決意であることを御

披瀝されましたので、私はその点は、国民とともにあなたのその決意に敬意を表します。しかば、一九六九年、すなわち一昨年でありましたが、佐藤・ニクソン会談の結果取りきめられた、いわゆる日米共同声明を發表された当時と今日とは、極東情勢が大きく変化いたしておると思ひます。すなわち、去る本年七月十五日に、ニクソン訪中声明という新たな事態の発生によつて、返還協定の基礎となつておる佐藤・ニクソン共同声明の骨格をなすアメリカの極東戦略、いわゆる中国封じ込め戦略の根本的な転換を余儀なくされつつある点であります。この情勢変化について、総理大臣はどのようにお考えになつておられますか、お伺いしたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 ニクソンの訪中は發表されましたが、まだ訪中はいたしておりません。何かもう訪中したかのように先走つた御議論ですが、まだ訪中は実現しておりません。

そこで、訪中されたら一体どういふ話をされるだらうか。これは、アジアの緊張緩和に役立つ方向で話が進められるだらう、こういうことはわれわれの心から期待するところであります。そのことは今日も期待として、希望として述べることもできると思ひます。

○小平(忠)委員 ニクソンが訪中したと私は断定して申し上げたのではなくて、訪中声明、行きまですぞという声明を發表された。まさにこれを頭越し訪中とか、まさに日本の外務省は何しておったとか、いろいろ批判はありましたが、現実これら極東情勢は私は大きく転換してゐると思ひます。そこで、私はこの共同声明との重要な問題点について二、三御指摘申し上げて所見を承りたいのであります。この最も重要な沖縄返還協定の土台となつてゐるが、いわゆる日米共同声明であります。この共同声明が發表された当時、われわれが指摘し、また問題としたように、その国際情勢はなかならず極東情勢の評価について、重大な合意を行なつてゐることであります。すなわち、周

知のごとく、その第四項におきまして、朝鮮半島に依然として緊張状態が存在する、また、韓国の安全は日本自身の安全にとつて緊要である、さらに台湾海峡における平和と安全の維持も日本の安全にとつてきわめて重要な要素であるという評価を下してゐるのであります。つまり、一言にして申し上げますならば、わが国を取り巻く極東情勢はきわめてシビアであるという評価であります。さらに、ただいま申し上げましたような、去る七月十五日突如として發表されたニクソン・アメリカ大統領の訪中声明であるとか、これに象徴されるように、いまやアメリカの対外政策は歴史的な転換を遂げ、新たな段階を迎えようとしておるのであります。さらに朝鮮半島の話し合いムードや中国の国連参加、台湾の追放など、すでに具体的な事実が次々と起こつておることは周知のとおりであります。このような状態でも、政府はやはり率直にこの事態をお認めにならないのですか。またこれをそしやくして、対外政策、外交政策を私は転換しなければならぬと思ひます。どういふ状態を率直に認めないで、国際情勢の変化に目をつぶり、あるいは過渡政府がつつた中国問題のような、従来の行きがかりにこだわつて、固執しておつたのでは、今後世界の大勢についていけない。その結果は、重大な破局に追い込まれると私は思ふのであります。私はこの際、総理大臣並びに外務大臣の所見を承りたいと思ひます。

○福田外務大臣 ニクソン訪中、これはたいへんな大きなできごとだと思ひます。これに私は極東の緊張緩和、大きな期待をかけておる次第でございます。しかし、期待はかけておるけれども、ただいま総理大臣がおっしゃつたように、まだ訪中は実現していない。まあムードは出てきておる、こういうふうに言えると思ひます。ただいま訪中も、まだこのムードは定着しておらない。したがって、極東の緊張の状況がどういふふう具体的に変わつたかという、まださしたる具体的な変化は示しておらぬ、こういうふうに見ておる

んです。しかし、これは今日の時点の問題です。ニクソン訪中等によって、ほんとうに定着した、確固たる極東情勢の変化というものがありません。もちろんそれを踏んまえて、わが国は外交姿勢を整えなければならぬ、そういうふうを考えております。

それから、ちよつといまこれは触れられた問題であります。わが国が国連において何か非常な時代おくれなような態度をとったというお話であります。私は今日願ひてみまして、あのアメリカとの共同提案、この措置をとらないで、ああいうような国連の事態が起きたら、一体日本は世界の中においてどういう評価を受けたらうということをお考えするときに、私はあの、信義は守り通すんだという態度をとりました日本の態度は、私はたいへんよかった、こういうふうに見ておるのです。私は国際社会のいろんな人の意見も聞いておられますけれども、この日本のとった態度、これはたいへん高く評価されているということをつけ加えて申し上げさせていただきます。

○小平(忠)委員 先般、中国の国連参加をめぐる御承知のような、いわゆるアルバニア決議案が圧倒的な多数でこれが通過して、政府のとった態度が破れ去ったということについて、いま外務大臣が弁明されましたけれども、私はいまこの段階でこの議論をいたそうと思いません。しかしこのことについては、やはり大勢を誤ったという、また、とった処置は間違っていたとする考え方は、現に与党内にも数多くおられる。野党はこそってこれに反対であった。国民にもそういう意見がある。この現実、外務大臣無視してはならないと思つております。あなたがおっしゃる、従来の自民党内閣が外交の姿勢として、従来のアメリカやあるいは蒋介石政権に対してとってきたこの信義、これを守ろうという、その気持ちは私はわかるのです。しかし、世界は大きくいま転換し、現に中国が国連の舞台に堂々参加を見た今日においては、謙虚にこのことをやはり反省もし、踏まえて、私は今後の外交問題に対処していただ

きたいと思つております。

次は、沖縄の核撤去について、私はその具体的な処置について伺いたいと思つております。

われわれは沖縄の核については、国民の不安を解消するために、政府がまず返還時の核点検、さらに国会における非核決議、これに政府が同意すること、第三番目は核抜きについてアメリカ大統領の声明を得ること、この三点のうちいずれかの措置をとるべきであるということ再三にわたって要求してまいりました。このことに関しましては、一昨日のわが党の幹事委員の質問に対して、総理は、今後外交ルートを通じて明らかにしたいということをお約束されましたが、これは私は確かに一歩前進であらうと思つております。しかし、今後外交ルートを通じて明らかにしたいというその中身ですね。

福田外務大臣にお伺いいたしますが、総理のおっしゃった外交ルートを通じて明らかにしたいというその中身、その方法、いかなる措置をとられるお考えなのか、また大体いつごろをめどにするか、率直な御意見を承りたいと思つております。

○福田外務大臣 小平議員も、核がアメリカにとりまして非常に大事な戦略兵器であるということについては御承知だと思います。したがって、この核の扱いにつきましては、米政府におきましてはきわめて慎重なかまえてございます。これがどこにあるとかないとか、そういうようなことはこれに明らかにしないというのがたてまえになつておるものであります。そういうたてまえから、沖縄の核につきましても、今日なおあるかないかというようないいのです。おらないのであります。言つていいのです。おらないのであります。けれども、外形の状況の判断、そういうものからいたしまして、私も、これは核兵器があそこにあるに違いない、こういうふうにならぬでいるわけでありまして、さればこそ、私もこの核兵器が返還時におきましてはもう日本には存在しない、こういう状態を何とかして確認をいたしたい、こ

うふううに考えておるわけでありまして、御承知のように、佐藤総理とニクソン大統領との一昨年の共同声明におきましても、このことがはっきりといたされておるわけでありまして、それから、それを引用いたしまして、今回の沖縄返還協定第七条におきまして、そのことも明らかにされておる。さらに、先般のアメリカの上院のこの協定の審議の過程におきまして、外交委員会におきましてロジャーズ國務長官、バックワード国防次官、これらが、沖縄は返還時におきましては核はありませんが、せんといふことをはっきり言つております。ことに、実ははっきり言つておりますのは、バックワード国防次官は、核が返還時において沖縄に存在しないということを確約いたしますという、強いことばで言つておりますので、いまさら私が、これ以上、この核の問題につきまして、これを返還時に存在しないといふことについて云々する必要はないと思つております。ないとは思いますが、まあ小平さんなんかいろいろそういう御意見がある。そこで、なにかお考えられることはないかといふ、総理とも相談をいたしておるわけでありまして、また、その相談に基づきまして米側とも話をしておるのです。おるのです。これは、いわゆる点検といふことに基づきまして、これは私、この話し合ひした過程を通じてこれは不可能である、こういうふうに見ておるのではありませんが、その他の事項につきましては、この上ともな話し合ひを詰めてみたい、かように考えております。

○小平(忠)委員 アメリカの沖縄返還協定上院外交委員会の聴聞会において、ロジャーズ國務長官がたまたま外務大臣がおっしゃったような、返還時に核はない、撤去する、この証言はもうすでに周知のとおりですが、これはアメリカの上院において行なわれた、国内のアメリカ国民の間の話し合ひ、いわゆる証言でありまして、日米、日本とアメリカ両国のそういう具体的な話し合ひではないのです。したがって、このことは申し上げるまでもなく、外務大臣も、やはり国民がこれだけ心

配しているんだから、何とか国民が安心するようには、はっきりとこのことを日米両国の責任者がいわれる明確な取りきめ、意見交換によって正式な声明なり協定なり、そういうものがかわされることを望んでおるのです。

ただいま外務大臣は、核についてのあるかないかの点検はなかなかめんどろだ、こうおっしゃいましたが、われわれはそれにのみ固執しているものではないと。少なくともアメリカのいわゆる上院におけるロジャーズ國務長官の証言だけでなく、できれば、アメリカの原子力法による規定によりまして、核といふものは非常に重く規定づけております。もし核について、これが国の安全、国民に重大な影響ある場合においては、原子力委員会と国防省が合議をしてきめる、意見が一致しないときには、大統領のいわゆる最終の決定に従う、こういうふうな、核についてはアメリカ自身も、場合によれば大統領の専断事項に近いような扱いをしている。この実態から見まして、私は、できるならば、やはり大統領の声明によって国民の不安を除去するといふことが非常に必要であらうと思つております。いま外務大臣は前向きな努力をする、その御発言がありました。けれども、いまこの返還協定なり関連法案の国会の審議、国会の通過を望んでおられる、国民も期待を思つておる、そういうときに、やはりタイミングだと思つておる、いつごろをめどにその努力をしてみるかと考えてございますか。

○福田外務大臣 核のなくなることにたいしての確認については、小平議員の御意見、私は非常に具体的で、建設的だ、こういうふうな受け取るわけでありまして、三つのことを提案されているのです。大統領の声明、あるいは政府間の交換公文、それから核点検、その第三の核点検につきまして、ただいま申し上げましたように、これはもう非常にむずかしいのです。しかし、大統領の声明でありまして、あるいは両国間の首脳文書の交換でありますとか、そういうような二つの問題につきましては、これは私は考えてみる余地のある問題で

あるというふうに考えまして、すでにアメリカ当局にも話し合いを始めておるわけでありまして、これがいつまでに返事があるというようなことについては、相手のあることでありますから、まだここで確言はできません。しかし、返還時におきましては核はなくなるんだ、なくなっておるんだということにつきましては、全国民にはっきりした認識を持ってもらいたい、そう考えますのがゆえに、この問題につきましては鋭意これを取り進めてみたい、そういう決意でございます。

○小平(忠)委員 それならばもう一歩進めまして、少なくとも沖繩の返還協定が国会の批准を得る前に、それを取りつけられるようなお考えはございませんか。

○福田(憲)大臣 できたらそうしたいなあというような気持ちでおるのでございますが、とにかく核の問題になりますと、核は、アメリカとして一番大事にしておる問題だ、こういうようなことで、扱いも非常に慎重でありまして、はたしてそういうタイミングでいきますかどうか、私も危ぶんでおるわけでございますが、私ども、せつかく努力してみたい、かように考えておるわけであります。

○小平(忠)委員 われわれが、本協定並びに関連国内法の審議にあたって最も強く指摘いたしております一つであります。外務大臣をはじめ政府としましては、私は、これを本腰を入れて取り組んでいただきたい。

次に、この核に関連いたしまして、非核三原則の決議の問題について総理大臣に伺いたいと思ひます。

非核三原則は、佐藤総理も、佐藤内閣全体としても、賛成であります。賛成であるのに、それを国会の議決とすることに賛成することができないのか。佐藤内閣は永久に続くとは、これはだれしも、総理自身もお考えになっていないでしょう。したがって、永久不変のものではないのです。今後佐藤内閣がかわって、いずれかの政党がもし政権を取った場合、かりにその内閣が核の保

有や持ち込みを認めた場合にどうするのですか。何らの拘束力もないんです。しかし、国会の議決は、内閣がかわっても、国権の最高のいわゆる立法府としての議決は、内閣がかわってもこれはある程度拘束されるのです。そういう意味から、私は、今日の日本の安全、日本の平和のために、佐藤内閣は進んでこの非核三原則の国会議決に賛意を表すべきだ、こう思うのでありますが、いかがでございますでしょうか。

○佐藤内閣総理大臣 佐藤内閣が非核三原則、これを基本姿勢として堅持しておることは御承知のとおりであります。また、これは佐藤内閣だけではございません。自民党の、党の基本方針でもあります。私は、いずれの内閣がとりましても、幸いなことに、たゞいま核を持とうという政党はどこにもないようでございますから、あらためていま国会決議をする必要はないんじゃないか、かように思います。どこかの政党に核を持ちたいという方があれば、これは必要かも知れませんが、皆さん、みんな核は反対反対と言っておられるので、これはもう必要ないように思っております。

○小平(忠)委員 どうもその意見、総理、通ります。賛成なら、国会で議決するのになぜ反対するのですか。おかしいじゃないですか。ですから私もわからぬし、国民もわからぬように答弁してください。

○佐藤内閣総理大臣 これは、もう実ははっきりした議論ですから、いまさらあらためて国会決議を必要としない、かように私は考えております。

○小平(忠)委員 その辺が、いわゆる国民が非常に心配もし、佐藤内閣の、すなわち非核三原則に賛成でありながら、これを国会の議決として、日本の国民がほんとうに平和とそして完全独立を希求するその答えに沿う道じゃないと私は思うのです。時間の関係上、これ以上押し問答してもいけませんから、次に進みたいと思ひます。

次は、基地の縮小の問題であります。この具体的なスケジュールについてお伺いしたいと思ひます。

われわれは、最近の国際情勢の変化からいたしましても、また、本土の米軍基地との比較から、この際沖繩の米軍基地を大幅に整理縮小すべきであると考えております。政府が本土並みと主張しておりながら、最も本土並みでないのがこの米軍基地でありませんか。部隊の数、基地の内容、駐留部隊の性格、武器の種類、これなどを見るのに、どうして本土並みですか。私は、今後すみやかにアメリカ側と話し合いを進めまして、基地の返還スケジュールを明示すべきである、こう思うのでありますが、いかがでございますでしょうか。

○福田(憲)大臣 たゞいま沖繩に存在します基地がどうなるかというスケジュールは、いま御審議を得ておきます協定、A、B、C表にさしあたり明らかになっておるわけでございますが、しかしこのA、B、C表によりましますと、たゞいま小委員の御指摘のような稠密度という問題があるのです。それから、いまは極東情勢は、私は、この二年前と変わっておらぬと、こういうふうにと認識しておりますけれども、これから極東情勢が緩和の方向に行くかもしれない。われわれはそれを大いに期待をいたしておるのです。そういう問題がある。そういうことを考えますときに、この協定付属表にありますA、B、C、特にこのAの提供表です。この状態でこれでいいのかという、私はそれは考えていない。何とかいたしましては、情勢の変化がなくとも、このA表につきましても、これを整理縮小、これに努力したい、こういうふうにお考えをしておるし、それから、まして情勢が変化いたしました、そういうようなことになりましたら、大幅なこの変化、これがA表に出てくるであろう、こういうふうにお考えをしております。そういうような考え方に立ちまして、たゞいま、返還協定付属表であるところのこのA表、B表、C表、これを動かすことはできませんけれども、実際上の問題といたしましてこの基地縮小が促進されるように、いまからすでにその努力を始めておるのです。この間見えましてコナリー財務長官、

これにも託しまして、大統領にじきじき申し入れてまいりたいという話もしてあるようなわけでありまして、あらゆる手を尽くしまして、今後とも、実際上の問題といたしましてこの整理縮小には努力していきたい、さように考えておる次第でございます。ただ、そのスケジュールを示せ、こういうお話でございますけれども、まだそこまでの段階には至っておらないのであります。

○小平(忠)委員 外務大臣、いま情勢は変化しつつあるのです。これから変化をするであろうことを予想されるのでなくて、もう変化しつつあるのです。いま大臣は、この協定の審議にあたって、いわゆるA表、B表、C表の改正はちょっとめんどうだとおっしゃったが、いまやらなきゃ、大臣、いつやるのですか。少なくともこの協定が日本の国会の批准を得るといふ、私は、大きな前提条件ともなるかと思うのです。そして、それは前向きに取り組むと言っておりますが、午前中も公明党の中川委員が、いわゆる基地の目玉商品ともいふべき那覇空港について、相当時間をかけて政府の所信をただしました。私は、この一つの例を取り上げて、那覇空港の場合でも、いわゆる全面近接じゃないのです。那覇空港は返還するといふけれども、やはりどうもいまの状態では滑走路や管制塔程度の返還をさすのであって、了解覚書のA表、すなわち復帰後も提供する、そのA表です。これは、いわゆる那覇空軍、海軍補助施設とあるように、その面積の大部分が返還されないんです。同時に、過日、ある新聞の報道でも、滑走路なども完全に返還されるかどうかわからぬというようなことを盛んに伝えるわけなんです。さらに、午前中の中川委員の質問でも、P3対潜哨戒機の問題についても非常に哨戒機そのものは、外務大臣は返還時には完全に撤去すると言明されましたけれども、さらに施設等の問題等も残っております。ですから、一つの、これは沖繩の中で目玉商品といわれておる、宣伝しておる、この那覇空港だけの問題を取り上げて、こういう問題が実はあるのです。したがって、私は、もっとこの問題につい

て、政府が積極的にこの基地だけは取り組むべきでなからうかと思ふのであります。

○福田国務大臣 那覇空港につきましては、午前中ずいぶんお答え申し上げてあるものであります。要するに、那覇空軍基地ですね、その全体の基地の中に背後地といひますか、山地といひますか、丘陵地帯があるんです。それは空港としての用途をなしておられない。空港といふ部分、空港地帯は返還される、その空港地帯にあるところのP3は撤去される、こういうことを申し上げておるわけでございます。たとえば、いまも御指摘ありましたが、海軍の施設なんというものでございまして、空軍基地の中にあるわけでありまして、その丘陵地帯のほうにはこれは依然米軍の手に残る、こういうことはもう否定はいたしておらないのであります。私も言っているのは、那覇空港、その空港としての機能がわが国に返還されてくるんだ、こういうことでありまして、それから、P3についてもずいぶん御説明申し上げたわけでございますが、なお御疑念があるようであります。これは返還時には間違いなく那覇空港から去り行きま

の点はどうのような御認識を持っておられるんですか。

○福田国務大臣 軍事委員会のその証言は、これはウエストモーランド大將ですか、その軍人の証言なんです。それで、その点を御配慮される必要があるんじゃないかというふうに思いますが、それでも無期限というところは言っていないんです。私も英語の知識は乏しいですが、インデフィニート、こういうふうに出ておりました、基地は保有する、しかし、その期限はわからない、いつまでというかわからないと、そういう意味のことを言っておるのではありません。しかし、まあアメリカの政治全体に及ぶ影響の大きい国務長官は何と言っておりますかといひますと、これは基地は漸次将来縮小されていくべきものであろう、こういうふうに出ておるわけでありまして、いりんな発言がありますけれども、私もアメリカ当局と政府同士で話し合ひしておる、これに一番信頼を置いていたきたい、さように存じます。

が再三にわたって政府当局に、あるいはわれわれも春日委員長を先頭にいたしまして、いまアメリカの各関係方面に、ふざけるなど、一体いまのよ

○小平(忠)委員 何かわからぬですね、その答弁じゃ。そうすると、いまのアメリカが埋め立てた以外に、現にアメリカ側が所有権を持つておる土地はどのくらいありますか。

○井川政府委員 埋め立てた以外にアメリカ側が所有権を持つておる土地はないと思ひます。

○小平(忠)委員 そうすると——ほんとうにありませんか。埋め立てた以外にアメリカが所有権を持つておる土地はありますか。

○井川政府委員 私は、ないと思ひます。

○小平(忠)委員 これはよく調査をして——埋め立てた土地の問題は、いま条約局長御指摘のような、所有権があるような、ないようなことでは非常に問題があるんです。これは一体何ですか。そういう形で、返還協定の付属文書の海没地の問題に関するいわゆる交換公文は、大きな疑惑を残すのです。そんな、所有権があるんだかないんだかわからぬようなことで、今後どう処理するので

るわけでございます。しかも、復帰間近になりまして、その完全なる処分権を持った所有権であるというふうには私もも考えておりませんし、アメリカ政府もそのように考えていないわけでございます。

○井川政府委員 先生、埋め立てた地につきまして疑惑を残すとおっしゃいましたけれども、第六条三項に「アメリカ合衆国政府が琉球諸島及び大東諸島において埋め立てた土地並びに同政府がこれらの諸島において取得したその他の埋立地であつて、同政府がこの協定の効力発生の日に保有しているものは、同日に日本国政府の財産となる。」明白な規定がございまして、完全に日本の政府の財産となりますから、疑問の余地は起こらないと思ひます。

○小平(忠)委員 外務大臣が、いまそのようなやり方は一歩前進した基地の縮小、返還についての取り組みの考え方を述べられましたが、実は過日、これは外電による報道ですけれども、去る十一月八日開かれたアメリカ上院軍事委員会の沖縄返還協定聴聞会で、ウエストモーランド陸軍参謀総長が——この人は前に南ベトナムの米援助軍司令官でございまして、このウエストモーランド陸軍参謀総長が、米軍部が沖縄基地を無期限に将来とも保有する考えであることを明らかにしている。その中で、沖縄返還によって沖縄米軍基地の機能に柔軟性を失う部分があるけれども、全体として重大な弱体化は来ないといひ、この無期限のいわゆる基地の保有を証言している。こういうことを外電は報じておりますが、この無期限保有の証言と基地の縮小、こういうこととは何か逆行するような感じがするのですが、こ

証言でございまして、それから、これは明確に、ちよつと簡単ですから申し上げますと、彼はこういうことを言っておるのです。「朝鮮動乱の際、沖縄基地建設に投資したことの賢明さと、東アジア地域の防衛に占める沖縄の戦略的価値は、一九六〇年代に再び立証された。つまり、この基地複合体は米軍の東南アジア作戦にとって死活的貢献をしたのである。」そこで「沖縄に引き続き軍事駐留することは将来も無期限にわたつて必要となろう。」私は、やはりこの辺でしつかりしてかからな

○井川政府委員 この問題はなかなかむずかしい問題だと思ひます。しかしながら、第一次的にアメリカ政府に所有権があると考えるのが普通じゃないかと思ひます。

しかしながら、この所有権というものが、はたして私どもが普通にいう所有権そのものであるかどうかということにつきましては、なお疑問があ

同時に大事なことは、アメリカにその所有権があるというならば、いわゆるその根拠です。何によつてこれはアメリカに所有権があるんだ。将来これをどうするとか、それを明確にしてください。

○井川政府委員 先生、埋め立てた地につきまして疑惑を残すとおっしゃいましたけれども、第六条三項に「アメリカ合衆国政府が琉球諸島及び大東諸島において埋め立てた土地並びに同政府がこれらの諸島において取得したその他の埋立地であつて、同政府がこの協定の効力発生の日に保有しているものは、同日に日本国政府の財産となる。」明白な規定がございまして、完全に日本の政府の財産となりますから、疑問の余地は起こらないと思ひます。

○小平(忠)委員 それでは条約局長、前言の發言は取り消しますか。

○井川政府委員 申しわけありません。私の答弁に不適当なところがございましたら、お許しを得て取り消させていただきます。お許しを得ても、私は先ほど、現在の時点におきまして、先生の御質問が、アメリカ側に所有権があるかどうかという御質問でございましたので、第一次的にアメリカ側に所有権がある、しかしながらその所有権は、完全な所有権というよりも、ことに現時点において処分権まで完全に持っている所有権ではないということをお願いしたつもりでございます。

○小平(忠)委員 そんな言いわけをしないで、最終的に言ったように、返還時においては日本の所有となるということが、明確に交換公文に出ているんでしよう、だからそのように答弁されればいいのであって、問題は七十七万平米に及ぶこの海没地の問題ですから、そういう点を明確にしないとかえって疑惑が残るということをお願いしたのです。そこでこの海没地の問題は、これからこの運用を適切にやりますと、いろいろ利権も伴い、沖繩の健全な開発に支障を来たすと思うので、私は政府当局は最大の配慮を願いたいと思うのであります。

〔委員長退席、毛利委員長代理着席〕
次に、われわれが当初から最も問題にいたしておりますVOAの問題について伺いたいいたします。

政府は、さきの予算委員会やあるいは沖繩協定の委員会でもわが党の代表の質問にも答えまして、VOAはアメリカの政府機関であることを言明されました。しかし、アメリカの政府機関であるというならば、その法的根拠は何でありますか。特に政府機関であるならば、地位協定は適用しないということになりますね。これらの問題について、私はその法的根拠を承りたいと思います。
○福田国務大臣 御説のとおり、VOAはアメリカの政府機関であります。したがって、地位協定の適用はございません。その法的根拠は一体どうなんだということでございますから、このほうは政府委員から説明させます。

○吉野政府委員 お答えいたします。
VOAはアメリカ大統領直属の機関である米国海外広報庁、USIAの海外放送を担当する部門でありまして、これは法律によりましてたびたび改正され、あるいは修正されましたが、その中で海外広報庁の海外における文化活動を行なっているのがボイス・オブ・アメリカ、すなわちVOAでございます。なお、地位協定がなす適用されないか——政府機関であるということは以上のとおりでございます。

○小平(忠)委員 VOAがアメリカの政府機関である。その政府機関を、施政権が返還される沖繩に存置しておくという法的根拠を伺っておるのであります。

○吉野政府委員 これはいまの沖繩返還協定によつてこれを存置する、こういうことになるわけでありまして。

○小平(忠)委員 返還協定によつて存置します——返還協定によつてアメリカの施政権が日本に返還されるんです。その際、アメリカ政府の機関を施政権の返還された沖繩に引き続き存置するというのは、どういう法律でそれを残すことになるんですか。これは在外公館と違うんでしょう。

○廣瀬国務大臣 御承知のように、電波法では、外国の政府の機関は電波放送の免許が許されないことになっておりますわけでございます。第五条でそういう規定があるわけでございます。ところが三条におきまして、条約に別段の定めがある場合はこれに従うということになっておりますのが法的根拠でございます。

○小平(忠)委員 それでは政府にお伺いします。いま日本の本土に、在外公館以外にアメリカの政府機関としてどういふものがありますか。

○廣瀬国務大臣 ただいまの御質問は、日本でアメリカの政府の機関としてどういふ放送があるかという御質問でございます。

〔発言する者あり〕
○吉野政府委員 お答えいたします。
アメリカの政府機関につきましては、USIAの海外部門を扱っておるUSISの支局が、アメリカ文化センターとかアメリカライブラリーとかそういうような名前前で仙台とか福岡とか、場合によってはもう廃止されておるところもあるかと思ひますが、各都市にございます。

○小平(忠)委員 いま話されたその文化センター、これはアメリカの政府機関ですか。

○吉野政府委員 アメリカの政府機関の派遣出張所というのか、政府機関の一部でございます。

○小平(忠)委員 いや、明確におっしゃってください。それはアメリカの政府機関ですか政府機関でありませんか。

○吉野政府委員 法的に申し上げますと、先ほど申し上げましたように、アメリカのUSIAの海外広報センターであるUSISの出先機関として日本の各地にございますが、これらは在外公館長の指揮下にございます。すなわちアメリカ大使の指揮下にございます。

○小平(忠)委員 在外公館の指揮下にあつて、結局在外公館の系統ということになります。私が尋ねているのは、在外公館以外にアメリカの政府機関がありますかと聞いているのです。

○吉野政府委員 これは、必ずしもアメリカの政府機関といえないのですが、半分くらい政府機関というふうなものとしては、広島にABC、いわゆる原爆被害委員会といいますが、ちよつと日本語は忘れましたが、ABCというものがございまして。

○小平(忠)委員 半分くらいアメリカの政府機関があるというのを聞いてるのじゃないのです。完全にアメリカの政府機関というものが在外公館以外にあるかということをお伺いしている。

○井川政府委員 吉野局長は、大使館の指揮下にあると申されました。確かにその指揮系統はそれとおりでございます。しかし、各地に散在いたしておりますものは大使館ではございせんので、

政府機関の出先である、こういうことになるわけでございます。そのほかに、外国政府の日本にありまする政府機関といたしましては、たとえば豪州連邦政府の東京観光事務所、フィリピン政府の大坂通商振興事務所等がございまして、これらは政府機関でございます。

○小平(忠)委員 もっとと外務省の役人しつかりつかんでおけよ、ほんとに。

外務大臣、総理大臣、御承知のように実は国内にはやはりVOAのごとき政府機関というものはないので。したがって、沖繩に存置せんとするこのVOAについては、きわめて重要な内容を持つておりますことをあらためて私はここに御指摘申し上げたいと思つております。すなわち、このVOAにつきましては、沖繩の施政権が返還された後においても、アメリカの対外向けに謀略放送が日本の本土からなされるということである。何が理由で施政権が返還された後においてもアメリカの政府機関を——特にこのようない外向けの放送というものは日本の平和外交、日本の自主独立外交を阻害する最たるものであると私は思うのです。なぜこのようなのを引き続き存置しなければならぬのか、これに対して政府がオーケーを与えた理由が私にはわからないのであります。重ねてお伺いいたします。

○福田国務大臣 アメリカ政府は、アメリカ本土に本部を置くVOAという組織を持つておるわけですが、そこでこの組織は各地にその出張所という出張所を持つておる、沖繩にもそれを持つて今日に至つておるわけなんです。これは各地にもあることであるとして、何もその謀略放送のなことをやめておるわけじゃない。客観的なアメリカのニュースの提供、あるいは政策の解説をやつてゐるのだ、こういうことであるからこれを長く沖繩にも保存をしたい、こういう要請がありまして、わがほうとの間でずいぶんいきさつがあった問題であります。しかし、結局妥協いたしました五年間とする、そして最初から、二年目になりま

したならば、このVOA放送をどうするかということについての協議を行なう、そういうふうな取りかきをしては、あるいは五年というのが延びるということがないとも断言はできませんけれども、同時に、この二年後に行なわれる協議によりまして、五年という期間が短縮されるということにもなる、そういうような体制にいま置かれておる。私も、それならば電波行政というものは統一的に管理をしたい、こういうふうな考えをたつてございませう。しかし、これはアメリカとの間に沖繩返還というものをめぐる広範な接触点があったわけでありませう。その接触点、そのVOA、これは五年存続、二年後に協議という形で妥協をした妥協の産物である、こういうふうな御理解願います。ただし、返還後におきましては、VOAの機能、あなたが、このわが国の領土を本拠地として謀略放送が行なわれる、緊張を激化するようなことになっては困る、こういうような御心配でございますが、その運営につきましては、十分にその事前において、また事後においてアメリカとも協議してやっていく、こういうことにいたしますので、その点は御心配なきようお願いいたします。

○小平(忠)委員 いま外務大臣が日本の国内、いま本土におきましても、先ほどアメリカ局長の答弁されたように、USIA、USISというふうな出先機関がある。しかし、これは放送施設を持つていないわけじゃないのです。単なる連絡上の人間が配置されているにすぎないのであつて、放送施設を持つていないのです。沖繩には非常に感度の高い放送施設を持つておられるわけですね。同時にこのことは、返還後においてはアメリカ側と話をし、そういう諜略放送的な、日本のいわゆる対外信用を失墜するような、そういうことのないような話し合いをするから心配要らぬとおっしゃったが、それは、いまそんなことの取りかきめがどこにあるのですか。それはないでしょう。これからそういうふうな努力をしようというのじゃないので

すか。

○吉野政府委員 ボイス・オブ・アメリカの沖繩における中継局の継続に関する交換公文というものがございまして、これによりまして、その第六項に、「中継局を通じて中継される番組に関する責任は、アメリカ合衆国政府のみが負う。もつとも、日本国政府は、必要と認めるときはその番組につき自己の見解を表明する権利を留保し、アメリカ合衆国政府は、日本国政府が表明した見解を尊重する。」というふうなことでございませう。

○小平(忠)委員 それは番組の編成でしょう。そんな内容までなかなかタッチできるものじゃありません。先ほど郵政大臣が電波法の改正をすればいいような御説明をされましたが、これは厳密に言うならば、やはり放送法にも関係を持つてくるのです。したがって、単なる、アメリカが日本を信頼して、迷惑はかけないというけれども、そういう内容を持つておられるものでは断じてありません。

私はこの際総理大臣にお伺いいたしますが、わが国のいま当面の最大の外交課題は中国との国交回復であります。このような重要な外交課題をかねておられますときに、施政権の返還された沖繩県に、アメリカのこのような、場合によつては謀略放送をしないとも限らない、そのような放送機関、政府機関を存置するということは、日本の自主独立外交を阻害するだけでなく、日中の国交回復を促進する上においても重大な障害となることを考へると、私は、すみやかにアメリカとの折衝をして、このVOAはすみやかに撤去するということをして、この際強く御指摘申し上げたい。総理の御所見を承りたいと思ひます。

○福田田務大臣 私からかかつてお答え申し上げますが、VOAについては、それが運営につきましては、先ほど申し上げましたように十分の配慮をいたしまして、各国との間に摩擦が起きないというのを期してまいりたい、こういうふうな存じておりますが、いかにいたしまして、これはわが国の放送体系、電波行政の非常に重要な特例

になるわけでありませうから、一刻も早くその特例措置を回復しなければならぬ、こういうふうな考えです。二年後から協議が始まるわけでございますから、十分御意見のほどは踏まえてまいりてこの問題の今後に対処したい、さようにお答え申し上げます。

○小平(忠)委員 総理の答弁を願えないことは残念であります。次は、自衛隊の配備についてお伺いいたします。

沖繩における自衛隊の配備につきましては、わが国が独立国としてその主権の一部である自衛権とその具体的裏づけである自衛力を適正な形で行使することは、もとより否定するものではございません。しかしながら、今回の復帰に伴う自衛隊の派遣は、その過大な数からしても、また久保・カーチス協定に見られるような、日本の米軍肩がわりという姿勢からしても、決して好ましいことではないと思つております。そこで、政府は、沖繩復帰後、最終的に沖繩に駐屯する自衛隊の総数は約六千八百人と報道されておりますが、これは事実でございませうか。

○西村(直)国務大臣 自衛隊の配備につきましてはいろいろ御心配いたしておるが、この席で私はそれについても、ひとつ地元のいろいろな歴史的な状況、また感情、受け入れ体制、自衛隊に対する認識等も考へて慎重には考へたい、このことはしばしば申し上げておるのであります。

配備の計画を具体的に申せとおっしゃれば詳細に申しますが、大略申しますと、一応考えられておるのは、当初において三千二百名、これは陸海空それぞれに分かれます。最終的に、大体お説のようにならば六千八百程度を考へておるわけでありませう。

なお、これは時期とかあるいは内容につきましてはいろいろ考へますが、内地と比べて過大であるというふうな考へにつきましては、昨日も申し上げましたように、沖繩の地域は軍隊の配備がかつて昭和十六年ごろまでは全然なかった、ただ

司令部のような形のものはだけであつた、こういうことでありますが、大東亜戦争でああいうふうなお気の毒な状態に入りまして、そういう歴史を持つておることは明らかでございます。

○小平(忠)委員 最終的には六千八百。それでこの久保・カーチス協定によりまして、当初復帰以後約六ヶ月以内に、いま長官もおっしゃつたように、三千二百人からなる部隊を展開するという取りかきをしております。

重ねてお伺いいたしますが、あの狭い沖繩に、今日自衛隊を本土各地に配備しております現状から見て、沖繩だけに当初三千二百、最終的には六千八百人の大部隊を配置するというその必要性、理由を、重ねてお伺いしたい。

〔毛利委員長代理退席、委員長着席〕

○西村(直)国務大臣 本土に戻りますれば、本土は大体国土の守りの対象になる。特に従来は沖繩は他国との接攘地帯ではございませうでした。したがって、国防上もほとんどそういう意味のウェイトはなかつたのであります。しかし、今日にありまして、国の一つのはずれの地域であります。ちょうど北海道に四個師団という相当なものが駐在いたしておられます。それから見ますと、最終的に六千八百程度、当初には三千二百ぐらいの配備というものは、陸海空三つを通しますと、必要最小限度の数ではないか。これは基幹的なものであります。基幹部隊であります。それから少しは支援部隊がつかなければならぬのであります。よく過大であるというお話がありますが、本土の全体の平均から比べますと、少し密度は高いけれども、しかしそれには、先ほど申しましたように、東北とか北陸とか、あるいは四国のような薄いところを計算して見ますから、したがって九州あるいは北海道よりは、今回の六千八百をもちましては人口当たりの密度はむしろ沖繩のほうが低い、こういうふうな考へていただきたいと思います。

それから、いま一つは離島でございませうから、急に持つてこようといつても間に合わない。そこで、多少の基幹部隊というものはお認めを願わなけ

ればならぬ。ただし、これの配備等に当たってはいろいろな歴史的な事情、県民のお立場、理解をいただく、これは極力努力を怠らないつもりでございます。

○小平(忠)委員 防衛庁長官、それは逆なんですよ。本土の密度から見るといわれる過大な面もあるけれども、しかし離島である、それはいろいろな事情からして決して過大じゃないとおっしゃったが、沖縄県民の感情は、これは昨日の自民党代表の國會議員の質問の中にも出てまいりましたように、与党の立場においても、あるいは全県民の立場において、むしろあの沖縄があの激烈な被害を受けて、そして太平洋戦争の中で最も大きな痛手、犠牲を受けた、さらに終戦、戦後二十六年を経過したこの長い四半世紀にわたる異民族支配という、こういう辛酸をなめた経験から見ても、あの沖縄がああいう悲惨な目にあったのは、沖縄に日本の軍隊が駐留しておたからなんだという感情が共通なんですよ。したがって、戦後二十六年たつて、いよいよ沖縄の施政権が本土に復帰する、こういう事態においては、むしろ自衛隊は来ないでくれというのが沖縄百万県民の率直な感情なんです。そういう点を考えると、防衛庁長官、あなたの考えとは県民の考えは逆なんです。私はそういう配慮が必要であらうと思うのと、さらにもう一点伺いたいのは、防衛庁の防衛局長久保卓也君ですね、この防衛局長が、日本の防衛庁を代表してアメリカ合衆国国防省代表者と一國の防衛を左右するような、こういう重要問題を取りきめておられるのです。防衛庁の一局長にこのような重大な権限をこれは付与しているのですか。

○西村(直)國務大臣 その前に先ほどのことをちょっと付言をさせていただきます。
自衛隊は百万県民あげて反対しているというふうには私は受け取っておりません。実は先般非常にお気の毒な千ばつもありました。海上自衛隊には千トン運べる給油艦、給水艦がございます。「はまな」という艦艇であります。それを差し上げ、われわれは千トンの水でも真水を毎日提供し

たらという考えもあった。しかし琉球政府の一部では必ずしもこれを歓迎しないので、御遠慮申し上げました。むしろ県民はこれを望んでおられた。今回配置します中でも、現在はアメリカの軍隊によって民生協力なり土木工事もやっておりますが、救難、救援等やっております。それだけは私は自衛隊等がそういう中で働かしてもらいたいというところも県民の一部の感情には沿うんじゃないか。ただし、いまおっしゃいましたような過去のいろいろな歴史、戦後の非常な米軍による一部の苦しみ、こういうものを考えまして、私もこの配備については慎重にやりたい、こういう決意でございます。

なお、久保・カーチス協定でございます。これは私も本会議でも御説明申し上げましたように、アメリカの駐留しておる軍の中の施設を使う。新しい施設をつくったり、施設を拡充するというような形でありません。しかもいろいろなリーダーサイトというようなものは技術的な問題と自衛隊の交代なり配置をしますには、技術的ないろいろな打ち合わせをしなければ、ただぽんと行ってぽんとかわるといような簡単なものではないのは小平さんも御存じのとおりでございます。そういうような意味から久保・カーチス協定ができた、そうしてこれはあくまでもそういう意味に私どもは理解をしていただきたい、こう思うのであります。

○小平(忠)委員 そういうのでなくて、私伺っているのは、一國の安全を、重要なこういう問題を、日本國を代表して局長がこういう取りきめ、協定をするということは、防衛庁で従来やっているのですか。そういう慣行になっているのですか。

○西村(直)國務大臣 これは防衛庁設置法の中の部隊の配置の権限というものは、防衛庁設置法のいわゆる所管の事務の一部としてやらしておるわけでありまして。

○小平(忠)委員 防衛庁の設置法のどこにありますが、そんなこと。
○西村(直)國務大臣 政府委員からお答えさせます。

○久保政府委員 防衛庁設置法の中の防衛局の所掌事務の中に部隊の配備ということがござい

ます。
なお、前段の御質問の中で、一國を代表して私がサインをしたということではございません。防衛庁長官がおきめになりました、あるいは政府がおきめになりました部隊の配備計画に従って、具体的な事務的な取りきめだけを防衛局長の所掌事務として米側と結んだこととあります。

○小平(忠)委員 すればこの協定ですね、この取りきめの内容は、そのような部分的な部隊の配置とか、そういうものではないのですか。これは、沖縄だけじゃなく、わが國の平和、わが國の安全を守るため非常に重要な取りきめをしておられるのです。それは私は非常に拡大解釈であると思う。ですから防衛庁設置法によるところの部隊の移動とか配備とか、それはけっこうでしよう。それも國を代表して他國と、外國と取りきめをするような場合に、こういうことが慣例としてもしなされておるならば、私はそれは無定見であると思う。大臣いかがですか。

○西村(直)國務大臣 先ほど申し上げましたように、私としては、防衛庁としては部隊の配備というものをきめなければならぬ、その長官の指令に従って技術的な面を久保・カーチスの間で覚書した、こういうふうな考えをしております。

○小平(忠)委員 長官の指示に従って、その指示がやはりある程度重要な、長官の権限を逸脱しないような形においてなされる取りきめ等においては私はよろしいと思うのですけれども、今回この久保・カーチス協定のようなものについては、私はやはり少し越権、いわゆる逸脱している、無定見である、こう思います。

そこで、防衛庁長官にもう一点伺いたしませんが、復帰前に自衛隊を百名余り現地に派遣をし

て、いわゆる駐留させるような考えと聞きましたが、これは事実ですか。

○西村(直)國務大臣 まだそれはきまっております。事前にはやることはまだ考えておりません。

ただ復帰がはつきりきまらして、国会の御審議がきまらして諸準備も済む段階においては、連絡のようなものは多少出さなければいけないのではないかと思います。現在まだそれはきめておりません。

○小平(忠)委員 それでは、復帰前に部隊を派遣するといふようなことは、そうしてただ準備のために連絡要員として派遣をするといふようなことだ、このように理解してよろしいですか。

○西村(直)國務大臣 いま連絡を出すこと自体もまだきめてはおりません。事柄は国会で慎重に御審議を願っております。しかし、将来協定が行なわれた場合においては、事前に部隊としてこういうものを派遣して、自衛隊として事前に行なうといふことはあります。ただかりに復帰した場合においては、復帰についてこれを円滑にやろうなためには、連絡員等の派遣といふものはあり得る場合もあるのではないかと考えております。

○小平(忠)委員 自衛隊の派遣、自衛隊のいわゆる駐とんにつきましては、沖縄県民の感情は本土のわれわれの感情とは非常に異なっているものがあるのです。これら沖縄県民のほんとうに偽らざる率直な意見を尊重して、私は慎重なる態度をとっていただきたい、こう思うのであります。

次は、公用地の暫定使用法案について伺いたします。この法案についてはすでに指摘されておりますとおり、多くの問題点があるのであります。特に本土の米軍基地については、いわゆる地位協定によって強制収用が六カ月に限られているにもかかわらず、今回の法案ではこれが五年にも及ぶといふこととあります。さらに問題なのは、自衛隊の使用する土地までこれを拡大しているという点であります。そこで、私はこれらの諸点について國民が納得する政府の所信をた

いと思うのであります。

○西村(直)國務大臣 公用地等の暫定使用法案、これにつきましては本会議またこの委員会等においても、趣旨説明において申し上げたのであります。内容はすでに御存じのとおり、安条約上に基づく米軍基地それから自衛隊の使用する基地それからその他の公共用地と申しますか、道路あるいは電気、ガス、こういうものについて、契約をできるだけ進めてまいらなければならないが、どうしても返還までに御契約できないような場合においては、しばらくの間の期間をもらって、その間に契約を進めていきたい、そういう意味での暫定使用権というものを設定する趣旨で、今回この法案の御審議を願っておりますのであります。

○小平(忠)委員 何で五年という長期の期限をきめたのですか。

○西村(直)國務大臣 内地におきましては講和条約発効後御存じのとおり九十日、三月以内に米軍が撤退したり集約したりする期間がございまして、その後さらに六カ月間暫定使用という法律、特別措置法をつくって暫定使用を認めただけであります。ですからちょうど講和条約発効後九カ月までは暫定使用の期間があったわけでありまして、今回五年である。長いではないか。おっしゃるとおり、そういう面があるかもしれないが、これは今回の一つの特長事情を私は御説明しておりますのであります。それは、一つは当時は日本国の政府のもとにおいてすでに提供されておった部分も相当多いし、国有地も多いし、そこで契約も日本国内において国の世話でお互い同士がやってくわけでありまして、非常にスムーズにやいて得る状態でありました。今回は御存じのように民有地が非常に多くて、沖縄だけで三万八千名の対象の方がおられる。そうして御存じのとおり、アメリカの施政権下にありますから非常に制約をされておる、こういうような意味から、どうしても契約をお願いすることについては時間がかかる。そしてどうしても契約ができないような場合においての権限取得のいろいろな措置というものを考

えて、五年以内という一つのあれで、五年の内容についてはいずれ政令等で対象をきめていくわけでありまして。

○小平(忠)委員 自衛隊の使用する土地まで拡大した理由は、どういうわけですか。

○西村(直)國務大臣 自衛隊というのを特殊に考えたならば、そういう御立論もできるかもしれないが、国土の守り、それから民生を穴をあけない意味で、御存じのとおり公用地を継続する、要するに引き続いてその国家機能を果たさせていく。駐留軍のほうは御存じのとおり、安条上の機能という義務であります。自衛隊公用地等、国土の守りもやはり国家機能の一つとして引き続いて継続してさしていただく、こういうような考え方で私は自衛隊も同じように今回の法律の中へ扱っておりますのであります。

○小平(忠)委員 この法案は本委員会にかけられていの中で最も重要な意味を持つ法案であります。私は劈頭に全国民が納得のできる政府の所信を明らかにしていただきたいと申し上げたのは、いまあなただけの答弁ではどうもこれは納得しないのです。長い時間をかけてここで質疑できないことは残念であります。端的に申し上げて、いわゆる沖縄の本土復帰の中で、沖縄県民もまた日本の国民もこれについては非常に疑問と、そしてこの運用について非常に関心を払っております。端的に申し上げて、その趣旨に反する、そういう見方もこれは生まれてくるのであります。したがって本件は、いま時間もありませんからあなたが簡潔に答弁されたらうけれども、この本委員会の今後の審議を通じて、ほんとうに折衝過程やいままの沖縄の現実を踏まえて、もつと国民が納得する説明がなければ、今後の運用に重大な支障を来たすと思っております。

そこで私はあえて総理大臣に次のことを提案し、お伺いしたいと思っておりますが、今後の沖縄の軍用地使用関係などを明らかに進めていきますために、政府は未解決用地あるいはつ

ぶれ地などの現状からいたしまして、この際思い切った全島的な地籍調査を実施してはどうかと思うのです。総理大臣、いかがでございましょうか。

○山中国務大臣 すでに昭和三十八年から本土政府の援助で、琉球政府において本土の国土地調査法に基づく地籍調査を行なっております。離島等は非常に順調に進んでおりまして、すでに五〇%をこえておりまして、本土平均よりもはるかに高い地籍調査を終わっておりますが、問題は戦場と化した中部、南部等における非常に混合してしまつた中において、戦争が終わつたあと立ちのかされたり、あるいは追い立てられたり、あるいはまた一カ所にばらばらに集まってきたり、人の土地であるところから家をつくつたりという土地と地域が、非常に私権の設定の判断が困難であるというところで、琉球政府の土地調査庁も非常に苦勞しておるわけでありまして、そこでいま琉球政府と相談をいたしておるわけでありまして、この沖縄の特殊事情にかんがみて、土地調査庁の職員に対する人件費の国の財政援助とともに、その調査に要する事務費、経費等を補助して、そして一番典型的な地区として与那原地区が、これは私も都合意するところでありまして、琉球側からも与那原地区の土地地籍調査が完了すれば、これは本島全部その方式でいけるといふほど、一番入り組んだ状態に置かれておりますので、この与那原地区を一つのパイロットケースとして、ここを全額国が補助をして、そして地籍調査、私権の設定ということをやってみようかと思っております。これは最終的には、私権は御承知のとおり司法によらなければ確定をしません。しかし、地域の方々が琉球政府の土地調査庁の職員と部落単位で相談をしながら進めていく作業の結果は、そのようなことを要しないで、財源措置さえしてあげればうまいくつではないかと私は考えておりますので、おっしゃるとおり、今後のあらゆる問題の前提として、沖縄における地籍調査は非常に重要でございまして、予算としても非常に重点を置いて、精力的に早くその作業を終了するようにしたいと考えております。

○小平(忠)委員 本案の運用並びにこれが解決のためには、ただいま山中長官指摘のように、私はやはりこれを全島的に、未解決地、つぶれ地の問題を明らかにする意味から言いましても、この地籍調査に精力的に取り組んでもらうことが解決の道だと思っております。

次は、自由貿易地域についてお伺いしたいのであります。今回上程されております振興開発特別措置法案によりまして、自由貿易地域の設定を予定いたしておるのであります。これは一般にいわれておる自由貿易地域とは何か言いたいがたいような感じがいたすのであります。いわゆる為替管理はそのままで、むしろ保税加工地域というような考え方が強く出されるのであります。この点政府の見解いかがでございましょうか。

○山中国務大臣 これは沖縄振興開発特別措置法案の中の第四章、自由貿易地域、ここにおおむね考え方も述べてあるわけでありまして、実情は、御承知のとおり、沖縄には現在自由貿易地域というものが現存いたしません。したがって、もし自由貿易地域をいろいろ考えてつくりたいということでありまして、いまの自由貿易地域並びにそこで操業している五社というものは、それを廃止する法律によって、何らかの国の措置を必要とする運命に追い込まれるわけでありまして、そこでいろいろ考えましたが、沖縄という立地条件の持つておる有利性を、今後計画の上に生かしたい、新生沖縄の未来図の上に生かしていききたいという願望の一環として、沖縄がやはり日本列島の最南端に位置する、しかもまた、相当大きな港湾等の設計等も可能であります。それらのことを考えますと、今後日本の原材料をほとんど外国に依存する貿易立国の前提条件の一つの克服地点として沖縄がとらえられることにおいて、私は誤りないのではないかと考えまして、これを換骨奪胎して、新しく来年は調査費をつくって、その結果どのような形で、土地を全額国が埋め立て

てただで貸すとか、いろいろなことを計画しておりますが、後ほどこれは調査を終えて、場所を決定した後に法律で特殊法人をつくってやらせたいということ、ここに書いておきますけれども、これは少しおくれますが、まずその調査にかかりたいと思います。

しかしながら、その前提としては、たゞいまお話しのように、完全なプエルトリコあるいは台湾の高雄等に見られる自由貿易地域ともややそのあり方を異にいたします。またその背景も、沖縄の場合には低賃金地域とは決していいえない。本土に比べて若干の賃金の差はあるとしても、豊富な余剰労働力ということのほうにむしろ重点を置くべきであらう。

そこでこれらの新しく設定される自由貿易地域というものを法律の上に明記いたしまして、いまの自由貿易地域もそこに移れるようにするとともに、今後それらの地域は、現在の税法上は、たゞいま御指摘のとおり、保税地域等の指定等によって行なわれるようにするとともに、その埋め立てられまして立地条件のいい地域に、場合によっては自由貿易地域以外の業者も入り込んでいけるような余地も考えていってみたいと思っておりますが、まだ最終的には固まっております。しかしながら、これらのものをつくり出す以上は、これに対して当然諸種の恩典を与えていかなければなりません。すなわち、そこに企業が立地しやすい条件をつくらなければなりませんから、先ほど申しましたとおり、土地の造成その他から始まって、いろいろな便宜的なものを造成していかなければなりません。そこに進出した企業については、本土の今日の税法では、海外投資損失準備金というものがありませんが、その海外投資損失準備金の思想をここに適用いたしまして、自由貿易地域投資損失準備金制度を創設し、それによって取得価格の二分の一を損金に算入するとともに、それを五年据え置き七年で取り出すという特例を与えることに、さらに税法上も考えておりますので、これらの諸点から、進出したいという

企業は、これはあながち日本人だけに限りませんで、外国の企業でも、そこに来てくれることによって、沖縄の人たちに原材料が入って輸出されるための加工賃を含めた労賃収入、付加価値等があるいはまた雇用市場への貢献が、そこで高まってくるというのをねらひにしておるわけであります。この点は、よほど慎重な計画とさらに細密な検討を続けた後に新しい出発をしなければならぬ、かように考えますが、さしあたりは現在ある自由貿易地域というものがつぶれないで済むという手段の一つとして考えたと同時に、換骨奪胎して、未来への新しい沖縄の像の一つを描くのに、これを足がかりにしていきたいという願いを持って、おることをお話し申し上げておきたいと存じます。

○小平(忠)委員 どうか中途はんばなものにならないように、現地において喜ばれるような考え方の上に立つて、具体的にいま考えられておりまする線を推進していただきたいと思ひます。

最後に、時間もありませんが、沖縄における食糧制度の適用について伺ひますが、この復帰特別措置法によりまして、政府の考え方は、食糧制度の適用を当分押えて、その間消費者価格の高騰を抑えるために、交付金で穴埋めしようという趣旨だと考えますが、そう理解してよろしゅうございませうか。

○山中国務大臣 穴埋めというのは、交付金ですか。(小平(忠)委員「交付金です」と呼ぶ)それは、現在の取り扱いが、農協で取り扱って、そしてあと払いで清算することになっておりますから、その金額に必要なものを交付金で支給しようという構想であります。

○小平(忠)委員 私は、沖縄に食糧法を適用しないという、その政府の配慮も一応はわからないわけではないのでありますけれども、現実に沖縄のいわゆる主食である米の値段は安いのです。したがって、これを本土の食糧法を直ちに適用した場合においては、そういう価格の面で困るから、その差額を交付金で払おうというので、結論からい

えば食糧法を適用しても同じことなです。私は、むしろ食糧法を適用しないで、この食糧のいわゆる需給の混乱、いわゆる価格の変動、これらに対しまして、確たる対処をしない、これは復帰と同時に本土と沖縄の出入りが今度は自由になりますから、その船舶・輸送を通じての食糧のいろいろいざこざがでてくると思ふのであります。私はこれはまた後日の審議過程においていろいろお尋ねをして、所信をただして、支障のないようにいたしたいと思ひますが、むしろ考え方としては、もうあつさり本土並みの食糧法を適用して、そして結局その本土でもとっている二重米価制、それをとることならば、いまの食糧法の趣旨を生かして、結局問題は、配給面の不都合な面はこれは現実には本土においても是正しているのですから、こういう考え方によって、この食糧のいわゆる需給の混乱や価格の変動を防止することがいいんでないかとすらも考えておるのであります。したがって、食糧の安定は経済の安定につながると思います。沖縄の本土復帰というこの重大な時限において、いまからこの食糧問題については混乱のないような確固たる方策をもって臨むべきであると私は考えるのであります。

私の質問申し上げた案件は、さらに各種の建設計画などにつきましてもお尋ねしたい予定でありましたが、時間が参りました。

最後に私は、総理に一点お尋ねいたしまして、質問を終わりたいと思ひますが、沖縄県民の長い間の、四半世紀に及ぶ熱願がいまや達成されんとするときに、喜んでわれわれは迎え、沖縄県民が本土に復帰するといふ姿をとるために、やはり今日その中でも大きな課題は核の問題、基地の問題、そして謀略放送とも言われるべきVOAの問題、これらについてさらに政府はほんとうに四つに取り組んで、ほんとうに全国民が喜んで沖縄県民を迎えよう、この歴史的な沖縄のいわゆる本土復帰を実現しよう、これに私は邁進していただきたいと思ふのであります。以上、私は数々の御質問を申しましたが、これらの点に対して総理の所

見を承りまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○佐藤内閣総理大臣 一日も早く祖国復帰、これを実現することが、沖縄百万同胞、同時に一億国民の熱願だ、私はかように信じてまして、これを皆さま方の協力を得てぜひとも実現したいと思ひます。その際に、たゞいま御指摘になりましたような数々の問題について、われわれが最善を尽くすことはもちろんであります。そうして不安のない、また疑惑の残らない、ほんとうに平和な安全な、日米安全保障条約も本土並みに実施される、そういうような沖縄の実現を期すること、これがわれわれの願いであるということを重ねて申し上げます。よろしくお願ひいたします。

○床次委員長 次に、武部文君の質疑を許します。

○武部委員 私は、返還協定、さらには合意された議事録、愛知書簡、さらには交換公文、こういう問題について御質問をいたしますが、重点を二つに絞って質問をいたしますので、そのように御理解をいただきたいと思ひます。

最初に極東放送に関する問題についてであります。きのうの返還協定特別委員会におきまして、同僚の山田委員より極東放送の存続についてその不当性が追及されました。本問題については、私は別な観点から政府の考え方をたしたいのであります。

佐藤・ニクソン共同声明及び愛知書簡の法的根拠について伺ひたいのであります。米國權益の擁護について述べておる共同声明の第九項を受けまして、愛知書簡が提出されておるわけでありまして、この極東放送という米國の民間放送会社の存続を認める、これは明らかに電波法第五條の精神に違反するのであります。条約でも何でもない愛知書簡で国内法に違反する、そういうことを約束する、これは政府として越権行為ではないか。同時に、普通に企業というときは、営利的事業を示すのではないかと思ふのであります。非営利的法

人である財団法人極東放送会社の存続まで約束するということとは、これまた私は必要ないことではないか、このように思うのでありますが、この点についての回答をお受けをしたいと思ひます。

○福田国務大臣 極東放送という事業体がありまして、これが沖縄で放送活動をやつておる。今回沖縄が日本に返還されるわけでありまして、そうしますと、この極東放送という放送活動ばかりじゃない、米系企業全体につきまして問題が起るわけでありまして、日本に沖縄が返還になりましたからといって、その企業がとにかく一日にして断絶状態になる、こういうことであります、これらの企業は今日まで沖縄においていろいろな活動もして、その結果沖縄の復興、発展にも貢献してきておる、そういうようなことを考えますときに、その活動をわかに存続を断絶する、こういうことは適當でない、こういうふうに考えまして、それらの米系企業の返還後における存続について愛知外務大臣がマイヤー大使に対して書簡を送りまして、わが国の方針を申し伝へたわけでありまして、その手紙の中にこの放送活動に関する問題が提起されておるわけでありまして、これは、沖縄が日本に返つてからは、この企業体がやつておつた放送活動は、これを日本の財団法人極東放送というものを予定しまして、その予定された財団法人極東放送が行なうならば、これはひとつ認めよう、こういうふうに申し上げておるわけでありまして、その愛知外務大臣の手紙に基づきまして、これをわが国の国内法に照らしまして、その法的根拠を求めるといふに、いま特例措置について御審議を求めらるために、これが現況でございます。

○武部委員 いまの外務大臣の答弁は、法的根拠について何らの説明をなされておられません。特別措置法百三十二条の問題を述べておられるだけであります。きのうの問答の中で、明らかにこれは違法である、特定な一つの私企業を書簡に基づいて存続を認める、こういう点は違反ではないか、違法である、こういう質疑が取りかわされました。

た。同時に、その時の答弁では、これは高度な政治的な妥協である、あるいはいろいろいきさつがあつた、頭越しにそういう話し合いが済んだ、取りきめられた、こういう話があつたのでありまして、ただいまの外務大臣の答弁では、この愛知書簡が法的に何の根拠もない、そういう点をあなた自身が認められた、私はそのように理解しますが、よろしゅうございませうか。

○福田国務大臣 法的根拠はたゞいま御審議をお願いしておる特別法ですね、これにあるわけなんです。それを予定いたしましたして手紙を出しておるわけでありまして。

○武部委員 そういふ本末転倒の考え方は誤りであります。そうだといたしますと、特別措置法第百三十二条第二項の、日本語による放送については財団法人極東放送を存続させるという予定のようになつておるわけございませうか。

○廣瀬国務大臣 愛知外務大臣の書簡は、極東放送会社の英語の放送については、返還協定が成立いたしましたして日本に沖縄が帰還いたしました後に、おきまして五十年間継続を認める、日本語の放送については財団法人にいたしまして日本で放送することと認めます、という内容のものだと思ふのでございませう。

そこで、極東放送会社におきましては、たゞいま日本語の放送について財団法人の設立を認めてもらいたいという許可申請が出ております。また、日本語の放送を免許してもらいたいという申請も出ておりますわけでございます。これがもしも沖縄政府におきまして、そのような処分ができません、いまに日本に帰還になるということになりますと、これは日本政府が財団法人につきましては設立を認めなければならぬ、また、放送については免許を与えなければならぬ、という問題が起つてくるわけでありまして、日本の政府に設立につきましても放送についても問題が移つてくるわけでございますが、そうなれば、日本の政府で審議をしなければならぬし、審査をしなければならぬということになりますわけでございます。

そうなりますとある程度の期間が必要であるという考えを持ちまして、たゞいま御指摘の第二項の、日本語の放送については一カ年だけ特別に、これもどうなるかわかりませんが、期間を与え、ということになつておりますわけでございます。幸いに、沖縄政府が帰還前に財団法人の設立を認める、また、放送についても免許するということになりますれば、そのまま帰還後日本に引き継がれるわけございまして、第四十八条でございまして、これによつて財団法人はそのまま認められまして、また、放送については、五十三条でございまして、これによつてそのまま認められるということになりますわけでございます。そうなりますと、いまの御指摘の第二項は不要だとも考えられますけれども、こういう規定を設けておきますと、沖縄政府におきまして帰還前に許可しあるいは免許いたしましたとしても、日本の放送としてスムーズに引き継がれるということになりますわけでございますから、このあつた場合におきましても不要な条文だとは思つていないわけでございます。

○武部委員 あなたの説明はよくわかりませんが、特別措置法百三十二条第二項では、現在の極東放送会社の日本語放送については、郵政大臣の免許を受けたものとみなして、復帰後一年間はその放送を続けることができる、こういうことになつております。この問題は、現在までできていない、きのうのお話がありました。できていないところの財団法人極東放送が、復帰後一年以内には日本語として認可されることをあらかじめ予定をしておる。もしその財団法人極東放送という法人の認可がなされた場合、これに放送局の免許を与えることを前提としておるわけでは、放送局の免許というものは、競争が出てくることは当然予想されるのでございませう。それを考えると何ら考慮をせず、財団法人極東放送に免許を与えることをあらかじめきめておる。そういう政府の態度は、現在の電波行政上まことに不当である、私はそのように見ますが、どうですか。

○廣瀬国務大臣 たゞいま競争についてお尋ねがございましたが、私どもはそういうことは予想いたしておりませんが、かりに競争というやうなことになる場合は、財団法人極東放送の申請免許につきましては、愛知外務大臣の書簡の精神によりまして、その方向で検討いたしたい、こういうふうに考えております。

○武部委員 愛知書簡の精神によつて善処する。もつと具体的にひとつお聞かせをいただきたい。競争が出た場合……

○廣瀬国務大臣 愛知外務大臣の書簡の精神につきましては、先刻外務大臣からお答えしたとおりでございます。外資系企業を、返還になつたからといって、にわかに遮断するに忍びない、そういうやうな精神によつてやつておりますわけでございます。

○武部委員 それは競争を否定するものじゃありませんか。競争というものを頭から否定しておるのじゃありませんか。どうですか。

○廣瀬国務大臣 たゞいま極東放送会社の事業といたしまして英語の放送をやつておりますし、日本語の放送もやつておるわけでございますから、その日本語の放送については、財団法人として継続して日本でやらせたいというわけなんです。

○武部委員 放送局の開設の根本的基準というのがございませう。これは「最も公共の福祉に寄与するものが優先するものとす。」こうなつておるのでございませう。したがって、内地では一つの民放をめぐつて九十幾つも競争が出て大騒ぎになつて、政治的に解決をされておるという例がたぐさある。これはもう総理も十分御承知のとおり。そういう場合に、一体、財団法人極東放送という、いまだにできもしないものを最優先的に認めて、もし返還になつたならばこれに免許を与えるのか、ごとき前提をつけておるということについて、私は非常にこれは問題があると思ふのです。総理大臣はこれをどう思ひますか。

○藤本政府委員 お答え申し上げます。

放送局の免許にあたりましては、先ほど先生がおっしゃいましたように、当然、一つの周波数に對しまして多くの局が申請があつた場合、競願処理をするわけでございまして、この極東放送の場合も、もし万一そういう事態が起きれば、やはり競願処理ということになるかと思ひます。

○武部委員 いまの答弁ならば、やや前進であります。一体今後どういふような競願が出てくるかわからない、そういう状態であるのに、財団法人極東放送を含めて、先ほど申し上げたような放送局の開設の根本的基準、「最も公共の福祉に寄与するもの」、こういうものが判定できない時点でありまして、できていないわけですから。そのときに、財団法人極東放送にあらかじめ免許を与えるというようなことは、全くこれは邪道でありまして、ましてや、きのう大出君がいろいろ質問をして、極東放送については、放送の公正という点について大いに疑問がある、これは第七心理作戦と非常に密接な関係を持つておる、そういうような点についていろいろ話がございました。こういうようなときに、財団法人極東放送にあらかじめ免許を約束しておるとおる愛知書簡、それを受けた特別措置法第三十二條第二項、これは、電波法及びそれに基づく先ほどの放送局の開設の根本的基準に照らして大いに疑義があるわけでありまして、したがつて、私は、この愛知書簡というものは、特別措置法第三十二條ともに撤回すべきものである、このように思ひますが、いかがですか。

○福田國務大臣 愛知書簡は、この特別措置法第三十二條が成立することを前提として出しておるわけなのであります。ぜひともこれを御承認くださるようお願い申し上げます。

○武部委員 そういふ答弁は答弁にならぬのであります。少なくとも、この放送局の申請というものは、これは国民の権利として自由なのであります。それを頭で、高度の政治的判断によつて、愛知書簡なるものによつて結んでおることに問題があるものであります。ましてや、この財団法人極東放送は現実にはないのであります。できていないのであります。そういうものを、この書簡によつて特別措置法にその条文を規定するということは、全くこれは誤りである、私はそのように思ひます。したがつて、これはあくまでも撤回すべきである、こう思ひますが、再度外務大臣の答弁をいただきたい。

○福田國務大臣 極東放送は、財団法人極東放送に実体的にその事業の大部分を引き継ぐ、こういうことになるわけですから。しかし、それについては国内法を要する。そこで特例法をいまいをお願いいたします。おのづからありますが、愛知書簡におきましては、日本の法令の手続によつてこの免許をいたします。こう申し上げているので、百三十二條についてひとつ御承認をお願いしておる、こう申し上げておるわけでありまして。

○武部委員 それならば、再度確認をいたしますが、ただいま電波監理局長からの話もありました、競願を認める、よろしゅうございませぬ。

○藤本政府委員 お答え申し上げます。

○藤本政府委員 先ほど競願処理をするというのを申し上げたわけですが、これは、まだあくまでも仮定の問題でございまして、現在まだどういふことになるかわからない、また、財団法人自体につきましても、現在申請中でございまして、そして、先ほど外務大臣がおっしゃいましたように、これは日本国の法令に照らして免許するということになるわけでございますので、私どもとしましては、十分そういう点を検討して処理をするということになると思ひます。

○武部委員 回りくどい答弁ではなしに、競願が出れば、当然法律に基づいて処理をする、このように理解してよろしゅうございませぬ。外務大臣、どうですか。

○廣瀬國務大臣 日本の国内法、つまり電波法、放送法を適用するということになっておりますので、そういう法律で定めております競願の場合のルールに従つてやりたいと思つております。

○武部委員 これは条約ではなく書簡でありますから、当然日本の法律に基づいて処理をすべきものである、このように理解をいたします。

○武部委員 私は、先ほど小平委員からも質問がございましたVOAの問題について、政府の見解をただしたいと思ひます。

VOAは、アメリカに本部を置く、アメリカ國務省の放送であるという先ほど答弁がございましたが、世界各國にいかなる中継局を持つておるか、その点はいかがですか。

○福田國務大臣 政府委員からお答えいたします。

○吉野政府委員 お答えいたします。

VOAの放送ないしは中継の施設は、西独、フィリピン、セイロン、リベリアその他にございまして、(その他といふのはどこだ)と呼ぶ者あり)英国、モロッコ、ギリシア、タイでございまして。

○武部委員 中継局が置かれておる国は、十カ国、十二カ所というふうに理解してよろしゅうございませぬか。

○吉野政府委員 十カ国、十二カ所でございまして。

○武部委員 先ほど外務大臣は、アメリカに本部があつて、何か出張所や出店があるようなお話でございましたが、そんなまやかしなものではないのであります。出張所や出店のような、そういう感覚でVOA問題を取り扱うということに私は大きな疑問を持つております。少なくとも一千キロワットにのぼる出力を持つておる、たいへんなこれは中継局なのであります。ただいま十カ国、十二カ所、こういうことをおっしゃったわけでありまして、一体、このVOA放送というのは、どのような目的をもって設立をされ、どのような番組放送をし、どのような内容を放送しておるものと政府は見えておりますか。

○福田國務大臣 VOAは、それが各地にあると、いま明らかにされたとおりであります。その置かれておる土地の事情事情で多少のニュアンスの違いはありますが、主としてアメリカの情報

の周知徹底、また、アメリカの政府の政策の広報、そういうようなことに従事しておる、かように承知しております。

○武部委員 先ほどの小平委員の質問のときには、謀略放送ではない、客観的事実を伝えておる、政策の浸透をしておる。ただいまは、情報の浸透と、こういうことをおっしゃった。それは、現実には放送の内容をお聞きになつて、そのように判断をされておるのであります。

○福田國務大臣 これは全部聞いているというわけじゃございませんけれども、一部についてはテ

ープを聞いております。

○武部委員 外務大臣は、このVOAの内容の質問に對して「米政府に照会した結果、軍事活動ではなく、広義の戦略であつて、信頼できる、正確で客観的な報道をしておる、こういうふうに、たしか十一月四日だつたと思ひますが、参議院の予算委員会でも述べております。廣瀬大臣は、きわめて穏やかな内容のようだ、こういう答弁でありました。私は沖繩へ参りまして現実にVOAに参つたのであります。そのデビッド所長に會つたとき、所長はわれわれに對して、その放送の内容について次のように述べました。

この放送内容は、主としてニュース、文化放送、音楽、アポロ計画、こういうものの実況放送で、宣伝放送ではないと思つておる。一体放送する目的は何なのか、こういう質問に對して、直接接合できない國の人々に情報を提供するのが目的であつて、日本のNHKの海外放送と同じようなものだ、こういう答弁があつたのであります。さらに、私も、中継局のデビッド所長から渡されたVOAのあらましというものを見たのであります。これによりまして、沖繩におけるVOAのあらましとして、ソ連及び共産中國の支配下にある人々との間のコミュニケーションのおもな手段として存在するものだ、こういうようなことが書かれたものをもらったのであります。

ここに、沖繩で刊行された、VOAに関する高

スの違ひはありますが、主としてアメリカの情報

の周知徹底、また、アメリカの政府の政策の広報、

そういうようなことに従事しておる、かように承知しております。

○武部委員 先ほどの小平委員の質問のときには、謀略放送ではない、客観的事実を伝えておる、政策の浸透をしておる。ただいまは、情報の浸透と、こういうことをおっしゃった。それは、現実には放送の内容をお聞きになつて、そのように判断をされておるのであります。

等弁務官の発行したものがあるわけであり、これが、これにより、高さ八十一メートルの大きな鉄塔が六つ、大体いまの世界でこのような大きな放送塔はない、そして、これは鉄のカーテンの向こう側に住んでおる世界の人の三分の一、これは世の中のほんとうのことについて耳をふさがれておる、したがって、彼らを支配しているものにとっては都合のよいことかも知れない。しかし、読んだり聞いたりできないのだから、共産諸国の人々にも世界のニュースやあるいは情報を電波に乗せて知らせることはたいへん重要な仕事である。なぜなら、共産諸国内の大多数の人々は労働者と農民であって、世界のことを知る方法がない。あつても、政府がそれを統制して、都合の悪いことは知らせない、こういう内容を書いているのであります。これはきのう大出君も述べておった、極東放送の内容が発表されておった「守礼の光」という、アメリカの——婦属は高等弁務官に所属する、こういう内容の文書であつて、これは第七心理作戦部隊第十五分遣隊で編集、配付されたのであります。九万七千部毎月発行しておる。そして同じくサイモン報告書によりまして、この「守礼の光」は、明らかに沖繩高等弁務官に帰属するものなのであります。そこで、私は、このアメリカ広報庁、そして第七心理部隊、これが一体となつて、VOA、これを通じて謀略放送をやつておる、こういうことをこの文書の中から明らかにうかがい知ることができるとあります。

もので、特選でわれわれは翻訳したり、持ってきたものではないのであります。これは同日のものであります。これを翻訳をしてみたいところが、次のような内容が明らかになってきました。これは、外務大臣、よく聞いていただきたい。あなたのおっしゃっているような内容、あるいはきわめて常識的な内容を持った放送だということにはならぬと思ふのであります。

たとえば五月二十八日、これはロシア語の放送であります。この放送は、内容をずっと全般的に最後までこれを読んでおきますと、きわめて巧妙な放送をやつておるのであります。あとでほかの国の協定文にも触れて申し上げたいと思うのでありますが、最初は女の声、順次かわつて女と男が交互に放送いたします。こちらはワシントンVOA放送局です。ラジオをお聞きの親愛なる皆さん、こんにちは。から始まつて、ニュースの番組を最初流すのであります。そうして、その中に、まずこのロシア語放送で「モスクワの西側記者が伝えるところによると、半年前に米國に亡命しようとした、リトアニアの船員に對し十年の刑が言い渡された。詳しいことは半時間後にお送りします。」そのあと、当日起きた世界各地のいろんな断片的なニュースが入つてくるのであります。そうして、音楽が入つたり、いろんなダンスのことが入つたりして、再びこの問題が出てくるのであります。

「アメリカは、リガで行なわれた四人のユダヤ人に対する裁判事件に對してソ連を非難した。米國國務省は、同裁判で下された有罪判決の内容は、多くの國々では罪とみなしてない」と述べている。同國務省は、反ソ宣伝をしたかどで、四人の被告に對してリガ市で行なわれた裁判は基本的人權を侵すものであると述べた。さらに同省は、ソ連でいまなお続いている秘密裁判のあらわれは、アメリカの深く憂へるところであると述べた。こうして「リガで行なわれた裁判で四人の被告はイスラエルから入手した反ソ資料を流布したかどで有罪となつた。被告は一年から三年の禁錮

刑を宣告された。」そしてその次に、先ほど申し上げた「モスクワの西側記者の伝えるところ」といって、「米國に亡命を求めようとしたリトアニアの船員シマス・クジルカは、リトアニア共和國最高裁で、十年の禁錮刑を宣告された。」あと読めません。どのような経過で亡命しようとして、それがアメリカの沿岸警備艦に乗り移つたところが、ソ連の船員が力づくで彼をソ連船に引き戻し、そうして船員に對する同情と沿岸警備艦に對する非難の聲があがつて、結果的には、アメリカの沿岸警備艦の艦長は他の職に回され、沿岸警備の海軍将官とキャプテンは退職させられた、こういう内容がこゝで報道されて、またずっとほかのことが出て、またぞろ「モスクワの西側記者の伝えるところによると、」半年前に米國に亡命しようとしたリトアニアの船員に對して十年の刑が言い渡された。」三回、このただ一つの放送の中に、ソビエトを非難する文章が出てくるのであります。これは解説を含めて述べられておるのであります。一体、それならばソビエトの刑法はどういう刑法を制定しておるのか、明らかにこれはソビエトの刑法に從つた判決であります。こういう内容になつておるのであります。これは五月二十八日のロシア語放送であります。

さらに、今度は五月三十一日の朝鮮語の放送、これは北朝鮮向けであります。これは「世界のきのうときょう」という番組であります。ソ連が職業的なスパイと暗殺者を訓練して使つていふという事実は、全世界によく知られていふが、その中でも特に有名なのは、一九六一年西側に亡命し、自分の過去のすべてを告発したボクダンスタンスキーです。以下、長々と物語式に、このソ連が職業的なスパイと暗殺者をいかに使つたかということが、るる放送されておるのであります。

さらに中国語、これは同じように私どもがもつて帰つた五月二十八日の夜の中国語ニュースであります。これも全部翻訳をしてみました。これは明らかに——全部読むわけにいきませんから、こういう内容だということだけであります。

「中共が何とかして、アジアの隣國との關係を改善しようとしていふとき、北京の宣伝機關は暴力革命に對する支持を重ねて述べている。以下は、VOA時事問題分析員ペイヤーが「北京外交政策の矛盾現象について」の評論であります。」これは評論であります。そうして「北京がアジアの隣國に對してとつていふ外交政策は、北京の解説者にとっては実に明確であり、論理になつたものであるかも知れませんが、外部の者には奇怪に感じ、理解しがたいのであります。北京は一方では、フィリピン、ビルマ、タイ、マレーシアなどの國との關係を改善したいと表明してあります。このため、宣伝面でもビルマ、タイ及びマレーシア三國內で進められていふ中共式武装革命運動に對する支持は少なくなつてきました。しかし他の一方では、北京の重要な新聞や刊行物は最近論文を発表し、あらためて北京がアジアその他世界各地の政府を転覆させる革命運動を支持すると声明してあります。」

こういう論文が解説としてずっと長々と続いているのであります。たいへん長いものですから、最後まで読み上げることができませんが、しかし、この中で最後に、「中國大陸は依然として非常に貧乏である。だから中國の共產主義者は、ソ連の共產主義者より政治思想をさらに重要視してゐる。」しかも最後に、要するに「北京が二面外交政策をとる原因が何であらうとも、北京が暴力革命を支持してゐることのほんとうのねらいが何であるかという、アジア人のさまざまな疑念を減少させることはできない。」

これはただ単なる、外務大臣が言つておるような、客觀的事實を伝えたニュースではないのであります。これは明らかに解説であります。そうしてこの放送は、非常に強い、千キロワットの中波で、その指向性は、中國語は北京であります。いま一点は、朝鮮語は同じように指向性は平壤に向けておられます。中國語はウラジオストクに向けておられるのであります。最初読み上げたロシア語は、沿海州を中心とした極東ソ連地区とサハリンにこ

の放送は及ぶということが、私どもがこの中継局からいただいた資料に歴然といたしておるのであります。そういうような内容を持った放送が毎日続けられておる。そしてこれには、必ず全般的に、全部の番組を通して一つの目玉番組があるのであります。ここが問題なのであります。これをし、まことに穏やかな番組で、そして何らの主観的な放送ではない、客観的な事実をそのまま伝えておるといふふうに外務大臣は思ひになりますか。いかがですか。

○福田外務大臣 私は、各地にそういうVOAという放送中継局があつて、各地に、その地によって多少のニュアンスの違いがある、こういうふうにして、特に中国、朝鮮半島、そういうところに対する放送を重要視しておる、そういうふうなことになるのだらう、こういうふうな思ひます。私どもがテープを取り寄せてみたところでは、さほど気にとめるようなこともなかった、また、中国からこれに対する反響、批判、こういうようなものがあつたという話は、そう私も聞いておりませんが、それは、その内容がいまおっしゃるような激しいものでないのじゃないか、こういうような感じがいたすわけでありす。

いずれにいたしましても、私が申し上げることは、いま施政権が米側にある、そういうことで多少の問題のあるところはあろうと私も思ひます。思ひますけれども、これが日本に返還されまして、返還後におきましては、日本はこの運営につきましても十分に参画し得るわけでありするから、御安心願ひたい、かように申し上げたいのであります。

○武部委員 私は、いま全部読み上げるわけにきませんので、ほんの二、三だけ申し上げましたが、いま外務大臣は、自分が聞いておるテープの内容と違つて、おそろく、あなたのぐらんになつたのはこれだろつと思つて、これは私も持つておりますが、この内容はほとんど中が抜かれておるの

であります。ほとんど大事なところはないのであります。全部を見なければ、一貫をしてその放送がどのような目的をもつてなされておるかということが判断できないのであります。ただ単なる最初の項だけ聞いてみたり、あとの項で聞いてみたり、そういうことでは、この放送のねらいというものを知ることはできないのであります。われわれはそのように感じておるのであります。それならば、このVOAの放送がどのような役割を果たしたかといふ一つの実事を申し上げたいと思ひます。

ニューヨーク・タイムズが、ベトナム戦争におけるアメリカ国防総省の秘密報告書をつまびいて、問題になりました。この報告書に掲載された分析及び資料の中に、VOAの役割が具体的に記載されておるのであります。六三年、例のゴ・ジン・ジェム政権に対するクーデターが起つたときに、その主役はズオン・ベン・ミン中將、そしていま大統領であるグエン・ベン・チュウ氏は、当時大佐として第五師団長として参画をした。これがはつきりとニューヨーク・タイムズに資料として載つております。八月二十九日、ミン中將は、アメリカの支持を裏切つてその証拠として彼が望んだのは、ワシントンがゴ・ジン・ジェム政権に対する経済援助を停止することだつた。これは資料六十九に明らかに記載されております。そして八月三十一日、アメリカ國務省において開かれた首脳会議、ジョンソン副大統領及び各長官、政府首脳、これにCIA代表が参加をし、この資料は七十四、これによると、援助停止についてVOA発表がきつて重要であつたことを認め、米国の援助停止に関するVOAの発表のあと、ゴ・ジン・ジェム一家の追放に大きな希望を持った民衆といふ、もう一つ新しい要素が生れたとつけ加えておるのであります。これは明らかにVOA放送がこのゴ・ジン・ジェム政権クーデターの際に大きな役割を果たして、経済援助をゴ・ジン・ジェム政権に対してはアメリカはしないといふ放送を次々とやつて、そのこと

によつてこのゴ・ジン・ジェム政権転覆のクーデターは成功したと、このように書いておるのであります。

これは明らかにVOAが謀略放送によつて大きな役割を果たしたことを認める、同時に、これにCIAが参加をしておる。このことこそ私はVOA放送の本質だと思つておる。このことこそ私は事実についてどうお考えになりますか。

○福田外務大臣

そういう事実は私は承知いたしております。

○吉野政府委員 このニューヨーク・タイムズがすつと抜いて称するペンタゴンのいわゆる書類でございしますが、これは、その性格はまだはつきりしないのでございしますが、いづれにせよ、米國政府としては正式に米國政府内の書類だといふことは認めておられません。内容は、主としてベトナム戦争につきまして学者や各専門家にいろいろの意見を言わして、これを一種の参考書類として、米國の國防省がファイイルしたものでございまして、したがつて、中には、個人的なメモだとか、いろいろなものが入つております。いづれにせよ、いままでのところ、アメリカ政府といたしましては、政府の正式な文書、政策をあらわす文書としてはこれは認めておりません。

○武部委員 このニューヨーク・タイムズの米國務省の秘密報告書の問題は、連邦の裁判所でも問題になつて、たいへんな大きな反響を世界に呼び起したことは、御承知のとおりであります。その具体的な資料が明確に國民の前に明らかになつておる。世界の人民の目に明らかになつておる。これをあなたのほうは否定をされるのですか。

○吉野政府委員 これが裁判問題にもなりまして、だれがこのような國防省のいわゆる秘密文書を外に持ち出して発表したかとか、そういうことにつきましては裁判されたことは承知しております。しかしながら、この文書の性格につきましては、先ほど申し上げましたとおり、米國政府としては、これは政策の書類ではないのだ、あくまでも政策をつくるための参考資料として編

集したものである。しかしながら、いづれにせよ、いまだ、この中に書いてあることを米國政府が全部真実だといふことは決して認めておりません。

○武部委員 私はこのテープを持つてきたり、いろいろなことをしたのは、少なくとも参議院の予算委員会なりあるいは当沖繩特別委員会が政府側の答弁を聞いておられますと、全くこのVOAという放送は、NHKの海外放送みたいな、内容はまことに穏やかな、事実を事実として伝えておる、ニュースだけを伝えたりあるいは音楽を伝えたり、そういうような内容を持ったものだといふ認識の上に政府の皆さんが立つておる、これは明らかに間違ひではないかといふことを、私は具体的にテープをもつてその内容を皆さんに訴え、さらには、この現実の問題だけではなしに、かつてベトナムでそういう事実があつて、それをニューヨーク・タイムズが全部すつと抜いておる。ここに具体的に資料を——だれが出したかといふことを全部すつと抜いておるのです。そして、VOAがきつて謀略的な役割を買つて、ゴ・ジン・ジェム政権転覆の大きな役割を果たしたと評価されておるのです。そういう事実を政府側はお認めになるかどうか、知つておられますか、こういうことを言つておる。

○福田外務大臣 私は先ほどから、VOAというのは、アメリカのニュースを伝えたりあるいは広報の活動をする、主としてそういうことを申し上げておるわけでありす。しかし、これはあそこでもやつておるであらうといふことは想像はしております。しかし、私が申し上げたいのは、いま施政権下で、その文句を言えないのです。問題は、返還後になつたらどうなるのだといふことであります。返還後におきましては、これが整然と運営されるように仕組みもできておる、こういうことを申し上げておるのです。

○武部委員 このVOAの返還問題が公になつたときに、電波法をはずかつておる郵政省も反対、

ましてや愛知外務大臣も当初反対をしておった。ところが、いつの間にか、何の抵抗もなしにこの協定第八条の中にそれが出てきた。そうして交換公文の中にそれがうたわれ、こういううかつこうになってきた。一体VOAの本質を知って交渉しておったのかどうか、私はそれが問題だと思ふのです。VOAというものが一体いかなる内容を持った放送であるのか、それが一体近隣の諸国に対してどういう影響を与えておるのか、こういうことを一体認識をされておったのか。このVOAの存続の問題についてアメリカから強い要請があったにしても、どういう認識で交渉されたのか、その点がいへん疑問なのである。したがって、私は具体的な事実をあげて、こういうことを承知の上で交渉されたのかどうか、そういう政府の姿勢が知りたい、そういうことであります。

○福田国務大臣 VOAにつきましては、これが抜いて非常に慎重を期したのであります。その慎重な考えを示した、その交渉に当たりました吉野局長がおられますから、吉野局長から当時の状況を説明させます。

○吉野政府委員 VOAにつきましては、われわれも当時交渉の最中にいろいろの資料で性格を調べ、かつ、どの国にどういうような施設があるかというようなことも研究した次第であります。なお、その過程におきまして、彼らからテープを大きな箱に入れて十箱ぐらい提供させまして、そしてその中から適当に引き抜きまして、そしてこれらを聴取しまして、いま先生のおっしゃられたような内容もありました。しかしながら、いづれにせよ、これは米国がやっておる放送であるから、ともかくその限りにおいては……(さつき知らないと言ったじゃないかと呼ぶ者あり)いづれにせよ、これらの放送内容は、われわれの見解では、あくまでもニュース、ニュース解説のたぐいである、こういうふうに判断した次第でございます。(発言する者あり)——ニュース解説と申しました。いづれにせよ、このVOA自身は過去十八年間沖縄においてやっておりまして、これを

突然やめてくれと言っても、先方はあくまでもがらばってこれを認めなかった。そしてこの問題は、単に沖縄におけるVOAだけの問題ではなくて、まあいざ日本全体の沖縄交渉に対する交渉の一環として処理しなければならぬ、こういうことでございまして、したがって、いろいろ交渉した結果、結局五年間は認めざるを得ない、しかしながら、二年後にその将来の活動について協議する、こういうことで妥結をした次第でございます。

○武部委員 いまお聞きいたしますと、大きな箱に十箱もテープを提供されて、それを翻訳して見たという答弁でございました。それならば、私がたつた四つや五つ持って帰ってここで説明したより以上のものが出てくるはずであります。なぜならば、このテープ以外の、私はここへまだ傍受したものを持っておるのであります。読み上げませんが、大体似たり寄つたりです。あなたは、ニュースその他とおっしゃるが、この放送の大半を占めるのはニュース解説であります。そうして、VOA時事解説員、分析員なる者が出てきて、西側放送の伝えるところによればとか、あるいはどここの有力筋が伝えるところによればとか、そういうまことに抽象的な内容の人がいろいろ解説をして、それが放送されておるのです。ですから私は、外務大臣や郵政大臣が言っておるような内容でないというところを、この六つか七つの内容をいさいに検討してみても、そういうふうに承知をしたわけですから、あなたも十箱にのぼるところの膨大なテープを持っておるということになれば、先ほどの南ベトナムにおけるところのあやうい問題もおそらくあるに違いない。そういうような内容について、一体、それでもなお外務省は、この放送が全く穏やかな放送で、そうして何ら謀略的な心理作戦の一翼をになつていない放送だ、たいしたことはない、そのように感じておりますか。

○吉野政府委員 われわれといたしましては、返還後は、いづれにせよ、彼らの番組に対してましては、わがほうの意見を述べる事ができる、こういうことになっておりますから、返還後はそのように取り扱うことにいたしております。

(発言する者あり)

○床次委員長 静粛にお願いいたします。

○武部委員 私がここで政府の見解を求めておりますのは、VOA返還の交渉に対する政府の認識、それに基づく態度、これが問題だというのであります。少なくとも、いままで何人かの先輩、同僚の皆さんが政府にこの問題をただしておるその背景はそこにあるのであります。一体VOAという放送はどのような内容を持った放送なのか、この点について政府に質問をすると、さつきから言うように、たいしたことはない、また、わからぬと、こういうことで政府の答弁が済んでおるのであります。その結果、政府は交渉はしたけれども、完全に向こうの言いなりになって、VOAを五年間認めざるを得ない、こういうことになったでしょう。

したがって、私がいま申し上げておるのは、政府にそれだけの資料があるとするならば、すでに私も以前から資料の要求をいたしておるのであります。それに対していまだに資料は全然提出されません。もうすでに正規に資料の提出を求めておるのであります。委員長からただいまの資料の提出をひとつ要求してください。

○床次委員長 資料の提出につきましては、理事会にはかりまして善処いたしたいと存じます。

○武部委員 それでは、あとでまたVOAの性格について関係がありますから、さらに質問をいたします。

沖縄に……

(発言する者あり)

○床次委員長 静粛にお願いいたします。

○武部委員 沖縄に「国連軍の声」という放送がありますが、これはいかなる放送か、御存じでございいますか。

○福田国務大臣 どうも不規則発言がうるさくて聞き取れなかったのです。もう一度お願い申し上げます。

○吉野政府委員 この「国連軍の声」は、六月三十日をもって廃止されました。

○武部委員 ただいま六月三十日をもって廃止をされたということですが、それは一体どのような根拠に基づいて御承知になったわけですか。

○吉野政府委員 米側がそのようなことを言明しております。

○武部委員 それは、アメリカが日本の外務省に対してそのように通知をしてきたわけですか。

○吉野政府委員 米側といたしましては、特にこのようなことをわれわれに正式に通告してくる理由はないと思いますが、好意的にわれわれに口頭で伝えてまいりました。

○武部委員 それは、六月三十日をもって「国連軍の声」放送というものを全面的にこれを廃止したのか、それとも中止したのか、その点はいずれですか。

○吉野政府委員 これは廃止したわけでございます。

○武部委員 これはVOA放送と関係があるので御質問いたしましたわけでありまして、

私どもの調査によりますと、この「国連軍の声」放送というのは、一九七一年のワールド・ラジオ・テレビジョン・ハンドブックというデンマークの雑誌にその内容が記載されております。これは沖縄の具志川市の平良川というところに送信所がある放送局でありまして、第十四心理作戦大隊第十六中隊、これが「国連軍の声」の放送を担当する隊である。そして、これは大体周波数二つでもって、電力は二十キロワットを二つ、対象放送区域は北朝鮮となつておるのであります。そして、この放

送はずっと続けられておったのであります。この放送が六月三十日まで、北朝鮮を対象に続けられておった。その内容について、外務省は御存じでしょうか。

○吉野政府委員 この内容につきましては、われわれは承知しております。

○武部委員 ただいま外務省は廃止ということをおっしゃったわけですが、六月十七日、沖縄返還協定調印の日のソウル放送によりまして、いまおっしゃったように、六月三十日付で、「国連軍の声」放送局は朝鮮における活動を停止する。これは韓国放送施設の放送範囲と能力が拡大しているからである。なお、国連軍放送の活動停止により、VOAは、「国連軍の声」放送局の若干の現地施設を利用し、北朝鮮への番組の中継を行なうとのことですが、こういうソウル放送が行なわれておるのを御承知でございますか。

○吉野政府委員

〔発言する者あり〕

○床次委員長 静粛にお願いいたします。

○吉野政府委員 失礼いたしました。いまの前言は取り消させていただきます。

実は、電報を打ちまして、すでに調査を依頼しております。

○武部委員 私がこれを申し上げておりますのは、この具志川市の平良川送信所から韓国に向けて放送をし、韓国の放送局がそれを受信して北朝鮮に放送しておるのであります。そういう、沖縄から韓国に向けて放送し、韓国が中継をして北朝鮮、こういうのをとっておるから、これはVOAと関係があると私は考えたから質問しておるのであります。やはりソウル放送は、今後の「国連軍の声」が沖縄本島から韓国へ向けて放送されることについては、六月三十日をもって一応中止する、こういうことになったが、VOAに肩がわりをするという放送があつておるわけですから、これは、今後のVOA放送の取り扱いとをきわめて重要な関連を持つわけでありまして、

そこで、この沖縄における施設及び区域に関する解説書のA表の三十四に平良川送信所というのがございまして、これはいま外務省が述べになった、廃止をされた「国連軍の声」の放送局のあるところでありまして、これがA表第三十四にこのまま残つておるということはどういうことなのか疑問に思いますが、いかがでしょうか。

○吉野政府委員 この平良川の基地は、いまわれわれの知つておる限りでは、特に何もやっておりません。失礼いたします。前言取り消ささせていただきます。中継活動もやっております。

○武部委員 そういたしますと、沖縄における施設及び区域に関する解説書の中に「国連軍の声」放送であるところの平良川送信所がこのままA表に残つておる。この任務は、韓国に向けての国連軍の送信所でありまして、これが中止をした、廃止をしたという事になれば、この平良川送信所というものは一体何のためにこへ残るのですか。

○吉野政府委員 この平良川の基地は、いわゆる沖縄の通信基地の一つとして通信活動はしております。

○武部委員 いまあなたは、平良川送信所は活動を停止した。——この平良川送信所というのは、沖縄から韓国に向けて「国連軍の声」を送信しておる唯一の放送局、送信所でありまして、それが全部六月三十日をもって「国連軍の声」の放送は中止になった、廃止になった。それ以後は何をやつておるのですか。

○吉野政府委員 沖縄には、御存じのとおり各地に通信所がございます。そして、それらの通信施設はお互いに連絡しまして、それぞれ軍の関係の通信をしておるわけでございます。その意味の通信はいまでも続けております。しかしながら、先生の御指摘のとおり、「国連軍の声」に関する限りは、もはや中継放送をしておりません。

○武部委員 そうすると再度お尋ねいたしますが、平良川送信所というのは「国連軍の声」、それだけではなしに他の放送もやっておった、そのようにあなた方は理解しておるのですか。

○吉野政府委員 先ほど申し上げましたように、これは通信所の一つでございますから、その意味で軍内部の通信をしております。しかしながら、これは放送ではございません。

○武部委員 ただいまの回答と私のほうの認識に、いささか食い違いがあるようであります。しかし、これはよくわかりませんから、私どもも調査をしてみなければなりません。

そこで、最初の問題に若干返ります。一つ落としておいたわけですが、VOAの送信所、受信所、それから本部、これが三つ分かれて沖縄本島にあるようでありまして、この三つの総面積、これはどのくらいでありますか。

○吉野政府委員 いま各機関の総面積は調査中でございますが、奥間にいわゆる発信所、それから万座毛に受信所、それから嘉手納に本部がございます。〔面積は〕と呼ぶ者あり。面積につきましては、国頭の奥間の送信所は約十六万四千坪、それから万座毛の受信所は約十四万八千坪、それから本部は嘉手納の基地の中にございますから、これは全体として考えていただきたい、こういうことでございます。

○武部委員 私どもが現地で聞きました所長からの説明によりますと、三つ合わせて約三十五万坪の地域をこのVOA放送が使用しておるといふ話でありました。このVOAの本部は、嘉手納空軍基地の中にあるわけでありまして、一体これは今後どのようになるのでありますか。

○吉野政府委員 このVOAは政府機関でありまして、軍の施設でございせんから、これは当然軍の施設から切り離されまして、普通の一般の開放された地域になるわけでございます。ただし、VOAがおそらく現地の地主と直接に契約しまして、今後も続けることになるだろうと思っております。

○武部委員 私は、先ほどから「国連軍の声」のことについていろいろお聞きをいたしました。内容があまりわからなかつたというところでありまして、実は、この「国連軍の声」という放送は、アメリカの国会で非常に論議がなされておるのであります。これはサイモン・議事録によりまして、明らかに「国連軍の声」より反共的で、現在の緊張を緩和するどころか、緊張をさらに増すものであつて、まことに遺憾であるという、そういうことが随所にこの議事録の中に出てまゐるのであります。そして、明らかにこの内容は、この議事録から判断をいたしますと、北朝鮮の政府がかわらなければ、転覆しなければ朝鮮の緊張というものは緩和できないという、そういう趣旨に基づいて、一日十八時間の放送を毎日連続して沖縄から韓国を経由して、そして、沖縄にある先ほど言った第十五分遣隊がこれをつくつて、それを韓国に中継をして、北朝鮮にこれを放送しておつた、そういう事実がございまして。

そこで、先ほど申し上げるように、これが廃止になったが、一部VOAに肩がわりされるのではないかと、こういうことを韓国の放送はいたしておるのであります。そこで、私が問題にしたいのは、この「国連軍の声」というのは、この議事録から見ても、明らかに謀略放送であります。これを認め、あまりにも謀略の度が強いからこれを何とかしなければならぬというの、このサイモン・議事録の中に随所に出てくる内容なのであります。ところが、このサイモン・議事録の中に、VOAと「国連軍の声」とは同じものだという証言がなされておるのであります。ということはいま韓国から北朝鮮に行なわれておる謀略放送とVOAの放送の精神とは軌を一にするということ、よくよくこのサイモン・議事録の中にはつきりと書かれておるのであります。

私どもは、そういうことから考えて、政府の皆さんは知つていなかった、われわれもつい最近まで、これがどのような内容を放送しておるものであるやらなかなか知ることができなかった。しか

し、現実にはそれを知ることができたはずであり
ます。それを今日まで何ら内容を知らず、また、
私が申し上げるようなそういう認識でVOAの返
還について交渉に臨まれたということは、国民と
してはまことに遺憾千万だと思ふのです。そうし
て、明らかに安保条約に、地位協定に該当しない
このVOAを、しかもわが国の電波法第五条の精
神に違反をしてVOAを認めるといふ、そういう
ことは一併許されていかどうか、私は、この点
について、いままでのやりとりの経過を聞きなが
ら総理大臣はどのようにお考えになっておるか、
これをお聞きしたいと思ふます。

○佐藤内閣総理大臣 VOAあるいは「国連軍の
声」その他について、いろいろ武部君から資料に
基づいてのお話がありました。また、当方から
もこれについていろいろ応答いたしております。
現状において、とにかく施政権がアメリカにあ
る、そういうものにおいていろいろ行なわれてお
ること、それをわれわれがつまびらかにしておら
ないこと、これはどうもやむを得ないと思いま
す。したがって、この点はお許しを得たいと思
います。

また、今回の返還協定、これを調印をいたしま
すに際しまして、VOAは困るということでは
ない、強い抵抗をいたしたことは、もう数度の
説明で御了承だと思ふます。最後になりました、
やむを得ずわれわれは、VOAをしばらくの期間
これを存続するというに了承せざるを得な
かった、こういう実情がございします。

しかし、ただいま言われるように、現状におい
てVOAがこういう活動をしている、ああいう活
動をしている、こういうようなものが十分指摘さ
れたのでありますから、返還後においてさような
ことが重ねて行なわれぬように、われわれのほ
うにおきましても十分注意するつもりでありま
す。この点については、すでにVOAを存続さす
際に十分注意させて、そうして、ただ単なるアメ
リカの広報活動だ、そうしてこれは穏やかなもの
だ、こういうような言質もとっておるのでござい

ますから、なおわれわれが今後監視することも容
易だ、また強いわれわれの資料に基づいての抗議
もできることだ、かように私思ひますので、さ
ように御了承いただきたいと思ひます。

○武部委員 私は、佐藤内閣がこの返還協定の中
で、VOAの取り扱いをめぐって、強い姿勢でア
メリカと折衝されたとは考えないのであります。
それは、少なくとも内容について御承知でないか
らであります。また、知ろうという努力が私はな
されていなかったと思う。そういう面では、強い姿
勢ではなかったと思わざるを得ないのであります
が、しかし、返還後においてはいろいろな方法を
講ずるとおっしゃっておる。しかし、それはまた
具体的にあとで申し上げますが、非常にできにく
いことなのであります。そういうことで私どもは
納得できないのであります。それは具体的に申し
上げます。

そこで、協定第八条後段に、「二年後に将来の
運営について協議に入る。」というところになつて
おりますが、その協議の対象事項は具体的に何
一体何であるか、これが一点。特に二年というこ
とにしたという意味があるのかどうか、これが第二
点。「将来の運営」とあるが、この将来とは五年
以後も含まれるのか、この三つについてお伺いを
いたしたい。

○井川政府委員 「両政府は、この協定の効力発
生の日から二年後に沖縄島におけるヴォイス・オ
ヴ・アメリカの将来の運営について協議に入る。」
御質問の第一点の「将来」は、その日からござ
いますから、その大体二年後でございします。な
ぜ二年後にいたしましたかと申しますと、なる
だけ早くいってほしいわけでも、五年間はこれ
で許可をいたしているわけでも、五年間はその
で、もしここでやめるということになります。そし
て、どこかに移転する、日本国外に移転するとい
うことになりましますと、そのために建設でありま
すとか相当の時日を要します。したがって、いまし
て、もう発効いたしましてから二年後にその協議

を始めるということにしたわけでもございします。そ
して、最後のこの協議は、二年後以降でございま
するから、五年以内も五年よりもこえる部分の協
議も入るわけでもございします。しかしながら、この
協定で認めておきますのは五年間でございします。

○武部委員 はしなくもあなたが最後に言われま
したが、そこが問題なのであります。五年後の扱
い方が明確でないのであります。撤去が明文化さ
れておりませんから、そういう意味においては、こ
ういうことを強く協議事項として持ってきたとき
には、簡単にこれを撤去できないという、そうい
うものがこの中からうかがえるのであります。

問題は、この協定の「二年後」あるいは「将来
の運営」、「協議に入る」とか、まことに抽象的
なのであります。したがって、何か五年前にも返つ
てくるようなお話があるかと思へば、五年後のこ
ともわからぬ。まことに抽象的であつて、扱い方
が不明確であります。いま一べんひとつ明確に答
弁していただきたい。

○井川政府委員 協定第八条は、「日本国政府は、
アメリカ合衆国政府が、両政府の間に締結される
取極に従ひ、この協定の効力発生の日から五年の
期間にわたり、沖縄島におけるヴォイス・オヴ・ア
メリカ中継局の運営を継続することに同意する。」
それ以上の同意は全く与えておりません。

○武部委員 あなたはそういうふうにご答弁され
ても、撤去が明確でない以上、この文章というの
はきわめて抽象的であつて、相手がこれにつけ込
んで強めて出れば、あなた方はこれに対する防波
堤はないのです。そういう点について、協定第八
条に不明確である、私は納得できない、この点だけ
申し上げておきます。

さらに、それならば協定第八条に関する合意議
事録によつて「予見されぬ事情」、「こういうこ
とが書いてありますが、「予見されぬ事情」と
いうことは、たとえば適当な代替地が見つからな
かった場合、そういうものの中に入つており

ますか。

○井川政府委員 五年間しか日本は許可しないと
いうことは、第八条本文をもつて明らかでござい
ます。そして、五年間の期間が切れまして、そこ
でやめるといふそれがやめることになるわけ
でございします。ところが、第八条の合意議事録は、
「ヴォイス・オヴ・アメリカの日本国外への移転
の場合において」と明記いたしてございします。す
なわち、移転の場合に限るわけでもございします。
そこでやめてしまへば、五年間でまず終わつて
しまふ。まず第一に移転の場合に限つておりま
す。そして、そのあとに「予見されぬ事情」によ
り代替施設が五年の期間内に完成されない場合
には、「完成するまでの間運営を継続する必要性
に對し、十分な認識を払う用意がある。」というこ
とをば使つておるわけでもございします。したが
って、協議は二年後に始まるわけでもございしま
したがいまして、わりに早く始めるということに
いたしました。二年後に直ちに協議に入る。そし
て、それでやめてしまへばそれでよい。ただ、移
転される場合には、万一地震でありますとか火事
でありますとか——もう四年半でできるところ
が、そこがまた地震が起つたり火事が起つたり
して延びた、そういうようなときには、日本側
としても考慮してあげなければならぬであらう
ということを書いてございまして、「予見されぬ
事情」ということに、ただいま御引例になりま
した土地が買えないというような話は、ことに二
年と五年との時間的な間隔をお考えくだされば、
とてもそういうものに入らないということはお御了
承願すると思ひます。

○武部委員 いや、そうじゃないのです。適当な
代替地が見つからなかった場合のこと想定しな
ければならぬでしょう。そういうことがあなた
方の話し合いの中にあつたはずですよ。適当な代
替地が見つからなかった場合には、これは一体こ
の「予見されぬ事情」という中に入つて、五年
後も存続の交渉の対象になるのかということをお
は聞いておるのですよ。

○井川政府委員 先ほども申し上げましたように、これは普通の場合、まず建設する土地をさがします。土地をさがしてから建設にかかるわけでございます。建設に相当な時間がかかるであろうというところで、五年間のうち二年たったら始めるというわけでございます。したがって、土地があるかないかなどというのは、その二年のあとのきわめて早い時間にわかつてくることではなからうかと思ひます。そこで、四年半たつてから土地がないなどというときには、それはもうできないということとはわかつていてございしますから、とても「予見されない事情」に入るわけがないと思ひてございしますし、アメリカ側の了解もそのとおりでございます。

○武部委員 それならば、あなたの答弁は明確であります。あなた方は、代替地があると予想してこの話を進めておる、このように見て差しつかえないと思ひます。ただいまの答弁も、私はそのように受け取りました。

それならば、次に、V O A の継続に関する交換公文、この第一項の施設及び第二項の送信活動の範囲について伺ひするわけですが、復帰後に存続するV O A の施設は、復帰前と同じものでありますか。

○藤本政府委員 お答え申し上げます。同じものでございします。

○武部委員 同じものということですが、私がいただきました資料によりますと、現在ある中波、短波と、それからヴォイス・オブ・アメリカ中継局の運営の継続に関する交換公文、この資料の三ページに「短波放送 送信機 五キロワットのもの 一台以内」というものがありますが、これはどういふものでありますか。

○藤本政府委員 五キロワットのものは予備として現在持っている、そういうふう聞いております。

ります。今度出てきたこの交換公文の中に新しく「五キロワットのもの 一台以内」という送信機が記載されておる。一体何の目的のためにこれが新しく出てきたのか、それを知りたいのであります。進うじやありませんか。

○藤本政府委員 現在、短波の放送は三十五キロワット二台、十五キロワット一台、百キロワット一台、四台でやっております。そうしまして、五キロワットというものがあつて、これはあくまでも予備として現在もある、そういうことでございします。

○武部委員 それならば、提出された資料が誤りであります。この中には全然そういうものが書いてない。したがって、私どもは、この五キロワットの新しい送信機は一体何の目的のために新設されるのかということに疑問を持ったのであります。いまあなたの答弁は予備だということであり、予備なら予備として、やはり資料にはそのように記載をされてしかるべきだ、こう思ひます。

さらに、それならば、これに関連をして、二項の(4)の中に、現在以上のV O A の活動をする場合は、「日本国政府の権限のある当局の承認を受けるたうえ、」現在よりも「臨時に放送時間を延長することが出来る」という記載がここにありますが、この「権限のある当局」というのは一体どこなのか。この取りきめによるならば、現在のV O A よりももっと活動的な放送ができることをこれで認めておる、いまよりもっと大きな活動ができることを認めておることになるが、そのように理解してよろしいか。どうです。

○藤本政府委員 お答え申し上げます。ここに書いてございします「日本国政府の権限のある当局」というのは郵政省と外務省である、そういうふう思ひております。

○武部委員 後段のこの取りきめは、現在のV O A の活動よりもさらに何か具体的な問題が起きたときには放送時間を延長等して、いまのあなた方が取りきめたものよりもっと大きなV O A の活動ができるようにこれはなつておりますが、そのように理解してよろしいかと。どうです。

動ができるようにこれはなつておりますが、そのように理解してよろしいかと。どうです。

(委員長退席、毛利委員長代理着席)

○藤本政府委員 ここに書いてございしますように、現在やっている以上にもし何らかの必要があるというところになりますと、日本国政府の承認を得なければならぬというわけでございます。私どもは、少なくとも現在以上のものを許すつもりはございせんけれども、しかし、たとえばこの電波の周波数を変更しなければならぬというふうなこともあつて思ひまして、そういうふうな事項を入れたわけでございます。

最後のところにあります「臨時に放送時間を延長することが出来る」というのは、何らかの突発的な事故が起きまして、たとえばニクソンの演説があるといったようなときには、これはある程度の時間を延長してもいいだろう、そういうつもりでそういう項目をつけ加えたというわけでございます。

○武部委員 その程度のあなたの考えならば、了解ができないことはありますが、少なくともこの中から考えられることは、ニクソンの訪中の問題があつて一時間延ばしたとか、そういうようなことには受け取れないのであります。そういう点から見て、現在置かれておる沖繩のV O A の放送時間、そういうものを大幅に延長をして、さらにV O A の活動というものが対中国、対北朝鮮、そういうところの広がつていくという余力をこの協定は残しておるのではないか、このように感じたわけですが、あなたの答弁がそういうことであれば、一応了解しました。

この交換公文第四項に、妨害の排除、除去ということがあります。いままでどういうふうな妨害が生じておつたのか、そして、これに対してはどういうふうな措置がとられておつたのか、その点はいかがですか。

○藤本政府委員 お答え申し上げます。この第四項は、いわゆるそこに書いてございします無線局または受信設備、受信設備の中には家庭

でテレビを受けるとかあるいはラジオを受信するとか、そういう受信設備も入つていてるわけでございます。したがって、これがこのV O A の中継局から受ける混信その他の妨害があつた場合は除去しなければならぬというわけでございます。現在のところ、このV O A の電波によりましてテレビの受像が非常に妨害されるということで、アメリカの軍のほうで、テレビの受像機に妨害を受けないように措置をとつてゐる、そういうふう聞いております。

○武部委員 これは非常に抽象的であつて、具体的なものがないのであります。ところが、私が入手いたしましたV O A と海外中継局を持つておる国との間の交換公文あるいは協定、それを見ますと、今回佐藤内閣が交換公文として取りかわしたものの以上、非常に強い取りきめをいたしておるのであります。ここにありますのは、アメリカとリベリアとの間の協定、さらにアメリカとフィリピン、アメリカとセイロン、さらに西ドイツとの、このV O A を設置することに基づく協定の条文でございします。これを見ますと、佐藤内閣が取りかわしました交換公文と非常に違つております。

たとえば、いまお話にありました妨害の除去の問題についてきわめて抽象的でありまして、一例をあげれば、アメリカとフィリピンとの間には、協定文書の中にはつきりとそれを書いてある。これは第四項第四「航空安全及び電波障害に関する法規に服することを条件として、アンテナ構造を含む、ラジオ送信機及び受信機を建設し、又は設置すること」このようにつきりと条文中に書いてある。これは航空安全及び電波障害に関するフィリピンの法規に服することを前提として、この送信機なり受信機を設置することが認められておるのであります。妨害を除去するためにフィリピンはきちんとした交渉をアメリカ政府とやつて、この条文的取りかわしをやつてゐる。そういうことがここに全然ない、こういうことについてどう思ひますか。

払われなければならぬ、このようになっておるの
であります。

西ドイツあるいはフィリピンは、はっきりとこ
ういう問題について協定を結んでおるのであります。

○武部委員　そういう説明をされても、いま私が読み上げた西ドイツなりあるいはフィリピンとの協定には及びもつかぬことであります。少なくとももういうV.O.A.を置かれておところのセイロ

す。

一体この交換公文第六項、「日本国政府は、必要と認めるときはその番組につき自己の見解を表明する権利を留保し」と、こういうことを書かれ

放送されたあとであります。

そうすると、事前に相談はないが、一応傍受をしてみて、その内容が、私が最初に申し上げたような内容を持っておたり、いろいろなことが

あった、これはけしからぬ、こういうことをされ
ては困るというので、その点については、日本の
外務省を通じてそういうことについての交渉が行
なわれる、行なうことができるというふうに、あ
なたの御答弁を承ってよろしいのかどうか。

○福田外務大臣 さようなことを申し上げてい
るわけでありませう。

○武部委員 そういたしますと、この放送番組に
ついて日本政府は、いま外務大臣は、最後に、中
継局を通じて中継される番組に関する責任は、ア
メリカ合衆国政府のみが負うとおっしゃった。
おっしゃったけれども、現実には日本政府はかくか
くの放送をしてもらわなければならないというこ
とをアメリカに言い、アメリカがそれをのんでそ
の放送した場合には、日本政府はこの条文中に、
アメリカのみが責任を負うといつて、われわれは
責任がないのだということになりませんか。少な
くとも、私は共同責任を負わなければならないと思
うのですが、その点はいかがでしようか。

【毛利委員長代理出席、委員長着席】
○福田外務大臣 そが大それたところなのであり
ます。つまり、その責任はあくまでもアメリカ
である。そのアメリカに対してはわが国は意見
を申し入れる、これが聞かれる、非常に欣快で
ございます。また、意見を尊重いたしまして、こ
う言っておるわけでありませう。しかし、それがど
うしても聞かれぬというところが万一ありま
しても、それはアメリカの責任であるということ
であります。しかし、われわれは、わが国の意図
がこの放送に反映されるように全力を尽くす。ま
たアメリカは、日本側の意図を尊重いたしまし
やう、こういうようなことを言っておる、なか
なか含みのある仕組みになっておる、こういうふ
うに了解しておるのであります。

○武部委員 外務大臣は満足しておられるよう
であります。私は、一番最後に言いますが、決し
てそんなものではないのであります。
さらに廣瀬郵政大臣は、この十一月四日の参議
院予算委員会で政府の統一見解を述べておられ

わけでありませう。その政府の統一見解によりま
す。V O A 放送の傍受は実施いたします。な
お、番組内容の概要についても、あらかじめ入手
できるよう交渉いたします。こういう統一見解を
述べておられるのであります。傍受のこととはま
ああとにいたしまして、番組内容の概要があら
かじめ入手できる、こういうことができませんか。

○廣瀬郵政大臣 プログラムなどあらかじめ手
に入れたいと思つておるわけでございますが、ま
たその他、必要ということであればアメリカと折衝
いたしまして、そのような資料も前もって手に入
れる。事情の推移を見て手を打とうと、こういう
ように考えておるわけでございます。その窓口
はもちろん外務省でございます。

○武部委員 こういうことはほとんど不可能だと
私も思っています。少なくともこの放送の本家は
ワシントンであります。ワシントンから、ロサン
ゼルスであります。そこを中継して沖繩に電
波が送られて、沖繩から各地にいくわけでありま
す。沖繩は中継のみであります。ですから、中継
所長は、自分の番組の内容を知らぬのだというこ
とを言うのであります。そういうことを中継所長
は言っておりませう。したがって、ワシントンで
放送される番組を一体日本政府はこの場所にお
いて、いつ、このような番組内容の概要が事前に
入手できるでしょうか。私は、そういうことがで
きるならばたいへんなことだと思つていますが、一
体どういう方法で、いつ入手ができると思つてい
るか。これは外務大臣、ひとつ……。

○吉野政府委員 これは、わが国としてはあくま
でもその内容を知るべく交渉する、こういうこと
でございますが、先ほど説明がありましたとお
り、ボイス・オブ・アメリカの本部はアメリカに
ありまして、いわゆるUSIA がやつておるわけ
でございますから、USIA は実は外務省と同じ
建物の中におりまして、両方とも連携をとつて
やつておるわけでございますから、われわれとし
ては、在外公館を通じてこの交渉をやりたい
と思つております。

○武部委員 こういう政府統一見解を示された以
上、私どもは、確信があつてそのような統一見解
を示されたと思うのです。いま、交渉してみなけ
ればわからぬというような話であります。少な
くともこの放送番組の内容が問題になっておるわ
けであります。したがって、入手できるといふ確
信がおりなかつたか、それだけひとつお伺い
したい。

○吉野政府委員 現在USIA は特に秘密のもの
もございませぬし、また秘密の機関でもござい
せんから、われわれに対して、前もって、大体あ
らかじめの長期的な、どういふような計画で放送
するか、こういうようなことを特に隠してする
ことはないと思つておる。したがって、交渉によ
りましてそのような一般的な政策なり方針なり、そ
ういふものは入手できると思つております。

○武部委員 この問題は、少なくともニュース、
あるいはそのニュースに基づくニュース解説であ
りますから、何も一週間も十日も前に番組がつく
られて、それを日本政府に領事館を通じてある
いは大使館を通じて、これこれの内容でございま
す、それでは日本政府の意見はどうでございま
しょうか、そんななまぬるいようなことで放送と
いうものはできるわけがないのです。そういうも
のじゃないのです。少なくともきょう特派員か
ら入つてきた報告を全部その日で集約しながら解
説員がやつておるという、そういう実情だとい
うことがちゃんと書いてある。このテープの中にあ
るのです。そういうことが現実問題としてできな
いのです。できないようなことを政府統一見解と
して、われわれは番組の問題についてかくかくの
ことをするのだからそんな心配は要らぬというよ
うなことをいわれても、われわれは絶対に納得で
きないのです。そんなことができるはずのもの
ではない、これを私は申し上げておきたい。そうい
うできないようなことを言つて回答しても、これ
はむだであります。

そこで、最後に、私はいままで申し上げたこと
について、先ほど外務大臣のおっしゃったこと
について反論をいたしたのであります。少なくとも
も、今度のV O A の問題をめぐつていろいろや
りとりがございました。私は少なくとも、政府が、
内容的に見てV O A 放送の内容を知つていなか
つた、またあるいは知ろうとする努力がなかつた、
これをたいへん遺憾に思つておる。少なくともV O
A は対共産圏への謀略放送である。これは東南ア
ジアに向けても同様であります。また、あるいは
心理作戦の一環をになうものではないかといつても
かえがないと思つておる。それは内容から見て、
当然私どもはそう思つておる。問題は申し上げたよ
うなロシア語のニュース、このロシア船員の
十年の刑の問題にしても、これは米国の警備艦長
は非難をされて退職をされた。そしてその文章の
中には、ソ連のリトアニア人に対する不当な懲罰
だとして暗に非難をしておるのであります。こ
ういふような点はニュースの域を脱して、明らかに
ニュース解説と称して、これは心理作戦の一端を
になつておる内容なのであります。

○床次委員長 武部君に申し上げますが、約束の
時間でありませうので、簡潔にお願いいたします。

○武部委員 私は、さらに中国との内容の問題に
ついては同様だと思つておる。こういうものが中
国あるいは北朝鮮あるいはロシア、そういうこと
ばでもって聞いているという人たちが、これに
対して一体どういふ考え方をもちつたらうか、ど
ういふ気持ちを持つたらうか、これが問題だと思
うのです。少なくともそれを聞いておるところの他
国の国民が、日本に対してどういふふうにおも
うか、これが問題であります。少なくとも、こ
ういふ心理作戦を目的とした謀略的な放送をどん
どん送り込んでくるアメリカのその放送を、日本が唯
唯諾々として返還後日本に中継基地を置いて、
それをわれわれの国に向かつてこういう心理作戦
なり謀略放送をやつてくることは何だという、そ
ういふことを聞く国民が持つのは当然だと思
う。そういう面において、少なくとも米中接近の問題

や、あるいは南北朝鮮の赤十字の交流や、そういう雪解けのムードの中になぜこういう放送を、日本政府がアメリカの圧力に屈して、返還後もなおこの謀略的な放送を残すのか、私はここに問題があると思うのです。

さらに、内容については、この交換公文について、他国の交換公文やあるいは協定に比べて、これは内容的には非常にまずい。決して強い態度で交渉したものとは思えない。したがって、返還協定第八条、さらにこれに基づくところの交換公文あるいは愛知書簡、こういう問題についてのV O A関係は、明らかにこれは誤りであり、したがって私は、率直に申し上げて、これは撤回をする、そういうことを強く総理大臣に要求したいと思いますが、最後に総理の答弁をいただきたい。

○佐藤内閣総理大臣 いろいろ御意見はございいます。先ほど私が答えたいたしましたように、とにかく施政権下においてV O Aがどういう活動をしてるか、それを主体にして返還後のV O Aのあり方についても同様だ、こういう前提でいろいろお話をしたいらっしゃいますから、私もいろいろ立場が相当違っております。私は、いろいろな資料まで提供されたのでございまして、返還後において施政権下に返った、そういうことのないように十分監督してまいりたいと思います。

○武部委員 それでは、これで終わります。

○床次委員長 東中光雄君。

○東中委員 総理は、施政方針演説の中で、軍用地等の継続使用はこの協定の前提となっておるもの、だ、こういうふうな言われておるわけですが、そういう点でいわれる軍用地等の継続使用のため、公共用地等の暫定使用法、これが出されてきておると思うのですが、そういう点で、この法案は非常に重要な根本的な問題を持つておると思ふのです。私たちは、この法案につきましても、第一に、米軍が沖縄での軍用地を取り上げたときのやり方がきわめて不当だと思ふのです。それをこの法律で事後で合法化していく、そして継続し

ていくようになる。しかも、内容的にいいますと、著しく沖縄県民を差別しているように思えます。さらにまた、憲法の各条項に違反をしている。その使用目的において、憲法第九条の戦力不保持に違反しますし、また憲法第十四条の法の前の平等の原則にも違反をしていますし、憲法第二十九条の財産権の保障、あるいは三十一条の適正手続の原理にも違反をしていますし、三十二条の裁判を受ける権利にも違反をしているし、九十五条の投票に付さないという点でもやはり憲法違反がある。非常にたぐいまれな悪法だ、こう私は思うわけです。

そこで、軍用地の米軍の取得の経過についてまず総理にお伺いしたいのですが、いま沖縄全島の一四・八％が軍用地になっております。那覇市は三分の一が軍用地であります。また嘉手納村は八八％、読谷村は八〇％、コザ市は六七％が軍用地であります。まさに基地の中に沖縄があるといわれるような状態になっておるわけですが、これを取り上げてきた米軍のやり方ですね、これは当然継続使用していくということが前提だと言われている総理は、その経過、それについて検討され、国民の、沖縄県民の権利を尊重する、という立場をとって、これをやられてきたものとお考えになっているかどうか、その点をひとつ総理の所見を明らかにしていただきたい。

○西村(直)国務大臣 米軍が基地を巨に持つておる。この点につきましては、今回復帰後もできるだけ私もまた政府全体も、この効率的な利用あるいは基地のいわゆる価値等を考へて、今後とも縮小の方向をたどる努力はいたす。当面、米軍の持つておる基地、これが今回復帰後におきましては、さらに暫定使用等の法律を背景に、しかしこれも申し上げているように、できるだけ契約でいきたい。すでに大多数の地主の方々は契約に応じてくださる、こういうふうな考へております。また、米軍の占領下におきましても戦争の経緯は確かにございしました。また、一部には必ずしも要当でない使い方もあったであらうが、しか

し大多数は、米軍の施政権下におきましても契約によって大部分は行なわれ、一部は布令等による強制収用をされておりますが、そうしてそれに対するそれぞれの対価というものは払われておる、これが現状の私は認識であります。

○東中委員 たとえば読谷村の渡具知という部落があります。この部落の例を見ますと、一九四五年度の六月、あの沖縄戦争のときに北部へ疎開しました。そして六月にあの米軍の収容所の中へ入れられてしまったわけでありまして、戦間行為が終つてからもずっと入れられて、一年五カ月間収容所へ入れられておるわけです。その間に、この渡具知の部落は、住宅はもちろん全部破壊されるし、米軍がかつて気まま、ほしい気ままにこれを占領、使用しておる。それに対して対価は払っていません。そうしてやつと一年五カ月たつて、四年の十一月に読谷村までは帰つてこられたけれども、自分の先祖代々の部落へは帰れない。波平に住宅を建ててその地域で生活せざるを得なかつた。そうしてさらに十カ月たつて、少し近い楚辺というところまで戻つてくることのできた。しかし、部落は全部住宅をこわして、また建て直して移住した。そうして畑へ行つてやつと細々と仕事ができる。私有財産は全部一方的に没収されたままなんです。そういう状態が四年二カ月続いているのです。辛うじて五年の十一月になって渡具知のもとへ戻つた。ところが、それから一年十カ月たつて、あの朝鮮戦争の關係で米軍は基地拡張、土地取り上げをやりました。五三年の九月には百五十三戸の部落が全部よへ移住させられております。三十万坪の農地は全部取られてしまつた。こういう形です。そういうものに対する補償は、いま防衛庁長官は補償されたと言われましたが、そんなものはずっとあとになって、講和後になってそういう布令を出しただけのことなんです。現実生活しているその家庭、家も土地も取られて、そのときに補償されなかつたらどうして食つていけますか。こういう不当な土地取り上げのやり方がやられてきた。こういうものにつ

いて、これは私は平和条約にも違反すると思ひます。しかし、いまその法律論をやる時間があるませんからやしませんけれども、こういうやり方、不当な土地の取り上げ方、こういうことで軍用地というのは始まつたのだ。いま渡具知はトリイ・ステーション、あの飯東全域の電波を取つてそうして解説している、いわゆる謀略的な通信基地の一部に入つておる、こういう状態です。これはA表で残されることになつておる。こういう土地の取り上げ方、これは不当なものだと思つて対処しておられるのか。それはもう当然のことだといふように思つていらつしやるのか、これは重要な問題ですから、基本的な考え方です。総理どうお考えになつておるか、お聞きしたいのです。

○西村(直)国務大臣 ただいま例にあげられました伊江村あるいは読谷村、楚辺、そういう方面において、そういうような力によるものというものがあつたといふことは、私も文献でも多少伺つてはおります。ただ、全体に御存じのとおり、昨日も他の協定委員会等でも議論がなされましたが、講和発効以前は占領軍として、あるいは停戦協定ができるまでの間というものは、一つの戦時国際法の間にいろいろの現象があつた。それは確かに、お気の毒な面はわれわれはもう心得なければいかぬ。しかし漸次、それらが全部なくなつていくかといふと、その後においては、大部分というものは契約でほとんどの地主さんが一応の補償料をもつて今日に續いてきておる。それを今日引き継ぐものは引き継ぐ、返すものは返してまいらう、こういうふうなたてまえになります。過去におきましていろいろなそういうような不当行為につきましては、今回の返還協定あるいは法令等で認めるものはそれぞれアメリカの処理すべきものだ、また国内法あるいは国内において処理すべきものは処理したい。これがまあ政府の方針でございします。

○東中委員 いま私がお聞きしたのは読谷村の渡具知のことです。伊江村のことについて言いますならば、これはもっとひどいですよ。五五年の三月十一日に船で工兵隊が上陸をやつておるのです

よ。そして完全武装をした兵隊が入ってきて、そこで火までつけて家を焼き、農作物を焼いて百五十万坪の土地を取ってあるのです。十三戸の家が突然焼かれて取り上げられているのですよ。こんなことが一体許されるのかどうかということですが、これがいまあそこ射爆場になって、この間わが党の不破書記局長が申し上げた、あの核爆弾の投下訓練をやっているのがこの基地ですよ。

そしてまた伊佐浜の場合なんか見ますと、同じ五五年の三月十一日ですが、地区を三つに分けておいて、C地区を接収するといつて、実はB地区へ入ってきて、そこを取り上げた。それから七月の十九日未明、午前四時ですよ、ライトを消したブルドーザーとか戦車なんかも出たとはいわれている。これが出て行って、三十二戸の家があるのに、それを鉄条網で囲んでしまつて全部ブルドーザーでつぶした。これで追い出された人たちは、行くところがないから小学校へ夏休み中避難しているのですよ。そういう状態なのです。そして夏休みが終わるからといって、ほかのところへ、仮のバラックへ移る。農地は全部取り上げられた。どうもできないからブラジルへ行った人もいます。そしてブラジルの中でいぶん苦労しているという話を帰ってきた人に私は聞いてきました。こういう、まさに武力によって取り上げた。着剣した銃を突きつける。将棋盤でなぐられて、七十歳のおじいさんがその場で気絶して倒れたという例もある。これは伊佐浜の例です。こういう全く不当な強奪ですね。それをいま防衛庁長官の言われていることでいけば、そういう不当なこともあったけれども、不当だということも認めるけれども、しかし、この法律で合法化していくということになってしまふ。収容所へ入れてしまつてまず取り上げるといふやり方、そして朝鮮戦争に向かつていく中で基地拡張をするといえ、こういう取り方を五三年から五五年にかけてやっています。これが米軍が取り上げてきた土地取り上げの実情です。これをこのまま継続していく、これがどうしても必要なのだという立場で、

この法案というの出されておるわけですから、これは総理、こういう不当な土地取り上げ、それに對して、施政権が返還になれば当然返さなければいかぬ、返ってくるものなのですから、それをそのまま引き続いて継続使用させていくというのはどうしても許されぬと思うのですが、総理の考えを聞きたいと思ひます。

○西村(直)國務大臣 東中委員も御存じのとおりに日米安全保障条約を結んでおります。これに對しては、お立場が違えばこれはまた別論でございますが、われわれとしては国会の御承認をいただいて安全保障条約を結び、そしてそれに対して米軍に基地を提供しておる。講和前におきましてそういういろいろな事象が一部にあったこと、それに對しましては講和前の補償、いろいろな扱いがあると思ひます。それらに對する法理的な見解は施設庁長官からさらに御説明いたします。

○東中委員 いや、いいです。時間がありませんが施設庁長官、けっこうです。私が申し上げたいのは補償の問題とかいう問題じゃないのですよ。そういう強権的に取り上げて、沖縄県民の心をこれで踏みにじってきたわけですよ。武力でやってきたわけですよ。そういう基地をそのまま継続していく、それははっきり終止符を打つべきだ、当然返さすべきだ、こう思うのです。その点について総理の考えをお聞きしたい、こう言っているわけですよ。

○佐藤内閣総理大臣 私は、ただいま言われるように、これは武力によるあるいは権力による人権の侵害だから、それをもとに返せ、こういうのが東中君のお説かと思ひます。私は、ただ、いままで沖縄同胞が苦しい状態に置かれたことに、ほんとうに心から実は同情しております。戦時中、さらにまた戦後、もう戦争が済んだ後においてすら、さようなことが、力による財産——人命とは申しませんが、財産がとられて、収奪されて、こういうことを聞くにつけても、一日も早く実は祖国復帰を実現したい。何よりも祖国復帰を実現して、そうしてただいま言うような外国の施

政権下で苦しい思いをしないような、そういう状況をつくるのが私どもの責任だと実は思つておるものでございます。ただいま御審議をいただいておりますのも、そういう意味合いにおいて私は御審議が願えるのではないかと思ひます。私は、いままで米軍のやつたことそのものを是認して、それでやろうというわけでもございません。私は、当然米軍基地は、今度は日米安保条約のワク内においてのみその施設、区域が使用される、使用でき、また米軍自身の行動も安保条約のワク内においてのみ許される、その他のことをやろうとするならば、これは事前協議の対象になる、こういうことでございまして、その辺を十分御理解をいただきたいと思います。

私は、沖縄同胞が戦時中焦土化する、全島全県を占領されたそのことを考え、同時に、戦争は済んだが、その後においてさらに施政権下という名のもとにずいぶん米軍の力の政治が行なわれた、そういう点に私は心から御同情申し上げて、ほんとうに御苦勞でした、こういうことを申し上げたのでございまして、この上は、ただただ一日も早く祖国復帰を実現して、そうしてわれわれがまたたく沖縄同胞を迎えることではないかと思ひます。そのあたりにかかってくる中には、ただいま言われるような軍の施設、そういうものが変化を来たすというか、質的にも変化を来たします、量的にもこれが整理統合されなければならな

いと思つております。私はそのいうものが右から左にできないことをまことに残念に思ひますが、ただいま東中君も御指摘になるようなそういう状態を是認するのではなくて、私も一日も早く本来あるべき姿に返す、そこに力を集中しよう。そして、それぞれ政党内によって安保条約をお認めにならない方もあるのですけれども、私は、しかし、沖縄の大多数の方は、本土並みに安保条約をやはり認めていたのだと思ひますし、またサンフランシスコ条約そのものも否定なさる党もございまして、ましてやそのサンフランシスコ条約第三條、これは頭か

らさような権利は認められない、かように言われる方もございまして、私はそういうような議論をするよりも、現実の問題として、とにかくあたたく迎えること、そしてともどもに問題を解決していくこと、これがわれわれのつとめではないか、かように思つておる次第でございまして、先ほどの大体要を得ておると思ひますけれども、私の所見を申し上げてお答えとする次第であります。

○東中委員 不法にあるいは不当に占拠された軍用地、それを継続してやっていくということ、これが今度のいわゆる返還協定の前提、基礎になっているというところは、沖縄県民が現に苦しみを受けたその軍用地をそのまま統括していくということに結局なる。それを、沖縄県民の意思がそれには反対だといつて、場合に強制的に取り上げていくのがこの法律なんですよ。賛成していいというんじやないんです、賛成しないで、いやだといつて、強制的に取り上げるのがこの法律なんですから、そういう点ではまさに米軍が実力でやつたやつを、今度は法律によって合法化していくということになるのであつて、私たちは、これは総理言われますけれども、あたたく迎えるというのじやなくて、継続していくことになるのじやないか、こう思うわけでありまして、特にこの法案について、先ほど申し上げましたように、非常に類例のない法律だと私は思うのです。

それで、防衛庁長官にまず第一聞きたいのですけれども、米軍基地が返還をされて、それを自衛隊が引き続いて基地にするという場合に、返還されたら、たとえば地位協定でもそうでありまして、けれども、所有者に返さなければならぬということになつていくわけですよ。それを自衛隊が引き続いて使っていくときには土地所有者の同意が要る。同意がなくて、返還された基地をそのまま取り上げていくという法律は、いままであつたかどうか、この法案はそうすることを第二條で定めていくわけですが、いままでそういう法律があつたかどうか、その点をお聞きしたい。

○西村(直)國務大臣 必ずしも先例とは私申しませんが、小笠原復帰の場合におきましては、自衛隊を含めまして、もちろん駐留軍に提供する基地を含め、公用地を含め、一括しまして一つの形をとっておるのであります。

○東中委員 小笠原については先例とは言わないと防衛庁長官自身が言っておられるのです。先例にならぬですよ。あそこには人がおらなかつたのだし、おらなかつたのですよ、あのときは。だから政府はそういう説明をしてきました、私の予算委員会の質問のときでも。やむを得ずそうしたのだ、こう言っていた。しかし、問題は、あれは先例というよりはむしろ沖縄のための布石じゃないですか。そうとしか考えられないですよ。しかし、日本の本土、日本どこでもそういうことをやったことがない、沖縄県だけです。あるいは小笠原を含めてだけ自衛隊が強制的に一方的に返還された土地を所有に返さないで取り上げちゃう、こういう法律がこの法律だ、こういうわざを得ないのですが、そうじゃございませんか。

○西村(直)國務大臣 あなたのお立場では、自衛隊そのものをお認めにならぬ立論からスタートをお切りになるから、そういう立論もあるかもしれないが、私どもは、もちろん小笠原はなるほど小笠原としての理由はあったが、そういう形もありました。

それからいまい一つは、自衛隊というのも国家のいわゆる一つのファンクションと申しますか、国土を守るということもさう、それから同時に、道路を、国道を提供することも一つの国家のファンクションであります。間接的ではあります。あるいは水道であるとか電気の供給基地を確保することも一つのファンクションであります。これらの国家の機能をひとつ円滑にさしていたら、しかし、私どもは、いつも申し上げますように、これを原則としてできる限り契約で円滑にお話し合い、いわゆる合意でやっていきたい。そうしてまた、今日の現在の実情というものは、大多数の方々は大体その円滑な合意に達してくださる

というふうに私どもは信じておる次第であります。

○東中委員 合意でやることを問題にしているのじゃないんです。この法律は強制をするという法律だからということをおっしゃっているのです。確かに国家のファンクションである、私たちはそれは違憲だと思つています。しかし、国家の機関であるけれども、日本の他の都道府県ではどこもやらないことを、沖縄だけでやるということが問題だと言っているのです。そのことについては何も言われてない。そこまでをやらなければいけないのは、自衛隊が米軍に肩がわりをする、いわゆるニクソン・ドクトリンの線に基づいて、そして佐藤総理のあの共同声明また久保・カーチス取りきめ、これでアメリカに義務を負っているから、いまままでにやったことじゃなくて、本土ではやったことがないのにあえてこの沖縄だけでやってきた、こう言わざるを得ないわけですね。

さらにこの法案について、私も一つも異なるものを申し上げたい。この法律案は、土地所有者に対して何の通知もしない、通知にかわる公示もない。法律自体の規定で、第二条一項の規定自体によつて取り上げちゃう、こういう法律になっています。あとから通知するようになっているわけですね。二条の三項は、あとから連絡するようになっているわけですね。いつ連絡するかといったら、土地を取り上げてから「遅滞なく」と書いてある。もともと法律で「遅滞なく」というのは、ちゃんとゆつくりやっておつてよろしい、ということですよ。「後、何々のあと直ちに」と言うたら、あとでやるけれども急いでやれ、ということですよ。その次に、「すみやかに」というのがあつてよろしい。これはもつとゆつくりやっておつてよろしい、ということですよ。それよりもさらにおそい「遅滞なく」、法律用語として当然です。こういう状態で通知もせぬで土地を取り上げた。こんな例が一体あるか。国家総動員法で土地を取り上げたときもそんなことはやっていない。米軍の土地取り上げの特別措置法、これだつてやっていない。

アメリカ軍が沖縄でやっているあの布令でさえ一応通告だけはするようになっていた。通告と同時に武力行使だ。この法律は通告さえしていないのですよ。こういう前代未聞の法律をなぜここでやったのか、それをお聞きしたい。

○西村(直)國務大臣 後段の問題は施設庁長官からお話を申し上げます。

前段の、なぜこういうふうな法律を本土においてはおつるか、小笠原はまあそういう例をやつておりますが、本土においてはやつてないじゃないか。しかし、先ほど来、あるいは先般来、私がしばしば申し上げているように、できるならそういう法律はつくりたくない。しかし、御存じのとおり、講和発効後における日本の本土におけるいろいろなものや違つたものであります。状況は引き続き使用さしていただく、使用さしていくようにする。それには、日本政府がいま介入できないような施設権下にあるという制約が非常にあるというのが一つ。したがって、まあできれば、復帰以前に全部の地主さんと契約ができれば一番いいことですが、おそらくそれは不可能である。復帰以前にアメリカの施設権下でいろいろやることは困難である。その上にまあ数も三万数千名の方々が地主さんとしておられる。その上に海外移住であるとかいうような、あるいは土地におられない方もおられる。そういうことを考えると、契約していくに進めていく中で暫定使用というものをさして、引き継いでいかなければならぬ。基地がそこでもつて機能をつぶして、それで空白になつていくということの状況は、今日の状況ではこれはできないことではありますから、どうしてもそここういうやむを得ない措置が要る。

後段につきましてはひとつ施設庁長官から、手続の問題でありますから説明申し上げます。

○島田(豊)政府委員 この法案によりますれば、二条二項によりまして、この法律の施行前に、米側に提供すべき予定のもの等その他につきましても、要するに、一項一号に掲げる土地となるべきものの区域あるいは工作物となるべきものがあるいは当該土地、または工作物の使用方法について、法律の施行前に告示いたすわけでございます。なぜこの通知を事前に行なわなければならないかということでございますが、復帰以前の段階、つまり米側の施設権下におきます段階におきまして、個人個人に通知をするということができないということ、あらかじめその土地等につきましては告示いたしまして、自分が所有するところの土地所有者あるいは関係人が自分の土地が告示される、つまり米側なら米側に提供されるべき区域内に入る、ということとをあらかじめ十分事前に承知し得るといふ、そういう意味合いで事前に告示をいたすわけでございます。そういう点におきまして、手続の補償面において私は欠けるとは思いません。したがって、復帰以前といふことは、法律の施行後におきまして遅滞なくこれは各人に通知をし、あるいは公示をする、こういう手続をとつたものでございませう。

○東中委員 はかに前例がない。あの戦時中の国家総動員法による土地取り上げだってこんなことやつてなかつたんだ。少なくとも通知をやり手続はしているのですよ。あとから通知をするというのは、先にまず取り上げちゃう。こんなものは戦争中でさえないから、米軍の軍政下でさえないから、たといふことを言っているのですよ。それについて何の説明もしていないじゃないですか。

さらに、この法律のもう一つの特徴は、法律で、二条の一項で取り上げてしまつてから異議申し立てもできないじゃないですか、異議申し立ての規定がありますか。

○島田(豊)政府委員 この二条二項の事前の告示というものが一つの処分でございますので、これに対する不服の異議申し立て、あるいは抗告訴訟的なものはできるというところでございませう。

○東中委員 いずれにしても二項の場合は一般的な告示であつて、土地所有者に対するあて先が違つて、そういう点でいま施設庁が言つたような訴訟ができるかもしれない。私たちは当然しも制定

されたらできると考えますけれども、しかし不服の手続を何ら規定していない。問答無用の法律になつてゐるということです。

もっとありますけれども、この三つの点だけを見ても、戦前、戦中、戦後を通じてこんなひどい立法というものはないので。法律で一方的に取り上げておる。通知もしない。自衛隊だけが沖繩に出でいく。これは沖繩県民に対して、沖繩県に對してだけの立法なんですから、沖繩だけの立法なんです。明らかに本土における各都道府県の国民と區別をしておる。まさに憲法十四条に言う法の前の平等の、則にこれはまづ正面から違反しますよ。こんなひどい立法というものはありはせぬと思うのです。そういう点で憲法違反だ、こう考えるのですが、いかがでしょうか。

○高辻政府委員 お答えを申し上げます。先ほどは憲法のいろいろな規定をおあげになりました、これがこの法案は憲法違反であるという断定をなさつたわけでありまして、(東中委員)それは質問してないよと(呼ぶ)いまのお尋ねは十四条だけでございませう。——十四条についての問題でございますが、確かに沖繩についての問題であるという事は、いまその施政権の返還が問題になつてゐるものですから、自然沖繩における問題になることはもう当然の結果でございまして、十四条の關係だけに焦点を当てて申し上げれば、この法律案は、何よりも沖繩の住民を憲法の明文にあるような、「人種、信條、性別、社會的身分又は門地」によつて、これは判例にあることばでもありますが、人格の価値が、すべての人間について平等であるという憲法上の理念にそむいて差別しようというものでないという事は、これは明らかだと思ひます。

ただ御指摘の点が問題になりますのは、沖繩にある土地等の權利を有する者が、公共の利益のための特別の必要制に基づいてその權利を制限する法律が適用される結果として、確かに他の地域に權利を有する者との相違が出てくることは御指摘

のとおりであります。この相違は、事柄の性質に即しまして、合理的と考えられる法律の適用の結果によりまして生ずるもの、すなわち、それ自体合理的の根拠に基づくものであるとわれわれは考えますので、別に憲法十四条一項に違反するといふようなことにはならないと考えております。

○東中委員 いま法制局長官の御答弁を聞いていますと、全く論理的に成り立たぬことを言つておられると思ひます。というのは、事柄の性質上、沖繩に特殊な問題だ、こう言つていますけれども、事柄の性質は、返還された基地を自衛隊が使うということ。これは本土でもやつてゐることでしょう。強制的にやつた例がないのに、沖繩だけやつてゐる、こう言つてゐるのです。本土でやるときは、通知をやり手続をとるのに、沖繩の場合だけは通知はあつたから、手続さえしていない、これを言つてゐるわけですね。もし、これが沖繩県民における差別、十四条違反でないというんだつたら、法の前に平等であるというこの原則をこれでもやれるんだと言ふんだつたら、そうしたらまた別の法律をつくら、北海道は北方で重要だから、ここの自衛隊の基地取り上げについては、普通の一般の法律と違ふ法律をつくる、これができるとことになる。京阪神地域、首都圏地域は重要だから、ほかと違ふんだから、だから基地をつくるのにこれはやれる、こういうことになつていくじゃないですか。これが憲法違反でないといふようなことをいへば、およそ差別というものはなくなつてしまふ、この点をほつきりしていただきたい。

○高辻政府委員 私の申し上げたことをだいたい誤解があるようでございますが、東中さんも法律家をいらつしやいますから、少し中身に入つてお話をしたいと思ひますが、いずれにしても、公共の安全を維持し、あるいは公共の危険を避ける、この場合には、公共の利益のため特別の必要があるかどうか、その認識が基本であります。基本であります。そういう認識がありまして、しかもその手続を踏むいとまがない。この場合は施政権が

返還されて、直ちにその要が出てまいりますので、そういういとまがないときには、通常の手續を省略したり、簡略な手續によるというのはこれはいまの法定法にも例がないわけではございません。これは、特に例としてあげれば、土地収用法上の緊急使用といふこともございまして、それから小笠原諸島の復帰に伴うものもその一つの例でございますが、そういうこともあつたわけでありまして、沖繩にできれば北海道にできるというやうな単純なものではない。うんそれ、何といひますか、一般には非常に飛躍があるように聞こえますが、そういうやうなものではない。やはり事柄の性質に即して、つまり公共の必要性というこのに即してこの法律案を必要としたという事由が認められるか認められないか。認められるとすれば、あとはそういう必要に応じた法律ができるというの、これは、これはどうも幾らでも例がございまして、これをもつて直ちに十四条違反だといふ論旨、これは少しお考え直していただきたいと私どもは率直に考えます。

○東中委員 自衛隊の基地を土地所有者の反対にかかわらず強制的に一方的に取り上げるといふことの緊急性やら必要性やらいふものは、いまあなたが言われているこの一般の法律の緊急性といふものと全然性質が違ふ。この点をまず指摘しておきたい。

もう一つの問題は、この通知さえやらないで土地を取り上げてしまふといふことは、最高裁判所の大法院の判例にはつきり違反をしております。昭和三十七年十一月二十八日の大法院判例がございす。これによりまして、国民の財産を国が取り上げるというときには、その「当該所有者に対し、何ら告知、弁解、防禦の機会を与へることなく、その所有権を奪ふことは、著しく不合理であつて、憲法の容認しないところである」とはつきりいつてゐます。「けだし、憲法二十九条一項は、「財産権は、これを侵してはならない」と規定し、また同三十一條は、「何人も、法律の定める手續によらなければ、その生命若しくは自由を奪

はれ、又はその他の刑罰を科せられない」と規定してゐるが、「所有物を没収せられる第三者について、告知、弁解、防禦の機会を与へることが必要」だ。それをやらなければこれは憲法二十九条、三十一條違反である、こういつてゐます。法制局長官は、それは刑事手續の問題だと言われるかもしれないけれども、それは言わないのですか。首を振つておられますが、それならばまさに土地を取り上げるについては告知をしなければいかぬ、遅滞なく。あとから通知するんじやなくて、まず告知をして、それに対して意見を言う機会を与へなければいけない。そしてこそ適正に財産権を少なくとも補償できるんだ、こういうのが趣旨であります。

さらに、これは刑事裁判の關係でありますけれども、松山空港の滑走路拡張のときに、公有水面を埋め立てをするといふので知事が告示をした。それに対して漁業権者が漁業権を奪はれるといふことで裁判を起こしました。これに対して裁判所は、はつきりと、漁業権でも現に漁業権を持つてゐる人たちに何の通知も連絡もしないで、一方的告示によつて取り上げてしまふといふのは、これは憲法三十一條、二十九条違反だといつて、この執行停止の裁判をやりました。内閣総理大臣、異議申し立て権がありますけれども、やつておられませんか。現にそれでストップしました。まさに財産権を取り上げる、強制的に取り上げるといふときには、当然相手方の意見を聞かなければいけない。手續は全部そういうふうになつてゐるわけですよ。河川法だつて土地収用法だつて、その他あらゆる法律がそうです。そうでない法律は違憲だといつて違憲判決が出てゐるわけですから、この土地強制収用法、これはまさに通知も告知も何にもやつていない。あとからやる。まず取り上げてからやる。補償のことについて裁判がやれても、それは別個の問題であるといふことは、最高裁の判決も松山の判決についても、あとで救済があつてもそれは別の問題だ。はつきり判決に書いています。まづ正面から違反すると思ひますが、いかが

でしょうか。

○高辻政府委員 これはどうもいきなりの御質問でございますが、昭和三十七年の御指摘の判例というのは第三者所有物の没収に関する判例であつたと思いますが、あの場合とこの場合——あの判決は私もむろん賛成でございますが、あの場合と全くこれを同視して、同じような理論を展開されるのも、これは私はいふ飛躍があるのではないかと考えます。この暫定使用法案は、いろいろ御説明しましたように、沖縄の復帰後においても、国などが、従来の公用地等であつて引き続き必要であると認めるものについて暫定的にこれを使用しようというものでありますが、所有者等との関係については、従来の使用関係というものがありませんで、その範圍を越えるものではないのであります。第三者所有物の没収のように、全然、犯罪に關係ある船舶、貨物等だといふので、いきなり本人の知らない間にこれを没収してしまうといふのと同じ平面で考えるのは、私、これまたどうかと考へております。二十九条、三十一条等にもお触れのお話ございましたが、二十九条に關して言えば、詳しい時間をとることは差し控えますが、補償といふこともあることでありますし、二十九条三項は、補償によつて公共のために用いることを認めておくことでもありますし、三十一条については、先ほどもちよつと触れましたが、事態に應じては、先ほどは刑罰に關する手続だからといつて逃げるんではないかとおっしゃつておりましたが、確かに刑罰に關する規定でございますが、しかし、行政手続においてもその趣意をくんでやるべきことは当然だと考へておりますが、それは行政手続におけるその場面に關するものであります。今の場合については、法律の施行前、これに必要とされるものについてはこの範圍を告示したりあるいは使用方法を告示して一般にこれを知らせる、それから後ではありますけれども、権利者等に一々通知をする。それからまた裁判上争うことも先ほど触れておりますが、これ

はお疑いを持つほうが私はふしぎだと思つたのであります。告示についてはその告示を争う方法がむろんございます。

○床次委員長 東中君に申し上げますが、お約束の時間が経過しておりますので、この質問をもつて終りたいと思ひますが、簡潔にお願いいたします。

○東中委員 もう終わりますが、先ほど申し上げた松山地裁の判決というのは昭和四十三年七月二十三日、これは刑事事件でもなければ、まさに憲法違反といふことがまづ正面から出されている判決で、それを法制局が知らないといふのは、私はそもそも憲法を守るといふ点からいつてもぐあいが悪いのではないかと、こう思ふのですが、いづれにしてもこの法案は、私の見解じゃなくて、最高裁の判決、裁判所の判決に告知し、弁解し、意見を述べる機会を与えなければ、それは適正手続、デュー・プロセス・オブ・ローに違反する、憲法三十一条に違反するといふことをいつておるのだ、そういう法律なんだといふことをはっきりしていただきたい。

それと同時に、時間がありませんから九十五条違反、あるいは三十二条違反、論議できませんが、こういう問題でありますので、委員長に要請をしたいのですが、こういう類例のない立法で、しかも最高裁の判決ともまづ正面から違反するやうな立法なんですから、そういう問題について、違憲性について、参考人の調べ、専門家の意見を徴する、こういうことをやっていたらいいといふことを要請しまして質問を終わりたいと思ひます。

○床次委員長 参考人の招致等につきましては、理事会にはかりまして善処いたします。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後六時十二分散会

昭和四十六年十一月十九日印刷

昭和四十六年十一月二十日発行

衆議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局